



**推計手法解説書
（年次推計編）
平成 17 年基準版**

平成 24 年 11 月 16 日

内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

はじめに

内閣府経済社会総合研究所は、国際連合によって勧告された『1993年改訂 国民経済計算の体系(93SNA)』に準拠して、国民経済計算の作成・公表を行っております。そうして作成された情報は、我が国の経済動向分析、政策の検討・立案、各種の調査研究のための基礎資料として幅広くご利用いただいております。

本書の初版は、平成12年に我が国が93SNAに移行した際に、推計方法及びその基礎統計を利用者に紹介する目的から作成いたしました。その後、推計方法の変更に伴い数度にわたり改定を行ってまいりました。前回の平成19年改訂版からは既に5年が経過し、この間、推計方法も大きく変更されてきたことから、今般、内容を全面的に刷新し、名称も「推計手法解説書(年次推計編、平成17年基準版)」と改め、公表することといたしました。

前回の平成19年改訂版からの大きな変更点は、平成23年12月に行われた平成12年基準から平成17年基準への国民経済計算の基準改定(平成17年基準改定)を反映した点にあります。基準改定とは、概ね5年ごとに公表される「産業連関表」、「国勢調査」等の結果を反映させて、国民経済計算の計数全体を改定するとともに、推計上の概念の変更や推計方法の見直し等も併せて行うものです。平成17年基準改定においては、例えば、金融仲介サービスに関する概念変更として、それまで参考系列としていたFISIM(間接的に計測される金融仲介サービス)を本体系に導入する等の大きな概念変更や推計方法の見直しを行っております。内閣府では、平成17年基準改定によって国際基準との整合性が一層高まり、国際比較可能性の向上やユーザーへの提供情報の充実等が図られたものと考えております。

また、編集に当たっては、既に公表している「国民経済計算の作成方法」(平成23年12月1日公表)、「推計手法解説書(四半期別GDP速報(QE)編)」(平成24年11月8日公表)との内容の重複に留意し、年次推計の推計方法に特化して記載しております。さらに、ユーザーの方々の利便性向上を図るべく、できるだけ詳細な内容を盛り込むとともに平易で分かりやすい記述に努めたところです。今後、本書が広く活用され、多くの方々に我が国の国民経済計算の理解を促す一助となれば幸いです。

目次

第1章 年次推計の体系	1
(1) 推計の流れ.....	1
(2) 確報推計と確々報推計の関係.....	4
第2章 財貨・サービスの供給及び需要の推計	5
1. 概要	5
(1) 基本的な考え方.....	5
(2) 商品分類と流通経路.....	6
2. 配分比率、運賃率、マージン率の推計	5
(1) 基準年次推計方法の概要.....	5
(2) 配分比率、運賃率、マージン率の変動.....	6
3. 商品別出荷額の推計	10
(1) 基本方針.....	10
(2) 商品別推計方法の概要.....	10
4. 在庫品増加額の推計	14
(1) 推計方法.....	14
(2) 在庫品評価調整.....	15
5. 消費税の取扱い	16
(1) 修正グロス方式.....	16
(2) 消費税控除額の推計.....	16
第3章 国内総生産（生産側）の推計	18
1. 概要	18
(1) V表（産業別商品産出表）.....	18
(2) U表（産業別商品投入表）.....	19
(3) 産業別国内総生産.....	19
(4) 産業別国内総生産の構成項目.....	20
(5) 実質化.....	20
2. 産業連関表関連処理（基準年次処理）	24
(1) I0 ベースV表（屑あり）・I0 ベース主産物V表の作成.....	24
(2) I0 ベースU表・I0 ベースB表の作成.....	25
(3) 中間投入項目別 I0 投入比率及び補正率.....	26

3 . 年次処理	31
(1) V表（産業別商品産出表）処理.....	31
(2) U表（産業別商品投入表）処理.....	34
4 . 産業別国内総生産及び構成項目の推計	38
(1) 産業別国内総生産	38
(2) 産業別固定資本減耗.....	38
(3) 産業別生産・輸入品に課される税、補助金.....	38
(4) 産業別雇用者報酬	38
(5) 産業別営業余剰・混合所得.....	38
5 . 国内総生産（生産側）の推計	40
6 . 参考 産業連関表との関係式	41
第4章 一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計	46
1 . 一般政府及び政府サービス生産者関連項目の推計	46
(1) 一般政府及び政府サービス生産者の範囲	46
(2) 推計方法	46
2 . 対家計民間非営利団体及び対家計民間非営利サービス生産者関連項目の推計	50
(1) 対家計民間非営利団体及び対家計民間非営利サービス生産者の範囲.....	50
(2) 推計方法	51
第5章 海外勘定の推計	54
1 . 基本的な考え方	54
2 . 推計方法	54
(1) 経常取引	54
(2) 資本取引	56
(3) 金融取引	57
第6章 国内総生産（支出側）の推計	58
1 . 民間最終消費支出	58
(1) 家計最終消費支出	58
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出.....	59
2 . 政府最終消費支出	59
(1) 年度計数の推計.....	59
(2) 四半期計数の推計	61
3 . 総固定資本形成	61
(1) 推計の基本体系.....	61
(2) 需要項目別推計方法.....	62

4 . 在庫品増加.....	66
(1) 民間在庫品増加.....	66
(2) 公的在庫品増加.....	67
5 . 財貨・サービスの輸出入.....	68
第7章 デフレーターと実質化.....	69
1 . 実質化の意味とデフレーター作成の基本的考え方.....	69
(1) 実質化の意味とデフレーター.....	69
(2) 指数算式.....	69
2 . 実質化のための基本的価格指数の作成.....	69
(1) 基本単位デフレーター.....	69
(2) 建設デフレーター.....	71
(3) 政府サービス及び対家計民間非営利サービスデフレーター.....	72
3 . 国内総生産（支出側）デフレーターと実質値.....	73
(1) 連鎖方式の基本算式について.....	73
(2) 家計最終消費支出.....	74
(3) 政府最終消費支出及び対家計民間非営利団体最終消費支出.....	75
(4) 総固定資本形成.....	75
(5) 輸出（入）.....	77
(5) 国内総生産（支出側）.....	77
4 . 国内総生産（生産側）デフレーターと実質値.....	77
(1) 産業別国内総生産の実質化.....	78
(2) 政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の国内総生産の実質化.....	79
(3) 輸入品に課される税・関税（生産側）の実質化.....	80
(4) 国内総生産（生産側）の実質化.....	80
第8章 所得支出勘定の推計.....	82
1 . 所得支出勘定の流れ.....	82
2 . 所得の発生勘定 / 第1次所得の配分勘定の推計.....	82
(1) 雇用者報酬.....	82
(2) 営業余剰・混合所得.....	85
(3) 生産・輸入品に課される税・補助金.....	87
(4) 財産所得.....	87

3 . 所得の第2次分配勘定の推計	93
(1) 所得・富等に課される経常税	93
(2) 社会負担	93
(3) 現物社会移転以外の社会給付	94
(4) その他の経常移転	95
4 . 現物所得の再分配勘定の推計	96
(1) 現物社会移転	96
5 . 所得の使用勘定の推計	97
(1) 最終消費支出と現実最終消費	97
(2) 年金基金年金準備金の変動	98
第9章 資本調達勘定の推計	99
1 . 実物取引	99
(1) 総固定資本形成	99
(2) 固定資本減耗	99
(3) 在庫品増加	99
(4) 土地の購入（純）	99
(5) 資本移転等	101
2 . 金融取引	101
(1) 推計方法の概要	101
(2) 項目別推計方法（年度末値の推計）	105
(3) 調整勘定の推計	110
3 . 純貸出（+）／純借入（-）と純貸出（+）／純借入（-）（資金過不足）	110
第10章 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計	112
1 . 評価の原則	112
(1) フロー系列の再評価	112
(2) 収益還元法	112
2 . 各項目の推計方法	112
(1) 非金融資産	112
(2) 金融資産及び負債	121
3 . 調整勘定	121
(1) 調整勘定の役割	121
(2) その他の資産量変動勘定	122
(3) 再評価勘定	122
4 . 家計の耐久消費財残高（参考）	123

第 11 章	その他参考表等の推計方法	125
1	経済活動別就業者数・雇業者数・労働時間	125
(1)	就業者数・雇業者数	125
(2)	労働時間	125
2	実質国民総可処分所得	125

第1章 年次推計の体系

(1) 推計の流れ

わが国における『国民経済計算』(System of National Accounts、以下「SNA」という。)は、『国民経済計算年報』に整理されて広く利用されている。その基本的な流れは図1-1に示すとおりであり、以下の説明は同図に基づいている。

a. 財貨・サービスのフロー

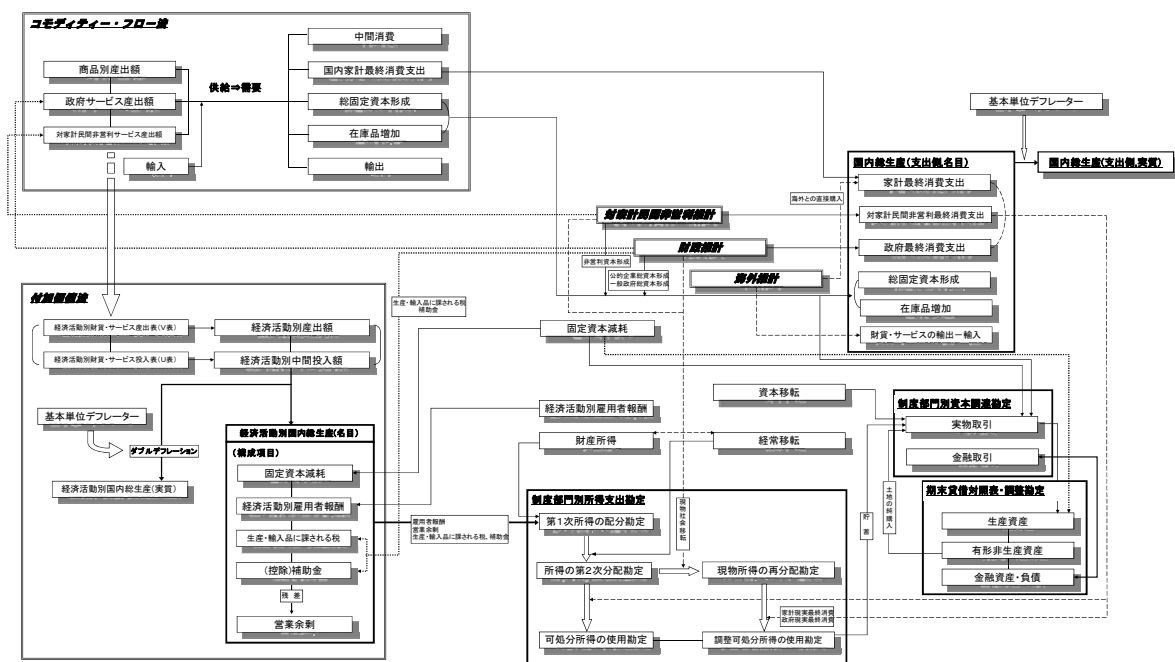
(a) 財貨・サービスの供給及び需要

産業によって生産される財貨・サービスの供給及び需要については、品目ごとに産出額、輸入、運輸・商業マージンを求め、これらの合計である総供給額を『産業連関表』(総務省)に基づく比率等により経済活動分類における産業への中間消費、家計最終消費支出、総固定資本形成、在庫品増加、輸出の需要項目に配分する(コモディティ・フロー法、以下「コモ法」という。)

一方、政府サービス生産者によるサービスの産出及び需要先別配分、並びに対家計民間非営利サービス生産者によるサービスの産出及び需要先別配分については、上記の方法によらず、これらの生産者が非市場サービスを生産していることを踏まえて推計する。

財貨・サービスの供給及び需要は『国民経済計算年報』においてフロー編・付表1として表章されており、本書においては第2章で説明する。

図1-1 SNA推計のフロー図



(b) 国内総生産（支出側）

以上の推計によって得られた家計最終消費支出、対家計民間非営利団体最終消費支出、政府最終消費支出、総固定資本形成、在庫品増加、輸出－輸入の合計が国内総生産（支出側）である。このうち、輸出・輸入に関しては『国際収支統計』（財務省・日本銀行、月次又は四半期ごと）を組み替える海外推計により別途推計する。

なお、国内総生産（支出側）は『国民経済計算年報』フロー編の統合勘定1や主要系列表1として公表される。国内総生産（支出側）の推計の流れは主として第4章、第5章、第6章などで取り上げる。

(c) 国内総生産（生産側）

国内総生産（生産側）は産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の付加価値の合計である。

産業の付加価値は、産業別の産出額から中間投入額を差し引いて求めた産業別の付加価値を合計することにより推計する。産業別の産出額は、コモ法における産出額をコントロール・トータルとする産業別財貨・サービス産出表（以下「V表」という。）に基づいて推計する。産業別の中間投入額は産業別財貨・サービス投入表（以下「U表」という。）に基づいて推計する。

政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の産出額、中間投入額、付加価値額及びその構成項目は、これらの生産者が非市場サービスを生産していることを踏まえて推計する。

産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の付加価値を合計すると国内総生産（生産側）¹になる。

なお、付加価値は雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、（控除）補助金、営業余剰・混合所得に分けることもできる。営業余剰・混合所得は付加価値から他の構成項目を控除して求める。

『国民経済計算年報』フロー編では、V表は付表4、U表は付表5、積み上げた構成額は統合勘定1、国内総生産（生産側）は主要系列表3及び付表2として公表される。この一連の推計の流れは、第3章で取り上げる。

b. 所得のフロー

発生した所得の分配から使用までを、5つの制度部門別（非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計、対家計民間非営利団体）に、制度部門別所得支出勘定として記

¹ 厳密には、これらの合計に「輸入品に課される税・関税」を加え、「総資本形成に係る消費税」を控除したものが国内総生産（生産側）である。また、付加価値法により求められる国内総生産（生産側）とコモ法により求められる国内総生産（支出側）には統計上の不突合が存在する。この不突合は以下の定義とする。

$$\text{統計上の不突合} = \text{国内総生産（支出側）} - \text{国内総生産（生産側）}$$

第1章 年次推計の体系

録する。経済活動別に推計された雇用者報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸入品に課される税、補助金を5つの制度部門に対応させるとともに、財産所得、経常移転の受払及び海外推計により推計される海外との雇用者報酬、財産所得、経常移転の受払を加えて所得支出勘定を以下のとおりに分割して作成する。

「第1次所得の配分勘定」では、各制度部門に該当する雇用者報酬、営業余剰（・混合所得）、生産・輸入品に課される税、（控除）補助金に財産所得の受払を加えることにより制度部門別の第1次所得バランスを推計する。

「所得の第2次分配勘定」では、第1次所得バランスに所得・富等に課される経常税、社会負担・社会給付、その他の経常移転の受払を加えて可処分所得を推計する。

「現物所得の再分配勘定」²では、可処分所得に現物社会移転の受払を加えて調整可処分所得を推計する。

「所得の使用勘定」³は更に「可処分所得の使用勘定」と「調整可処分所得の使用勘定」に分割される。前者では、可処分所得から最終消費支出を差し引くことにより制度部門別の貯蓄を推計する。一方、後者では、調整可処分所得から現実最終消費を差し引くことにより貯蓄を推計する。なお、両者の使用勘定の貯蓄は同額である。

これら所得支出勘定の推計方法は、『国民経済計算年報』において制度部門別所得支出勘定に記録されており、その推計方法は第8章で取り上げる。

c. 蓄積と資本調達のプロフロー

総固定資本形成はコモ法によって推計する。

制度部門別資本調達勘定の「実物取引」のバランス項目は純貸出（+）／純借入（-）である。これは、所得支出勘定の貯蓄（固定資本減耗を除く純額）に資本移転の受払を加えた「貯蓄・資本移転による正味資産の変動」から、総固定資本形成から経済活動別の付加価値構成項目で推計した固定資本減耗を控除し、在庫品増加、別途推計した土地の購入（純）を加えた「資産の変動」を差し引いて推計する。

「金融取引」のバランス項目は純貸出（+）／純借入（-）（資金過不足）である。これは、各制度部門の資産・負債種類別金融ストックの推計から導き出される制度部門別の資産・負債種類別金融フローから作成する。

『国民経済計算年報』では、フロー編統合勘定³及び制度部門別資本調達勘定で公表される。資本調達勘定の推計方法は第9章で取り上げる。

d. ストック

ストックの推計は「期末貸借対照表勘定」及び「調整勘定」から構成される。資産

² 「現物所得の再分配勘定」、「調整可処分所得の使用勘定」は現物社会移転取引のある「家計」、「一般政府」、「対家計民間非営利団体」の各制度部門で記録される。

³ 「金融機関」、「家計」の制度部門においては「所得の使用勘定」に年金基金年金準備金の変動の受払が記録される。

側には非金融資産と金融資産を記録し、負債側には金融活動に伴う負債を記録する。

各制度部門別に、各種資産・負債の残高を示す前年の期末貸借対照表勘定に期中の資本取引及び価格評価等の調整を加え、当該年の期末貸借対照表勘定を作成する。期末資産と期末負債の差額である正味資産がバランス項目である。

調整勘定は、「その他の資産量変動勘定」及び「再評価勘定」に分割され、「再評価勘定」はさらに「中立保有有利得または損失勘定」及び「実質保有有利得または損失勘定」に分割して推計する。

ストック推計の結果は、『国民経済計算年報』においてストック編で幅広く扱われており、こうした一連の推計方法は第10章において取り上げる。

e. デフレーターと実質値

デフレーターを推計するためには、まずはコモ法における商品分類を統合した分類のレベルにおいて「基本単位デフレーター」と呼ばれる価格指数を推計する。次に、各需要項目の当該分類別に基本単位デフレーターにより名目値を除すことで実質値を得、それらを需要項目ごとに集計することで実質国内総生産（支出側）を推計する。GDP デフレーターは名目 GDP を実質 GDP で除することによって事後的（インプリシット）に推計する。

実質国内総生産（生産側）は、経済活動別に産出額と中間投入額をそれぞれ別々に実質化し、その差から最終的に付加価値の実質値を推計する（ダブルデフレーション方式）。

『国民経済計算年報』では実質値の表章項目に合わせてデフレーターも表章されている。デフレーターの推計は第7章で取り上げる。

(2) 確報推計と確々報推計の関係

年次推計値は、当該年の翌年末以降に「確報」として公表し、当該年の翌々年末以降に（すなわち、当該翌年の「確報」の公表と同時に）「確々報」として公表する。

確報と確々報、利用できる基礎統計に違いがある。確報では基本的には当該年の翌年央頃までに利用可能な基礎統計を用いて推計に利用し、確々報ではその後追加的に利用可能となった基礎統計を用いて改めて推計を行う。例えば、コモ法推計における製造業製品の出荷額等の推計に用いる基礎統計は確々報段階では『工業統計調査（品目編）』（経済産業省）であるが、確報段階では同統計の公表が間に合わないため、『工業統計調査（産業編）』（経済産業省）を用いて推計を行う等の違いがある。

第2章 財貨・サービスの供給及び需要の推計

1. 概要

(1) 基本的な考え方

財貨・サービス（以下「商品」という。）の供給及び需要の推計は、各商品について、当該年の生産、輸出入、在庫増減等を把握して国内総供給を推計し、さらに、流通段階ごとに消費、投資などの需要項目別に金額ベースで把握するコモ法を採用している。なお、各商品の需要先別の比率は「配分比率」、商品の流通段階で発生するマージン額や運賃は「マージン率」、「運賃率」という形で、コモ法の推計プロセスに組み込まれており、これらは『産業連関表』を基に商品別・流通段階ごとに設定している。商品の分類、配分比率、マージン率、運賃率などのコモ法の骨格の作成は、『産業連関表』に準拠している。これは、各係数の算出は『産業連関表』を作成する際に行った特別調査の結果に依存せざるをえないことが多いこと、また、基準年次の計数として『産業連関表』の計数が若干の概念調整のみで利用できることによる。

コモ法では、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者を除く「産業」について、屑・副産物をも含む全ての商品を取り扱っている。全品目ベースで推計することにより、付加価値推計における経済活動別産出額についても、コモ法で推計した商品別生産額と対応する整合的な計数を得ることができる。

一方、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者によるサービスの産出と需要先別配分については、上記の方法によらず、これらの生産者が非市場サービスを生産していることを踏まえて推計する。（「第4章 一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計」参照）

なお、物的接近法⁴であるコモ法の長所は、『産業連関表』と結合が図られることや人的推計法よりも経済全体の動きを包括的に捉えやすいなどがある。短所としては、商品ごとの需要項目への配分比率やマージン率、運賃率などが基本的に固定であり、実態に即した形で変動させることが難しいことがある。

他方、人的推計法は、わが国においては『家計調査』（総務省）などの基礎統計が豊富なこともあり優れた推計方法ではあるが、中間消費も含めた生産物相互間の投入、産出の関係をとらえ、その一連のなかで最終需要を把握することが困難である。

⁴ 消費支出や資本形成等の国内総生産（支出側）を推計する方法には、大きく分けて『家計調査』などを用いた人的推計法（人的接近法、支出接近法ともいう）と、財貨やサービスなどの商品の流れから推計する物的接近法がある。本章で述べるコモ法は、物的接近法のひとつである。

(2) 商品分類と流通経路

a. 商品分類

(a) 商品の細分化

コモ法における商品分類は 2000 品目以上に及ぶ（コモ 8 桁分類；『産業連関表』や『工業統計調査』（経済産業省）に準拠）。これは、より詳細な商品分類で推計を行うことで需要先（配分先）推計の精度を向上させるためである。つまり、商品分類を細分化することにより、商品ごとの配分先を中間消費、家計消費、建設資材、固定資本形成（建設を除く）の 4 部門のいずれかに特定化できる割合が高まる。これにより、各商品の配分比率の年々の変化による推計誤差への影響を小さくすることができる。

表 2 - 1 コモディティ・フロー法の 23 分類の商品数
(平成17年基準)

	23分類	6桁分類
01	農林水産業	28
02	鉱業 (製造業)	7 (244)
03	食料品	36
04	繊維	10
05	パルプ・紙	9
06	化学	28
07	石油・石炭	11
08	窯業・土石製品	12
09	一次金属	23
10	金属製品	7
11	一般機械	25
12	電気機械	31
13	輸送機械	16
14	精密機械	6
15	その他の製造業	30
16	建設	-
17	電気・ガス・水道	9
18	卸売・小売	2
19	金融・保険	4
20	不動産業	4
21	運輸業	17
22	情報通信業	15
23	サービス業	44
	合計	374
	(屑・副産物を含む)	(377)

(b) 『産業連関表』に準拠

コモ法では、配分比率、運賃率、マージン率などは基本的に『産業連関表』から計算し、コモ8桁分類を統合したコモ6桁分類(分類数は377)は『産業連関表』の部門分類(「建設」、「政府サービス生産者」、「対家計民間非営利サービス生産者」を除く)にほぼ一致するようコード付けをしており、『産業連関表』と計数や分類などの体系的な連携をとっている(表2-1)。

b. 流通経路

コモ法では、コモ8桁分類の全商品の経済的取引について、図2-1に示す流通経路により推計している。

以下、流通経路図について記述する。はじめに、生産された商品(産出額)は、生産者製品在庫(4)、半製品・仕掛品在庫(5)となる部分を除き出荷される。これに輸入を加え、輸出を控除して国内総供給を得る。

次いで、国内総供給を需要項目別に配分する。これらは卸売業を経由するもの(17)と、卸売業を経由しないで直接販売されるもの[(18)(19)(20)(21)]に分かれる。後者の場合、取引に際して生産者販売運賃(35)がかかる場合がある。

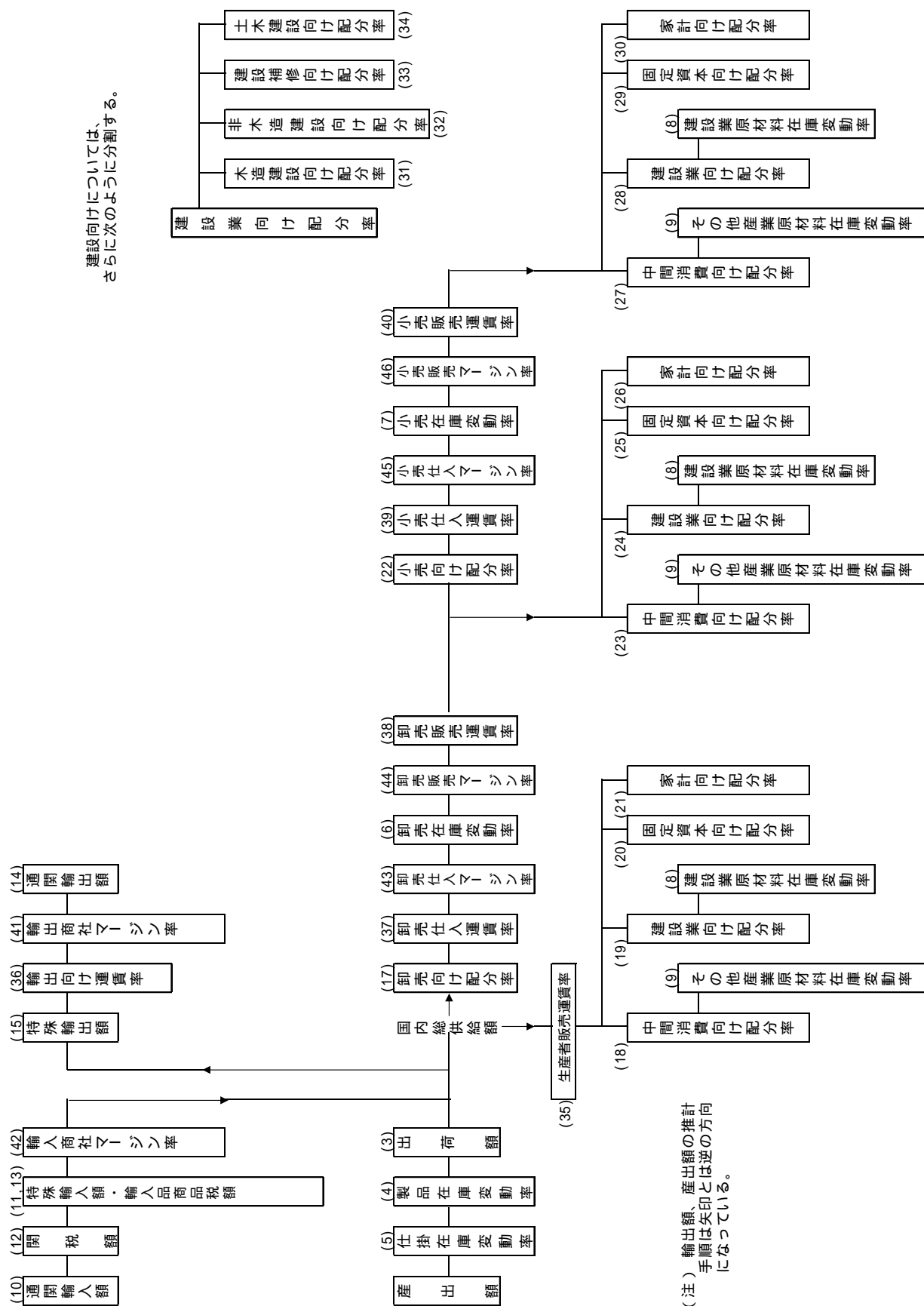
卸売業を経由するものは、それぞれ卸売マージン、卸売運賃がかかり、更に小売業者に渡るもの(22)と、卸売から直接販売されるもの[(23)(24)(25)(26)]に分かれる。卸売マージン・運賃は、仕入れ時と販売時に分けて推計する。これは、在庫に回る商品には、仕入れマージン・運賃はかかるが、販売マージン・運賃はかからないためである。

小売を経由して販売されるものは、それぞれ小売マージン[(45)(46)]、小売運賃[(39)(40)]とともに、小売在庫変動率(7)がかかって配分される[(27)(28)(29)(30)]。

建設に配分される商品[(19)(24)(28)]については、各々に建設業原材料在庫変動率(8)がかかり、さらに木造(31)、非木造(32)、建設補修(33)、土木(34)に分かれる。

なお、産出額については、出荷額から推計し、また、輸出については、通関輸出額から輸出運賃(36)、輸出マージン(41)、特殊貿易輸出(15)を図2-1における矢印と逆方向で推計する。

図2-1 コモディティ・フローの流通経路



2. 配分比率、運賃率、マージン率の推計

(1) 基準年次推計方法の概要

基準年次の配分比率、運賃率、マージン率は、各商品の需要構造などの特性を念頭におき、『産業連関表』のデータを基に係数を算定する。

具体的には『産業連関表』（産出表）から、コモ法の推計に必要な情報を整理した『産業連関表』（組替え表）を作成し、まず、「標準マージン率」を設定した上で、組替え表にあらわれた各流通段階における各配分項目でのマージン率から流通段階別配分比率を決定する。

ここで、標準マージン率とは、前述の図2-1に示される商品流通経路図において、卸売または小売段階を通る商品のマージン率の平均的な値（コモ6桁コード内に含まれる全ての商品のマージン率の加重平均）として設定するものである。したがって、標準マージン率はコモ6桁コード内のどの品目にも、また、いかなる配分項目にも同じ値が適用される。品目別あるいは配分項目別の実際のマージン率との違いは、結局、この標準マージン率を元にして計算される流通経路別配分比率によって調整されることになる。したがって、流通経路別配分比率と標準マージン率とは表裏一体の関係にあり、一方が他方を規定し、相互に計数を調整する形になっている。

(2) 配分比率、運賃率、マージン率の変動

a. 配分比率の変動

コモ法における各需要項目の配分比率は『産業連関表』から得られたものを用いるのが原則である。ただし、家計最終消費支出の推計においては、電力、都市ガス、通信、郵便など一部の商品については『家計調査』等を使用した推計値（人的推計値）を採用し、逆算することによって毎年配分比率を設定する。

また、既に述べたように、配分比率の固定化による歪みは、商品分類を細分化し、消費財、生産財のいずれであるかが特定される商品が多くなれば少なくなる。そのため、コモ8桁を推計単位とし、それぞれの品目について配分比率を設定する。

なお、コモ8桁品目のうち、半数近くが単一の財の種類として格付けされる。残りの品目は、2種類以上の財に格付けされる。

b. マージン率の変動

コモ法では、推計過程において2種類のマージン額が推計される。一つは、個々の商品ごとに設定されたマージン率により推計されるマージン額で、これを合計したものを「商品別積上げのマージン額」と呼ぶ。

もう一つは、商業（卸売、小売）の生産額として推計されるマージン額で、これを「産業別積上げのマージン額」と呼ぶ。

この2種類のマージン額は、差が出るのが一般的である。最新のマージン率を用いて算出した「産業別積上げのマージン額」の方が基準年で固定された配分率・マージン率から算出した「商品別積上げのマージン額」より推計精度が高いとみなし、「産業別積上げのマージン額」をコントロール・トータルとして、両者の差を各商品に割り振る。

なお、商業の生産額（マージン額）は、『商業統計』（経済産業省）から卸売及び小売販売額を求め（『商業統計』が公表されない年については、『商業動態統計調査』（経済産業省）により延長推計を行い、暦年ベースに補正）、これにマージン率を乗じることによって得る。

マージン率については、『商業統計』の公表年は同調査からマージン率を推計し、公表されない年に関しては、『法人企業統計』（財務省）を用いて補間・延長推計する。

c. 運賃率の変動

運賃額についても、マージン額の推計と同様、個別商品にかかる運賃の合計額（商品別積上げの運賃）と運輸部門の生産額（産業別積上げの運賃）との2種類の運賃額が推計されるが、産業別積上げの運賃をコントロール・トータルとして、両者の差を各商品に割り振る。

各商品の運賃率の推計は、次のように行う。

生産から最終使用に至る過程で、各商品の単位（数量）当たり輸送距離はその流通過程に大きな変化が無い限り不変であるとみなす。したがって、各商品の輸送量1単位当たりの運賃額は基準年次の単位当たり運賃額を運賃指数で変化させたものに等しいと考える。

3. 商品別出荷額の推計

(1) 基本方針

コモ法における商品の概念・範囲は、『産業関連表』の部門分類に基づく。コモ法の基準年の推計値は『産業関連表』の値にできるだけ近くなるような推計を行う。中間年次については、計数がより適切に得られるような基礎統計を利用する。

基準年次には、『産業関連表』と計数を一致させるため、コモ法の「8桁分類による商品別出荷額」を統合し、『産業関連表』の6桁商品分類に対応させた段階で、一致するように補正率を作成する。

中間年次については、出荷額に補正率を乗じることによって『産業関連表』と水準を合わせたのち、配分比率、運賃率、マージン率を用いてコモ法に基づく推計を行う。

(2) 商品別推計方法の概要

第2章 財貨・サービスの供給及び需要の推計

a. 農林水産物

農産物は、『作物統計』『畜産統計』『農作物価指数』（農林水産省）等の諸統計を利用し、原則として単価×収穫高で生産額を推計し、在庫分の調整を行うことで出荷額を推計する。

林産物は、原則として『産業連関表』の産出額をベンチマークとし、数量及び価格について、『特用林産基礎資料』『木材統計』（農林水産省）、『企業物価指数』（日本銀行）等を利用して推計する。

水産物は、『漁業・養殖業生産統計』（農林水産省）により生産額を推計する。

b. 鉱業品及び採石

『資源・エネルギー統計』（経済産業省）等を用い、品目別に出荷額を推計する。

砂利、石材については、『産業連関表』の産出額をベンチマークとして、数量は関係団体の資料、価格は『企業物価指数』で延長推計する。

c. 製造業製品

原則として、『工業統計調査』を基にコモ8桁分類ごとの出荷額を推計する。確々報時点では、『工業統計調査（品目編）』から出荷額を作成する。確報時点では、『工業統計調査（産業編）』から「V出荷方式」により推計している。

V出荷方式とは、前年と当年の産業×品目の出荷額構成比が同じと仮定した推計法である。推計手順は、前年の産業×品目の出荷額のマトリックス（V表イメージ）を作成し、当年の産業別伸び率をマトリックスの該当する産業の内訳に乘じ、マトリックスの品目側を集計することにより当年の品目別出荷額を推計する。

ただし、「銑鉄」や「粗鋼」のような自己消費比率の大きな商品及び「自動車」等の他の基礎資料でより精度の高い推計値が得られる一部の品目は、『経済産業省生産動態統計』（経済産業省）、『企業物価指数』等を用いて推計する。

d. 建設業（建設コモディティ・フロー法）

建設活動は、建設業者が資材を一旦受け入れて施工するため、資材の動きから産出額を推計するコモ法では、建設活動を把握することができない。そこで、資材の需要に建設活動で新たに付加される活動の付加価値分を加えて推計する。

具体的には、コモ法の配分比率を用いて、建設業への資材投入額を推計し、この資材投入額に雇用者報酬、営業余剰などの付加価値額を加算することにより、建設業の産出額を得る。

この推計方法を建設コモディティ・フロー法（以下「建設コモ法」という。）という。

e. 電気・ガス・水道業

電気業は『電気事業便覧』『電力調査統計』（経済産業省）等、ガス業は『ガス事業便覧』（同）等を基に推計する。

水道業は、確々報時点では『地方公営企業年鑑』（総務省）の水道事業等を基に推計する。確報時点では、前年の確々報に『家計調査』の「一世帯当たりの水道料」の伸びと、「世帯数」の伸びを乗じて求める。

f. 卸売・小売業

卸売業は、『商業統計』の年間販売額に、『商業動態統計調査』の年間販売額の伸び率を乗じて毎年次の販売額を求める。同じく『商業統計』より求めたマージン率を、『法人企業統計』より求めたマージン率で延長推計し、毎年次のマージン率を求める。年次の販売額にマージン率を乗じ卸売業のマージン額を求める。

小売業も同様にマージン額を求める。

g. 金融・保険業

(a) 保険、年金基金を除く金融機関

金融産出額＝受取手数料＋**FISIM**（間接的に計測される金融仲介サービス）

FISIM＝借り手側 **FISIM**＋貸し手側 **FISIM**

借り手側 **FISIM**＝貸出残高総額×（運用利子率－参照利子率）

貸し手側 **FISIM**＝預金残高総額×（参照利子率－調達利子率）

であり、上記の推計式の該当項目を推計する。

残高については『資金循環統計』（日本銀行）等を基に推計し、各利子率の算出の基となる利息額や手数料については各金融機関の決算書より集計することにより推計する。

FISIM の輸出入については、都市銀行の有価証券報告書及び『国際収支統計』により推計する。制度部門ごとの消費支出は、産出額に輸出入 **FISIM** を加除し、国内消費額を求め、各制度部門への貸出残高、各部門からの預金残高および参照利子率との率差により求められた金額の構成比を用い推計する。

(b) 生命保険会社及び年金基金等

生命保険産出額＝受取保険料－支払保険金－準備金純増額＋財産運用純益

財産運用純益＝{(利息配当収入＋金銭の信託運用益＋その他運用収入)－(賃貸用不動産等減価償却費＋その他運用費用)}×(準備金残高／運用資産残高)
－財産運用益を源泉とする保険契約者配当

準備金純増額＝危険準備金を除く責任準備金純増額＋支払備金純増額

であり、上記の推計式の該当項目を各機関の決算書より推計する。かんぽ生命・共済保険もこれに準じる。

第2章 財貨・サービスの供給及び需要の推計

年金基金は運用費用を積上げることにより推計する。年金基金の「年金経理」の支出項目の資産運用に伴う運用報酬、業務委託費、コンサルティング料等を積上げ推計する。

(c) 非生命保険会社

$$\text{非生命保険産出額} = \text{受取保険料} - \text{支払保険金} - \text{支払準備金純増額} + \text{財産運用純益} \\ + \text{受取手数料}$$
$$\text{財産運用純益} = \text{利息配当収入} - \text{支払利子} - \text{保険契約者配当}$$

であり、上記の推計式の該当項目を各非生命保険会社の決算書等により推計する。

h. 不動産業

不動産業のうち、不動産仲介・管理業は、『法人企業統計』等を基に推計する。不動産賃貸業は、『経済センサス基礎調査』（総務省）、『企業向けサービス価格指数』（日本銀行）等を基に推計する（住宅賃貸料及び持ち家の帰属家賃を除く）。

住宅賃貸料については、5年ごとに公表される『住宅・土地統計調査』（総務省）を用いて、構造別（木造・非木造）に、住宅数、一住宅あたり延べ面積から求めた床面積と1m²あたり家賃単価等によりベンチマーク値を推計し、床面積については、『建築物着工統計』、『建築物除却統計』及び『建築物災害統計』（いずれも国土交通省）での増減床分を基に補間・延長推計、家賃単価については、『消費者物価指数』（総務省）及び『住宅・土地統計調査』で補間・延長推計する。

なお、住宅賃貸料のうち、持ち家の帰属家賃分（持ち家の使用というサービスに対する対価）については、地域（都道府県）、構造（木造・非木造）、建築時期といった属性を考慮した床面積、「住宅着工統計」（国土交通省）を基に求めた持家比率、及び民営借家の家賃単価を適用する。

i. 運輸業

『鉄道輸送統計』『自動車輸送統計』（国土交通省）、各事業者の有価証券報告書等を基に推計する。

j. 情報通信業

『特定サービス産業実態統計』『特定サービス産業動態統計』（経済産業省）、各事業者の有価証券報告書等を基に推計する。

ソフトウェア業については、受注型ソフトウェア及びパッケージ型ソフトウェアに加え、自社開発ソフトウェアについても推計を行う。

自社開発ソフトウェアは、社内で自己使用向けに生産・開発されるソフトウェアであり、市場価格で評価することができないため、次の手順で推計する。まず、情報処

理技術者一人当たりの人件費（労働コスト）を『賃金構造基本統計調査』（厚生労働省）等を基に推計し、産業連関表から求めた労働コストに対する非労働コストの比率を用いて、総コストを求める。そのうち自社開発ソフトウェアの生産・開発に寄与したコスト分の比率を算出し、別途『国勢調査』（総務省）等を基に推計した産業別の情報処理技術者数を乗じることで、生産額を推計する。

k. サービス業

個々の商品・サービスごとに各種の統計調査等を用いる。『特定サービス産業動態統計調査』（経済産業省）、『毎月勤労統計調査』（厚生労働省）、『消費者物価指数』、『企業向けサービス価格指数』（日本銀行）等を基に推計する。

4. 在庫品増加額の推計

(1) 推計方法

コモ法の在庫品増加額は、生産額や販売額に対する在庫品増加額の割合、すなわち在庫変動率を流通経路の中にあらかじめ設定することにより、コモ法に基づく一連の計算の過程で推計される。

在庫変動率は、製品、半製品・仕掛品、原材料、流通の各形態別に推計する。主な基礎資料は、『工業統計調査』、『経済産業省生産動態統計』及び農林水産省関係資料（製品在庫、半製品・仕掛品在庫、原材料在庫）、『商業統計』及び『商業動態統計調査』（流通在庫）である。

製品在庫、半製品・仕掛品在庫、原材料在庫については、『工業統計調査』等から産業ごとに在庫純増額を求め、それを製品在庫については出荷額、半製品・仕掛品在庫については生産額、原材料在庫については原材料使用額でそれぞれを除いて在庫変動率を求め、次に産業と商品の対応付けを行い、当該商品の在庫変動率とする。

流通在庫は、『商業統計』を『商業動態統計調査』で補外推計することにより得られる在庫品増加額を販売額で除して、卸売及び小売在庫変動率を求め、次にこの産業分類別の在庫変動率をコモ法における品目と対応させる。

また、前述図2-1に示す流通経路では卸売間での売買が考慮されていないため、そのままでは流通在庫が過少に推計される。そこで、コモ法における卸売仕入額に対する『商業統計』の販売額の割合を「卸回数」として計算し、これを先に求めた流通在庫変動率に乗ずることによって修正流通在庫変動率を計算する。

農林水産業における1回限りの産出物を生産する育成資産の自然成長分は仕掛品在庫として計上する。推計方法は実現在庫法（RIM：Realized Inventory Method）であり、平均育成期間（成長率）、廃棄率等からなる成長モデルを設定し、観測可能な毎期の出荷量（額）から生産量（額）・在庫量（額）を推計する。

第2章 財貨・サービスの供給及び需要の推計

なお、鉱業、鉄鋼・粗鋼等の製品在庫及び建設原材料在庫については、『経済産業省生産動態統計』『法人企業統計』などにより推計する。

(2) 在庫品評価調整

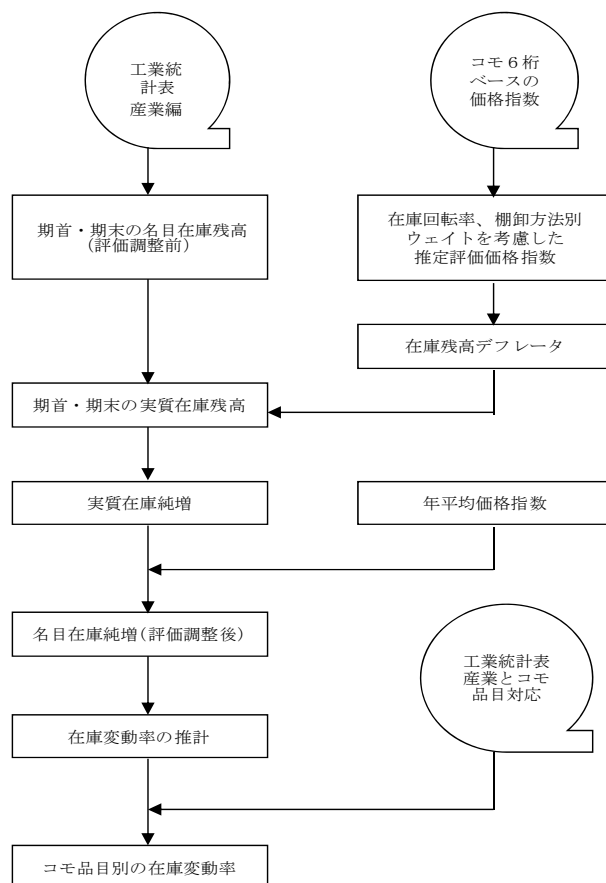
コモ法の在庫品増加の推計においては、『工業統計調査』及び『商業統計』といった企業会計に基づく統計を利用するため、在庫品評価調整を行う必要がある。

コモ法においては、在庫変動率算定の際に評価調整を行う。例えば、製品在庫変動率は、製品在庫増減額を出荷額で除して求めるが、この製品在庫増減額を事前に在庫品評価調整することにより、在庫品評価調整後の製品在庫変動率を求める。推計方法を図2-2により述べると、以下の手順による。

- 『工業統計調査』等を基に産業別に名目在庫残高を算出する。
- これを別途推計する在庫残高デフレーターで除して実質在庫残高を求める。
- 次に、期末と期首の差としての実質在庫増減を得、これに年平均価格指数を乗じて名目在庫純増額（評価調整後）を求める。
- これを在庫変動率の分子として評価調整後の在庫変動率とする。
- こうして得られた産業別の在庫変動率をコモ品目に対応づける。

なお、在庫残高デフレーターの作成に当たっては、在庫形態別にコモ6桁ベースの価格指数を用いる。

図2-2 在庫品評価調整推計フローチャート



5. 消費税の取扱い

(1) 修正グロス方式

平成元年4月から導入された「消費税」の記録については、「修正グロス方式」を採用する。

すなわち、非課税商品を除く全商品は消費税を含んで出荷されるものとみなし、供給側、需要側ともに消費税を計上した価格（グロス価格）で流通経路に沿って推計した上で、投資の過大評価分（固定資本形成及び在庫品増加について、前段階課税分の控除が認められる）を修正し、投資についてはネット価格（消費税抜き）で記録する。

他の推計項目については、出荷額、輸入は税込みであり、輸出は商社経由分について税還付分を差し引く。

(2) 消費税控除額の推計

固定資本形成及び在庫品増加については、人的推計法やヒアリング等により消費税控除額を推計する。なお、資本形成のなかでも、民間住宅と公的固定資本形成のうち一般政府と公的住宅については、消費税控除額はないものとする。

a. 名目

(a) 民間企業設備

i. 非金融法人企業

人的推計で利用する『四半期別法人企業統計』（財務省）の投資額は、控除可能な消費税を控除した修正グロスベースとなっている。当該投資額と税抜比率により推計された仕入控除比率を用いて消費税控除額を推計する。

ii. 金融機関

課税事業比率を考慮して推計された仕入控除比率を用いて消費税控除額を推計する。

iii. 対家計民間非営利団体

金融機関の場合と同様である。

iv. 個人企業

すべて非課税と見なし、修正グロス＝グロスとして処理（控除税額はゼロ）する。

(b) 公的固定資本形成

個々の機関等に対するヒアリング・アンケート調査により、控除税額を直接算出する。

(c) 民間在庫品増加

第2章 財貨・サービスの供給及び需要の推計

人的推計で利用する『四半期別法人企業統計』の在庫投資額は修正グロスベースであるため、「(a) i .」と同様、仕入控除比率を用いて消費税控除額を推計する。

(d) 公的在庫品増加

個々の機関等に対するヒアリングにより、控除税額を直接算出する。

b. 実質

制度部門ごとに基準年の控除税比率を算出し、実質のグロス投資額に乗じて控除税額を求める。

第3章 国内総生産（生産側）の推計

1. 概要

国内総生産（生産側）は、経済活動別（産業別）に付加価値を推計する。経済活動別（産業別）の付加価値の推計方法は、産出額から中間投入額を控除して求める。これを「付加価値法」という。V表（産業別商品産出表）（図3-1）及びU表（産業別商品投入表）（図3-2）を作成して、それぞれの表で推計した産業別産出額から産業別中間投入額を差し引くことで、生産活動により新しく生み出された産業別国内総生産（付加価値）を求める。付加価値推計の手順は、図3-3のとおり。

なお、経済活動別分類は、産業、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者に大別され、このうち、付加価値法では「産業」⁵について推計する。（「表3-1 付加価値法の推計範囲」参照）

一方、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の産出額、中間投入額、付加価値額及びその構成項目は、これらの生産者が非市場サービスを生産していることを踏まえて、別途推計する。（「第4章 一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計」参照）

（1）V表（産業別商品産出表）

V表は、行に産業を、列に商品をとった産出額の行列で、各産業がどの商品をどれだけ産出したかを生産者価格で記録したものであり、行和は産業別産出額を、列和は商品別産出額を、それぞれ表している。

このV表の対角線に計上される計数は、ある産業が主産物として産出する商品を示す。また、対角線以外に計上される計数は、主に副次生産物⁶を示し、当該商品を主産物として産出する産業が他にあることを示している。

⁵ 付加価値法における68SNAから93SNAへの概念変更点は以下のとおり。

- a. 政府手数料：間接税としていた手数料、許可料等について、政府の非商品販売となったことから産業に係る部分は中間投入として扱う。
- b. 医療：非市場生産者扱いとしていた国公立医療及び非営利医療について、産業扱いとする。
- c. 学校給食：その他の食料品製造業として扱っていた学校給食を、政府サービス生産者、非営利サービス生産者として扱う。

⁶ 副次生産物とは、「同一事業所で、主産物と生産技術的な結合関係はないが、主産物と併せて生産される場合にそのウェイトの低い方」をいう。例えば、自動車製造業で生産される航空機用エンジンがこれに該当する。

なお、ある1つの財の生産に当たって、生産技術上目的とした財の他に、必然的に別の財が一定量だけ生産される場合がある。その財を主生産物として生産する部門が、他にある場合は「副産物」といい、ない場合には「屑」という。

図3-1 V表（産業別商品産出表）⁷

		商品				計
		1	2	...	n	
産業	1	A_{11}	A_{12}	...	A_{1n}	V_1
	2	A_{21}	∴		A_{2n}	V_2
	∴	∴		∴		∴
	n	A_{n1}			A_{nn}	V_n
計		X_1	X_2	...	X_n	

主産物： A_{ii} （対角線上）、副次生産物： A_{ij} （ $i \neq j$ ，対角線上以外）

(2) U表（産業別商品投入表）

U表は、行に商品を、列に産業をとった投入額の行列で、各産業が生産のためにどの商品をどれだけ投入したかを購入者価格で表示したものであり、列和は産業別中間投入額⁸を表している。

図3-2 U表（産業別商品投入表）⁹

		産業			
		1	2	...	n
商品	1	B_{11}	B_{12}	...	B_{1n}
	2	B_{21}	∴		B_{2n}
	∴	∴		∴	
	m	B_{m1}			B_{mn}
計		U_1	U_2	...	U_n

(3) 産業別国内総生産

産業別国内総生産は、産業別産出額（V表の行和）から産業別中間投入額（U表の列和）を控除することによって推計する。

⁷ 本章のV表の範囲は、『国民経済計算年報』フロー編付表4「経済活動別財貨・サービス産出表（V表）」のうち、経済活動（行）及び財貨・サービス（列）のいずれも産業部分である。

⁸ 中間投入とは、「生産の過程で原材料・光熱燃料・間接費等として投入された財及びサービス」をいう。

⁹ 本章のU表の範囲は、『国民経済計算年報』フロー編付表5「経済活動別財貨・サービス投入表（U表）」のうち、財貨・サービス（行）は中間投入計まで、経済活動（列）は産業部分である。

(4) 産業別国内総生産の構成項目

国内総生産の構成項目とは、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税（控除）補助金、雇用者報酬、営業余剰・混合所得のことであり、各構成項目の和は国内総生産と一致する。

産業別国内総生産を推計した後、各構成項目をそれぞれ産業別に推計する。

なお、産業別営業余剰・混合所得は、産業別国内総生産から、それ以外の構成項目を控除した残差（バランス項目）として推計される。

これらの関係は、以下のような式で表すことができる。

1) 産業別国内総生産¹⁰

$$= \text{産業別産出額 (V表の行和)} - \text{産業別中間投入額 (U表の列和)}$$

$$= \text{産業別固定資本減耗} + \text{産業別生産・輸入品に課される税 (控除) 補助金}$$

$$+ \text{産業別雇用者報酬} + \text{産業別営業余剰・混合所得}$$

2) 産業別国内純生産 = 産業別国内総生産 - 産業別固定資本減耗

3) 産業別営業余剰・混合所得

$$= \text{産業別国内総生産} - \text{産業別固定資本減耗}$$

$$- \text{産業別生産・輸入品に課される税 (控除) 補助金} - \text{産業別雇用者報酬}$$

(5) 実質化

産業別国内総生産の実質値は、産業別産出額と産業別中間投入額をそれぞれ実質化し、その差から求めるというダブルデフレーション方式によって推計している。

(「第7章 デフレーターと実質化」参照)

¹⁰ 付加価値法における平成17年基準改定での変更点は以下のとおり。

- 1) FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）の導入による産業別国内総生産への影響
 - ① 金融業の産出額が、「帰属利子と金融手数料」の合計から「FISIMと金融手数料」の合計に変更。
 - ② 従来は、帰属利子の中間投入額を各産業に配分せず、国内総生産（生産側）の推計時に一括控除していたため、産業別国内総生産は帰属利子の中間投入額分だけ過大であった。一方、FISIMの中間投入額は産業別に計上されるので、産業別の国内総生産は従来に比べて減少する。特に、FISIMの中間投入額の大きい不動産業等はその影響が大きい。（『季刊国民経済計算』（平成23年度第2号 No.146）を参照）
- 2) 自社開発ソフトウェアの計上による産業別国内総生産への影響
コモ法の自社開発ソフトウェアの産出額を、産業別に配分するため、産業別産出額及び産業別国内総生産が増加。
- 3) 固定資本減耗の時価評価の導入により、産業別固定資本減耗の推計方法を変更。（「第9章 資本調達勘定の推計」を参照）

第3章 国内総生産（生産側）の推計

表3-1 付加価値法の推計範囲

(1) 平成16年以前

平成23年12月現在

区分	大分類	中分類	小分類	内容					
産業	農林水産業	農林水産業	農業	米麦生産業、その他の耕種農業、畜産業、獣医業、農業サービス業					
			林業	林業					
			水産業	漁業・水産養殖業					
		鉱業	鉱業	鉱業	石炭・原油・天然ガス鉱業、金属鉱業、採石・砂利採取業、その他の鉱業				
	製造業	食料品	食料品	食料品	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、精穀・製粉製造業、その他の食料品製造業、飲料製造業、たばこ製造業				
		繊維	繊維	繊維	製糸業、紡績業、織物・その他の繊維製品製造業				
		パルプ・紙	パルプ・紙	パルプ・紙	パルプ・紙加工品製造業				
		化学	化学	化学	基礎化学製品製造業、化学繊維製造業、その他の化学製造業				
		石油・石炭製品	石油・石炭製品	石油・石炭製品	石油製品製造業、石炭製品製造業				
		窯業・土石製品	窯業・土石製品	窯業・土石製品	窯業・土石製品製造業				
		一次金属	鉄鋼	鉄鋼	製鉄業、その他の鉄鋼業				
			非鉄金属	非鉄金属	非鉄金属製造業				
		金属製品	金属製品	金属製品	金属製品製造業				
		一般機械	一般機械	一般機械	一般機械器具製造業				
		電気機械	電気機械	電気機械	産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、その他の電気機械器具製造業				
		輸送用機械	輸送用機械	輸送用機械	自動車製造業、船舶製造業、その他の輸送用機械製造業				
		精密機械	精密機械	精密機械	精密機械器具製造業				
		その他の製造業	その他の製造業	衣服・身回品	衣服・身回品	衣服・身回品製造業			
							製材・木製品	製材・木製品	製材・木製品製造業
							家具	家具	家具製造業
							出版・印刷	出版・印刷	出版・印刷・製版・製本業
							皮革・皮革製品	皮革・皮革製品	皮革・皮革製品・毛皮製造業
							ゴム製品	ゴム製品	ゴム製品製造業
		その他の製造業	その他の製造業	その他の製造業	その他の製造業				
		建設業	建設業	建設業	建設業	建築業、土木業			
							電気・ガス・水道業	電気・ガス・水道業	電気業
					ガス・水道・熱供給業	ガス・熱供給業、上水道業、工業用水道業、廃棄物処理業			
	卸売・小売業	卸売・小売業	卸売・小売業	卸売業	卸売業				
								小売業	小売業
	金融・保険業	金融・保険業	金融・保険業	金融・保険業	金融業、保険業				
	不動産業	不動産業	住宅賃貸業	住宅賃貸業	住宅賃貸業				
						その他の不動産業	その他の不動産業	不動産仲介業、不動産賃貸業	
	運輸・通信業	運輸・通信業	運輸業	運輸業	鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業、その他の運輸業				
						通信業	通信業	電信・電話業、郵便業	
	サービス業	サービス業	公共サービス	公共サービス	教育、研究、医療・保健衛生、その他の公共サービス業				
						対事業所サービス	対事業所サービス	広告業、業務用物品賃貸業、自動車・機械修理、その他の対事業所サービス業	
						対個人サービス	対個人サービス	娯楽業、放送業、飲食店、旅館、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の対個人サービス業	

第3章 国内総生産（生産側）の推計

(2) 平成17年以降¹¹

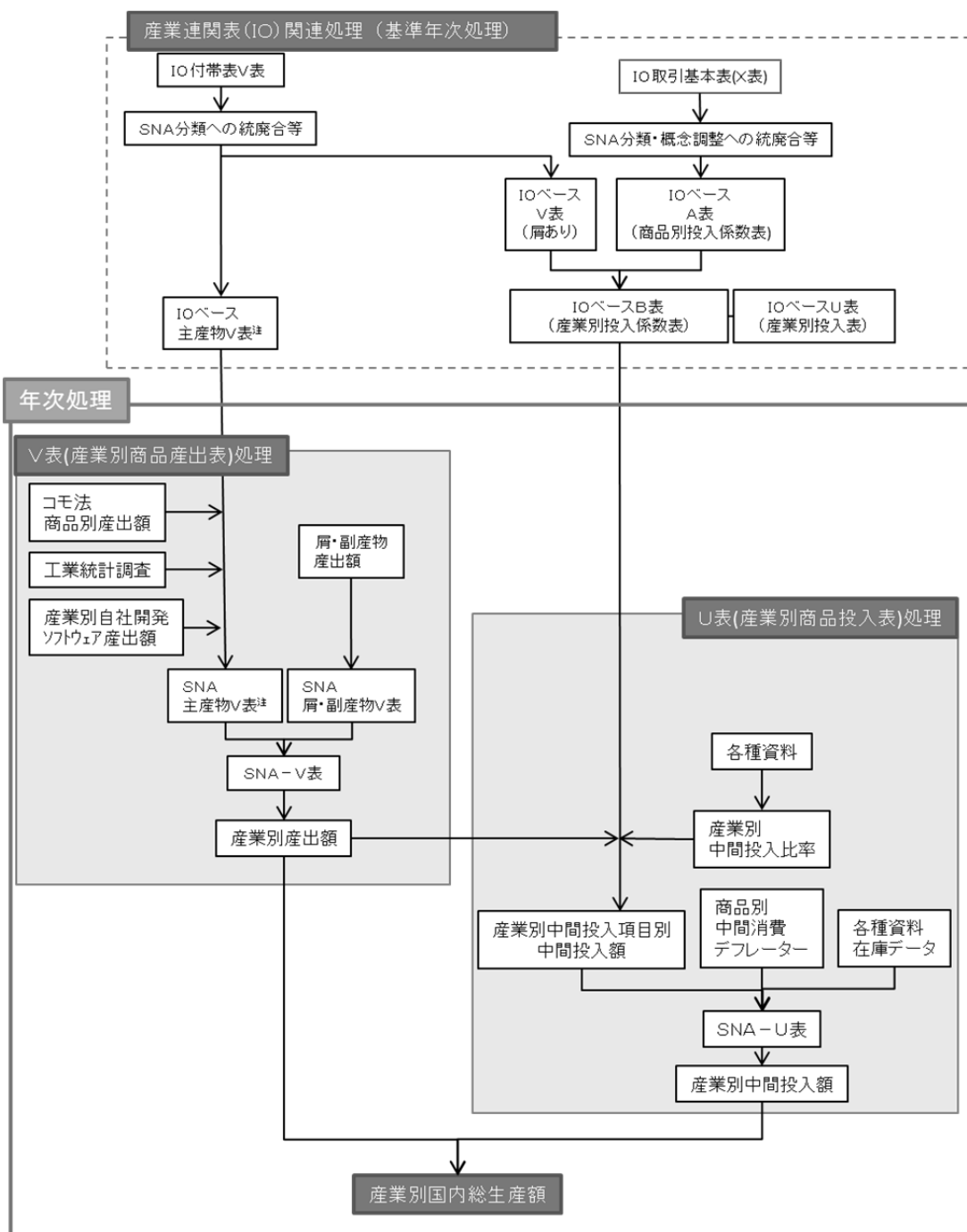
平成23年12月現在

区分	大分類	中分類	小分類	内容		
産業	農林水産業	農林水産業	農業	米麦生産業、その他の耕種農業、畜産業、獣医業、農業サービス業		
			林業	林業		
			水産業	漁業・水産養殖業		
		鉱業	鉱業	鉱業	石炭・原油・天然ガス鉱業、金属鉱業、採石・砂利採取業、その他の鉱業	
	製造業	食料品	食料品	食料品	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、精穀・製粉製造業、その他の食料品製造業、飲料製造業、たばこ製造業	
				繊維	繊維	製糸業、紡績業、織物・その他の繊維製品製造業
				パルプ・紙	パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
				化学	化学	基礎化学製品製造業、化学繊維製造業、その他の化学製造業
				石油・石炭製品	石油・石炭製品	石油製品製造業、石炭製品製造業
				窯業・土石製品	窯業・土石製品	窯業・土石製品製造業
				一次金属	鉄鋼	製鉄業、その他の鉄鋼業
					非鉄金属	非鉄金属製造業
				金属製品	金属製品	金属製品製造業
				一般機械	一般機械	一般機械器具製造業
		電気機械	電気機械	産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、その他の電気機械器具製造業		
		輸送用機械	輸送用機械	自動車製造業、船舶製造業、その他の輸送用機械製造業		
		精密機械	精密機械	精密機械器具製造業		
		その他の製造業	衣服・身回品	衣服・身回品	衣服・身回品製造業	
			製材・木製品	製材・木製品	製材・木製品製造業	
			家具	家具	家具製造業	
			印刷	印刷	印刷・製版・製本業	
			皮革・皮革製品	皮革・皮革製品	皮革・皮革製品・毛皮製造業	
			ゴム製品	ゴム製品	ゴム製品製造業	
			その他の製造業	その他の製造業	その他の製造業	
		建設業	建設業	建設業	建築業、土木業	
		電気・ガス・水道業	電気・ガス・水道業	電気業	電気業	
				ガス・水道・熱供給業	ガス・熱供給業、上水道業、工業用水道業、廃棄物処理業	
	卸売・小売業	卸売・小売業	卸売業	卸売業		
			小売業	小売業		
	金融・保険業	金融・保険業	金融・保険業	金融業、保険業		
	不動産業	不動産業	住宅賃貸業	住宅賃貸業		
			その他の不動産業	不動産仲介業、不動産賃貸業		
	運輸業	運輸業	運輸業	鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業、その他の運輸業		
	情報通信業	情報通信業	通信業	電信・電話業、郵便業		
			放送業	放送業		
			情報サービス・映像文字情報制作業	情報サービス業、映像・文字情報制作業		
	サービス業	サービス業	公共サービス	教育、研究、医療・保健衛生、その他の公共サービス業		
			対事業所サービス	広告業、業務用物品賃貸業、自動車・機械修理、その他の対事業所サービス業		
			対個人サービス	娯楽業、飲食店、旅館、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の対個人サービス業		

¹¹ 日本標準産業分類（JSIC）[平成14年3月改定（第11回改定）]及び「平成17年産業連関表」の統合分類を踏まえた見直しを行い、従前の分類における「運輸・通信業」を分割して、「運輸業」、「情報通信業」を新設する。（平成16年以前は従前の分類を適用）

「情報通信業」には、従前の分類における「通信業」に加え、製造業に分類されていた「出版業」、「対事業所サービス」に含まれていた「情報サービス業」、「対個人サービス」に分類されていた「放送業」等が含まれる。

図3-3 付加価値推計手順（名目値）



注:『主産物V表』は、「肩・副産物の産出額を除いたV表のことで、主産物及び副次生産物のV表」をいう。

2. 産業連関表関連処理（基準年次処理）

『産業連関表』の取引基本表（以下「IO取引基本表」という。）は、商品ベースでの投入と産出の関係を示す表である。68SNA導入以降、産業別生産勘定では、『産業連関表』を当該勘定の体系に導入することによって、産業別産出投入構造の詳細が把握されている。

基準年次処理とは、IO取引基本表及び付帯表V表（以下「IO付帯表V表」という。）に、次の各種調整を行い、年次のV表（SNA-V表）及びU表（SNA-U表）のベンチマークとなるIOベース主産物V表、産業別投入係数表（IOベースB表）、産業別投入表（IOベースU表）（図3-3参照）及び中間投入比率の補正率（図3-5参照）を作成する処理のことである。

(1) IOベースV表（屑あり）・IOベース主産物V表の作成

基準年次においては、IO付帯表V表に以下の2つの処理を行って、IOベースV表（屑あり）及びIOベース主産物V表を作成する。

a. 産業分類、商品分類の統廃合

SNAの産業分類は、基本的にはIO付帯表V表の産業分類と同じである。

しかし、基準年次以外の年次の推計をするための基礎資料の制約等を考慮して、統合した分類や産業構造の実態を把握するために細分化した分類が存在する。

また、SNAでは、自家輸送（旅客自動車、貨物自動車）、企業内研究開発及び事務用品を仮設部門として扱い、他の各部門に割り振っている。

産業分類の統廃合同様に商品分類の統廃合を行い、V表の行数及び列数を一致させる。

b. 屑・副産物の取扱

IO付帯表V表では、屑・副産物を発生部門と競合部門との交点に配分している。

屑・副産物を次の方法により調整し、IOベースV表（屑あり）とIOベース主産物V表を作成する。前者はIOベースU表の導出に、後者は年次のV表のベンチマークとして使用される。

(a) IOベースV表（屑あり）

IO付帯表V表に商品技術仮定¹²を適用してU表を作成すると、屑・副産物についても商品技術仮定が適用されることになり、屑・副産物は主産物が生産される過程で発生するのが通常であるという実態（例えば、製鉄業で発生するコークス等）

¹² 商品技術仮定とは、「ある商品は、それがどの産業で生産されようとも同一の投入構造をもつとする仮定」である。（本章「6. 参考 産業連関表との関係式」を参照）

第3章 国内総生産（生産側）の推計

にそぐわなくなる。

このため、本推計では屑・副産物の生産技術は主産物の生産技術と一体とみなし、IO付帯表V表の屑・副産物を主産物（V表の対角線上）に移動したIOベースV表（屑あり）を作成し、商品技術仮定を適用する。このように、屑・副産物を主産物に含めることで、産業が供給する商品は主産物と副次生産物だけとなり、商品技術仮定をそのまま適用することが可能となる。

(b) IOベース主産物V表

IO付帯表V表から屑・副次生産物の産出額を控除して、IOベース主産物V表を作成する。これは、年次処理のSNA主産物V表の作成に用いられる。

(2) IOベースU表・IOベースB表の作成

基準年次において、IO取引基本表とIO付帯表V表を基に、IOベースU表及びIOベースB表を作成する。（図3-3参照）

a. IO取引基本表（X表）の調整

付加価値推計では、IO取引基本表を部門ごとにタテ方向（列部門）の国内生産額とその生産に用いられた投入費用構成の情報に基づいて推計する。

そこで、本章では、IO取引基本表のうち図3-4に示す部分（中間投入、粗付加価値、国内生産額）を「X表」という¹³。

このX表に、次の（a）～（d）の処理を施す。

図3-4 IO取引基本表とX表

		商品（部門）				最終需要 e	産出額 q
		n ₁	n ₂	n ₃	...		
タテ方向 ↓	商品（部門）	n ₁	n ₂	n ₃	...		q ₁
		:					q ₂
					中間投入		q ₃
							:
付加価値の構成項目 （粗付加価値）		雇用者報酬（雇用者所得）					
		営業余剰・混合所得（営業余剰）					
		固定資本減耗（資本減耗引当）					
		生産・輸入品に課される税（間接税）					
		（控除）補助金（（控除）経常補助金）					
産出額（国内生産額）q		q ₁	q ₂	q ₃	...		

※：（ ）内はIO取引基本表の用語

¹³ X表とは、IO取引基本表のヨコ方向（行部門）最終需要部門を含む全体を示すことが多いが、ここでは、付加価値法で用いる部分に限定している。

(a) 部門分類の統廃合

- ① 自家輸送部門（旅客自動車、貨物自動車）、企業内研究開発及び事務用品を仮設部門として扱い、各部門へ配分する。
- ② 家計外消費支出（宿泊・日当、交際費、福利厚生費）を各部門の生産活動に必要なとする経費として中間投入で取り扱う。
- ③ 列部門を SNA の産業分類に、行部門をコモ6桁分類に準じて統廃合を行う。

(b) 屑・副産物の調整

屑・副産物に関して、X表では原則としてマイナス投入方式（ストーン方式ともいう）を採用し、発生部門（行）からマイナス投入（つまり販売）したこととする。SNA では、生産過程から生じた屑・副産物を当該商品の生産額に含めているため、X表のマイナス投入を削除してその発生額を当該商品の産出額に加算する。

(c) SNA 推計値の優先使用

金融、保険、住宅賃貸料については、SNA における推計値を用いる。

(d) X表における帰属利子の取扱い

X表の金融部門は帰属利子と金融手数料から構成され、各部門の中間需要へ産出されている。一方、SNA の金融は、FISIM と金融手数料から構成されている。

このため、X表から帰属利子の行を削除し、最終的に SNA-U表を作成する際に、FISIM の産業別中間投入額を加算する。

b. IO ベースU表、B表の導出

上記の調整後のX表とIO ベースV表（屑あり）から商品技術仮定を用いて、IO ベースU表及びIO ベースB表を推計する。これらは、SNA-U表の作成に用いられる。

(3) 中間投入項目別 IO 投入比率及び補正率

年次 SNA-U表を作成するために、基準年では、以下の処理を行う（図3-5参照）。

a. 各種資料の入手

産業別の産出額に対する中間投入額の比率（中間投入比率）を推計するための各種資料を入手する。中間投入比率の推計に用いる主な各種資料は、表3-2のとおり。

b. 中間投入項目の設定

産業ごとに各種資料の費用項目に対応した中間投入項目を設定する。

【中間投入項目例】

米麦生産業	製造業	卸売業
種苗費 肥料費 農業薬剤費 光熱動力費 賃借料 包装荷造・運搬等料金 諸材料費等	原材料使用額 燃料使用額 電力使用額 その他の経費	運賃・荷造費 宣伝広告費 交際費 賃借料 その他の経費

c. 中間投入項目と IO 商品との対応づけ

産業別に、b. で設定した中間投入項目と、IO ベースB表の約 400 商品とを対応づける。

d. 中間投入項目ごとの中間投入比率（暫定推計値）の推計

産業別に、各種資料から産出額あるいは売上高に対する中間投入額の割合を求めるといって、中間投入比率（暫定推計値）を推計する。各産業の中間投入比率（暫定推計値）の推計方法は、3.（2）のとおり。

e. IO 投入比率

IO ベースB表の各産業の商品投入係数を、c. で対応付けた中間投入項目ごとに足しあげ、産業別中間投入項目別投入係数（IO 投入比率）を求める。

f. 産業別中間投入項目別補正率の作成

各種資料から推計する d. の中間投入比率（暫定推計値）と、e. の IO 投入比率は、以下の理由により必ずしも一致しない。

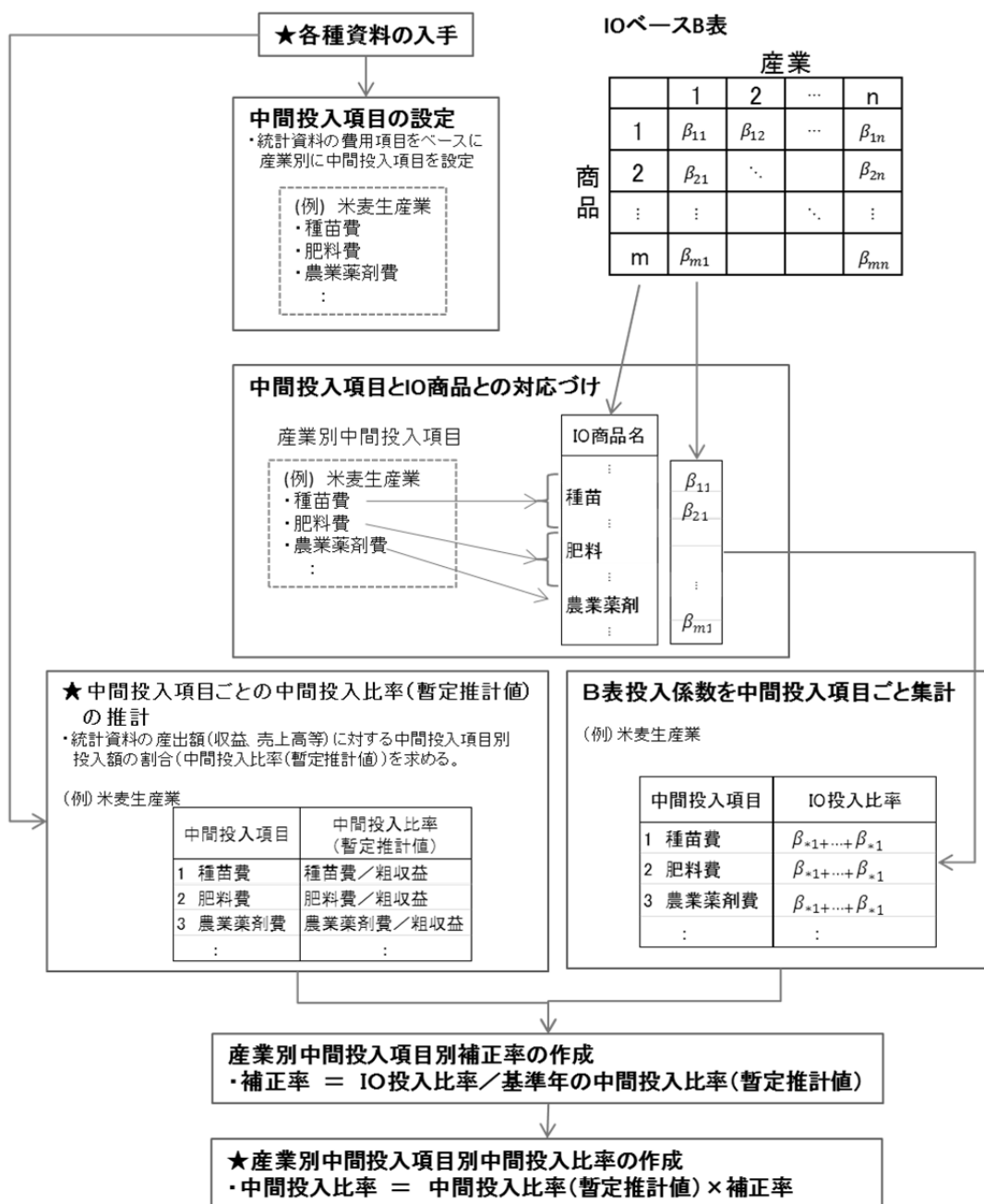
(a) 『産業連関表』の作成に当たっては、投入・産出構造がすべての商品について把握されているのに対し、各種資料を用いた d. の推計では把握される費用項目が経年的に把握できるものに限られている。

(b) 一般に自家消費生産物の把握が困難である。

このため、基準年において d. の中間投入比率（暫定推計値）を e. の IO 投入比率に合わせるための補正率を、次式から算出する。

$$\text{補正率} = \text{IO 投入比率} / \text{中間投入比率（暫定推計値）}$$

図3-5 中間投入比率推計の手順



注：★は毎年処理（基準改定・年次）、無印は基準年処理

第3章 国内総生産（生産側）の推計

表3-2 中間投入比率の推計に用いる主な各種資料

平成23年12月現在

経済活動別分類 (大分類)	資料名	周期	出 所
農林水産業	産業連関表	5年	総務省
	生産農業所得統計	毎年	農林水産省
	営農類型別経営統計	毎年	農林水産省
	漁業・養殖業生産統計年報	毎年	農林水産省
	漁業経営調査	毎年	農林水産省
	農業共済財務主要統計（家畜診療所収支明細）	毎年	(独)農林漁業信用基金
鉱業	産業連関表	5年	総務省
	法人企業統計年報	毎年	財務省
	工業統計調査	毎年	経済産業省
製造業	産業連関表	5年	総務省
	法人企業統計年報	毎年	財務省
	工業統計調査	毎年	経済産業省
建設業	産業連関表	5年	総務省
電気・ガス・水道業	産業連関表	5年	総務省
	電力会社有価証券報告書	毎年	財務省
	ガス会社有価証券報告書	毎年	財務省
	地方公営企業年鑑	毎年	総務省
	一般廃棄物の排出及び処理状況等	毎年	環境省
卸売・小売業	産業連関表	5年	総務省
	法人企業統計年報	毎年	財務省
	中小企業実態基本調査	毎年	中小企業庁
金融・保険業	産業連関表	5年	総務省
	全国銀行財務諸表分析	毎年	全国銀行協会
不動産業	産業連関表	5年	総務省
	法人企業統計年報	毎年	財務省
運輸業	産業連関表	5年	総務省
	水運業有価証券報告書	毎年	財務省
	航空輸送業有価証券報告書	毎年	財務省
	旅行会社有価証券報告書	毎年	財務省
情報通信業	産業連関表	5年	総務省
	通信会社有価証券報告書	毎年	財務省
	特定サービス産業実態調査	毎年	経済産業省

第3章 国内総生産（生産側）の推計

経済活動別分類 (大分類)	資料名	周期	出 所
サービス業	産業連関表	5年	総務省
	科学技術研究調査	毎年	総務省
	病院経営実態調査報告	毎年	(社)全国自治体病院協議会
	民間非営利団体実態調査	毎年	内閣府
	特定サービス産業実態調査	毎年	経済産業省
	法人企業統計年報	毎年	財務省
	中小企業実態基本調査	毎年	中小企業庁

3. 年次処理

(1) V表（産業別商品産出表）処理（図3-3、図3-6参照）

a. SNA 主産物V表の作成

(a) 第1次推計

コモ法で推計した商品別産出額から屑・副産物及び自社開発ソフトウェアの産出額を控除した後、V表の商品分類（約90分類）での商品別産出額（以下「90商品別産出額」という。）を求める。

次に、産業別にみた商品産出構造の諸特徴や資料上の制約等を考慮して、以下の3部門に分けてSNA主産物V表の第1次推計を行う。

① 確々報推計時

確々報推計では、『工業統計調査（品目編）』により各産業について品目別出荷額が得られるので、これを組替集計することにより、製造業V表を作成する。

非製造業部門については、90商品別産出額をIOベース主産物V表の主産物比率（商品別産出額計に対する各産業の主産物の産出額の比率）に乗じて各産業における主産物産出額を求め、これに、IOベース主産物V表の副次生産物比率（各産業の主産物に対する副次生産物の産出額の比率）を乗じることによって副次生産物産出額を求める。

② 確報推計時

確報推計時には製造業部門の推計に当たって『工業統計調査（品目編）』が得られないことから、まずは90商品別産出額を前年確々報の主産物V表の主産物比率に乗じて各産業における主産物産出額を求め、これに、前年確々報の主産物V表の副次生産物比率を乗じることによって副次生産物産出額を求める。

③ 自家生産の比重が高い一部商品

各商品の主産物産出比率は、基準年次と同様であるとみなし、IOベース主産物V表における各商品産出比率に、商品別産出額を乗じて第1次推計値とする。

(b) 第2次推計

次に、第1次推計で作成した主産物V表の列和（＝商品別産出額）と90商品別産出額との差を当該商品の主産物に加算する。

(c) 自社開発ソフトウェア

コモ法で推計した産業別自社開発ソフトウェアの産出額を、各産業の情報サービス業¹⁴（列）に加算する。

b. SNA 屑・副産物V表の作成

コモ法で推計した屑・副産物の産出額を、組替集計することにより、SNA屑・副産

¹⁴ 「情報サービス業」は、表3-1（1）平成16年以前の分類では「対事業所サービス」に含まれる。

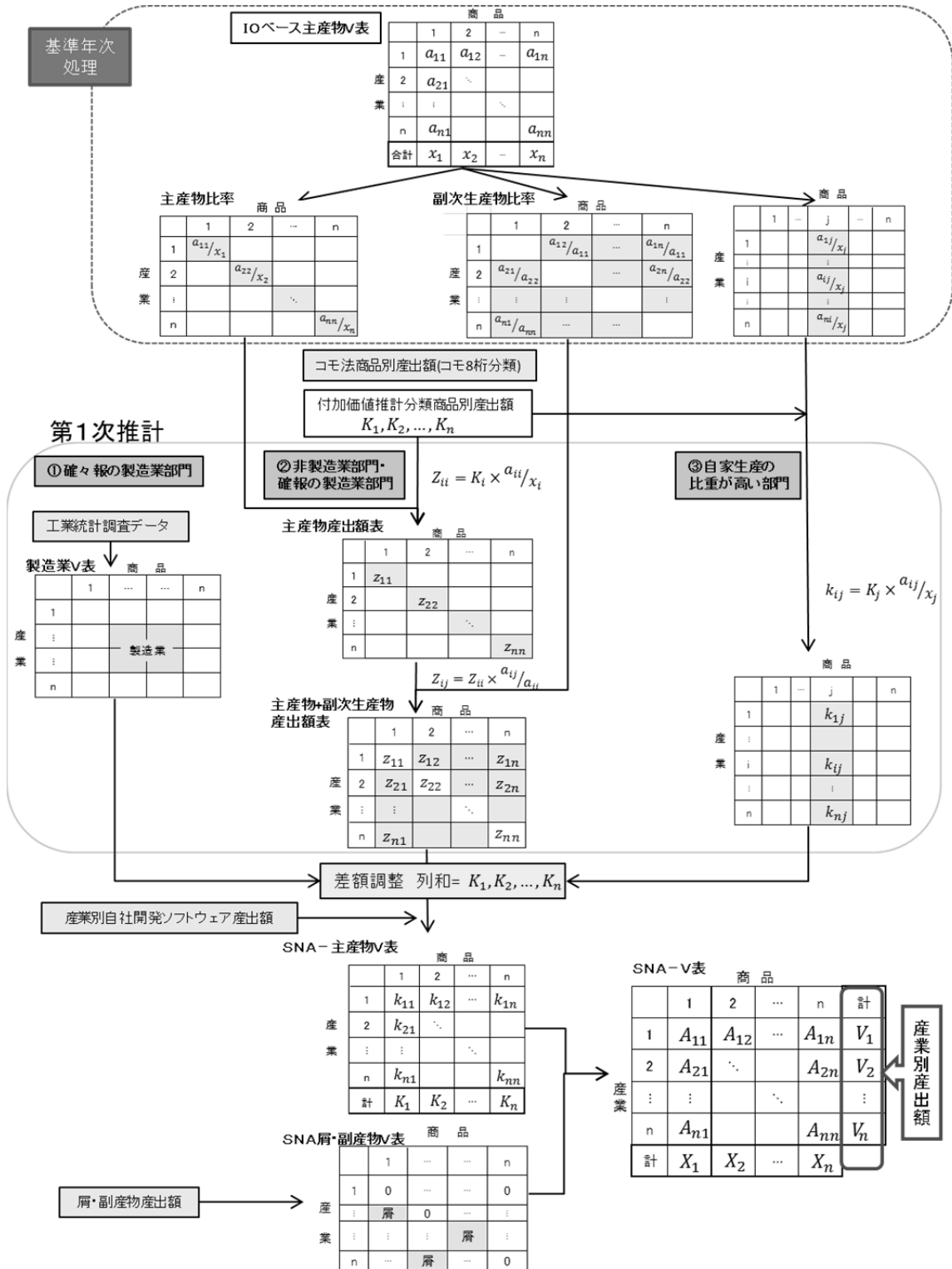
物V表を作成する。

c. 産業別産出額の算出

2次推計の主産物V表に自社開発ソフトウェアを加えたことで得られたa.のSNA主産物V表に、b.のSNA屑・副産物V表を加算することにより、SNA-V表を作成する。このSNA-V表の行和から、産業別産出額を推計する。

なお、コモ法の在庫品評価調整前の商品別産出額及び屑・副産物産出額を用いて在庫品評価調整前V表を、コモ法の在庫品評価調整後の商品別産出額及び屑・副産物産出額を用いて在庫品評価調整後V表をそれぞれ推計する。

図3-6 年次処理 V表（産業別商品産出表）の処理概要



(2) U表（産業別商品投入表）処理

a. 中間投入比率（暫定推計値）の推計

産業ごとの中間投入比率（暫定推計値）またはその伸び率の推計概要は、以下のとおり。この推計概要における産出額及び中間投入額は、中間投入比率（暫定推計値）を算出するためのものであり、SNAの産出額及び中間投入額とは異なる。

なお、推計範囲については表3-1、産業別中間投入比率推計に用いる各種資料については表3-2を参照。

(a) 農林水産業

『営農類型別経営統計』より、米部門、麦類部門ごとに推計する。部門粗収益を生産額とし、種苗費、肥料費等の各費用を中間投入額とし、その額を生産額で除し中間投入比率を推計する。米部門と麦類部門はウェイトを用いて統合し、中間投入比率（暫定推計値）とする。（例示：米麦生産業）

(b) 鉱業

採石・砂利採取業以外の鉱業は、中間投入比率を推計するための各種資料がないため、基準年のIO投入比率で一定とする。

なお、採石・砂利採取業は『工業統計調査』の碎石製造業の生産額に対する原材料使用額等の比率・伸び率を求める。

(c) 製造業

『工業統計調査』により、出荷額から加工賃収入額等を控除して生産額を求める。さらに、同資料により原材料使用額、燃料使用額、電力使用額を求め、これを生産額で除することにより中間投入比率（暫定推計値）を求める。

なお、その他の経費は、『法人企業統計』の販売費及び一般管理費を売上高で除することにより中間投入比率（暫定推計値）を求める。当年の中間投入比率（暫定推計値）を前年の中間投入比率（暫定推計値）で除することにより伸び率を求める。

(d) 建設業

建設コモ法で推計される生産額及び商品別建設向け資材投入額を用いて推計する。商品別建設向け資材投入額を中間投入額とし、これを生産額で除することによって中間投入比率（暫定推計値）を求める。

(f) 電気・ガス・水道業

電気事業者の損益計算書等を使用し、電気事業営業収益（地帯間購入電力料・他社購入電力料を控除）を生産額とし、同様に損益計算書中の営業費用明細書より各中間投入項目別の投入額を求め、これを前者で除し、中間投入比率（暫定推計値）とする。（例示：電気業）

(g) 卸売・小売業

大企業、中小企業ごとに、各資料の売上高（売上原価を除く）を生産額とする。同様に中間投入項目に対応する費用を中間投入額とし、これを前者で除し、それぞ

第3章 国内総生産（生産側）の推計

れの中間投入比率（暫定推計値）を推計する。大企業分と中小企業分はウェイトを用いて統合し、中間投入比率（暫定推計値）とする。（例示：卸売業）

（h）金融・保険業

金融業の生産額はコモ法による推計値を使用する。金融業の中間投入額は各種資料から、物件費内訳を求め、中間投入項目ごとに中間投入額を推計する。これを生産額で除し、中間投入比率（暫定推計値）とする。（例示：金融業）

（i）不動産業

不動産仲介業の損益計算書の売上高を生産額とする。同様に損益計算書の経費より中間投入額を推計し、前者で除し、中間投入比率（暫定推計値）とする。（例示：不動産仲介業）

（j）運輸業

鉄道会社の損益計算書の鉄道業の収入計をもって生産額とする。同様に損益計算書から燃料油脂費、修繕費、電力・消耗品費、損害保険料、その他経費より中間投入額を推計し、これを前者で除し、中間投入比率（暫定推計値）とする。（例示：鉄道業）

（k）情報通信業

『特定サービス産業実態調査』より、年間売上高を生産額とする。同様に同統計の営業費用から中間投入項目に対応する費用を中間投入額とし、これを前者で除し、中間投入比率（暫定推計値）とする。（例示：情報サービス業）

（l）サービス業

『病院経営実態調査報告』より、医業収益を生産額とする。同様に同調査の総費用から中間投入項目に対応する費用を中間投入額とし、これを前者で除し、中間投入比率（暫定推計値）とする。（例示：医療・保健衛生）

b. 産業別中間投入項目別の中間投入比率の推計

産業別中間投入項目別の中間投入比率は、中間投入比率（暫定推計値）及び基準年次処理の補正率を用いて、以下の式から算出する。

$$\text{中間投入比率} = \text{中間投入比率（暫定推計値）} \times \text{補正率}$$

また、中間投入比率（暫定推計値）の伸び率を用いて推計する産業（製造業等）が一部あるが、以下の式から中間投入比率を算出する。

$$\text{中間投入比率} = \text{前年の中間投入比率} \times \text{中間投入比率（暫定推計値）の伸び率}$$

c. 産業別中間投入項目別中間投入額の推計

在庫品評価調整前V表から産業別自社開発ソフトウェア産出額を控除したV表の産

業別産出額を、b. で推計した産業別中間投入項目別の中間投入比率に乗じることに
より、産業別中間投入項目別中間投入額を算出する。

d. 在庫品評価調整前 SNA-U 表の作成

(a) 中間投入額の細分化

c. の中間投入額を、産業別中間投入項目別から産業別商品別に細分化して、
SNA-U 表を作成する方法は、次のようにして行う。

各中間投入項目の基準年の IO ベースU 表における商品構成を各商品の中間消費
デフレーターにより当該年価格で再評価（インフレート）し、それを基に中間投入
項目を商品レベルに分割する。

図3-7のように、ある産業のある中間投入項目に対して、IO ベースU 表の商品
A~Dが対応づけられている場合、IO ベースU 表投入額①に当年の中間消費デフ
レーター②を乗じることにより、インフレート後の投入額③を求める。商品A~Dの
投入額③を③の合計額で、それぞれ除することにより、構成比を求める。c. で求
めた産業別中間投入項目別の中間投入額にこの構成比を乗じることにより、産業別
商品別の中間投入額を算出する。

図3-7 例：中間投入額の商品分割構成比

商品	①IOベースU表 投入額	②当年の中間消 費デフレーター	③インフレート (①×②/100)	③の構成比
A	100	80	80	0.068
B	200	100	200	0.169
C	300	100	300	0.254
D	400	150	600	0.508
			1180	

(b) 産業別の FISIM、政府手数料の中間投入額の追加

(a) の産業別商品別中間投入額に、産業別の FISIM と政府手数料の中間投入額を
それぞれ追加し、在庫品評価調整前U 表を作成する。

図3-8 在庫品評価調整前U 表

		産業			
		1	2	...	n
商品	1	B_{11}	B_{12}	...	B_{1n}
	⋮		⋮		
	FISIM				
	⋮	⋮		⋮	⋮
	政府手数料				
	計	U_1	U_2	...	U_n

第3章 国内総生産（生産側）の推計

f. 在庫品評価調整後U表

産業別中間投入額の在庫品評価調整額は、産業別投入商品別原材料在庫残高を基に推計する。

(a) 『工業統計調査』、『法人季報』を基に、産業別に期首と期末の名目在庫残高を算出し、商品別に配分し、期首と期末の産業別商品別在庫残高を求める。

(b) (a) と別途推計する在庫残高デフレーターを用いて、産業別商品別在庫品評価調整額を推計する。推計式は次式のとおり。

①在庫品評価調整前名目在庫増加額＝期末在庫残高－期首在庫残高

②在庫品評価調整後名目在庫増加額

＝（期末在庫残高／期末残高デフレーター
－期首在庫残高／期首在庫残高デフレーター）×期中平均価格指数

③在庫品評価調整額

＝在庫品評価調整前名目在庫増加額－在庫品評価調整後名目在庫増加額

(c) (b) で求めた産業別商品別在庫品評価調整額を、在庫品評価調整前U表に加算し、在庫品評価調整後U表を作成する。

g. 産業別中間投入額の算出

f. の在庫品評価調整後U表の列和から、産業別中間投入額を推計する。

4. 産業別国内総生産及び構成項目の推計

(1) 産業別国内総生産

産業別産出額から、産業別中間投入額を差し引くことにより、産業別国内総生産を推計する。

(2) 産業別固定資本減耗

「第9章 資本調達勘定の推計」において推計される産業別固定資本減耗額とする。

(3) 産業別生産・輸入品に課される税、補助金

a. 生産・輸入品に課される税の推計

生産・輸入品に課される税の内訳は表3-3に示すとおりである。

生産・輸入品に課される税の産業別配分は、直接に税を支払った産業の生産・輸入品に課される税として計上することを原則とする。

酒税（食料品製造業）、揮発油税（石油・石炭製品製造業）のように負担部門が明らかなものはそのまま当該産業に配分する。

「輸入品に課される税・関税」、「(控除) 総資本形成に係る消費税」は産業別には配分せず、一括計上する。

b. 補助金

補助金の産業別配分は決算書の「目」を単位として、年度決算書（財務省）、『補助金総覧』（日本電算企画）等を参考にして受取先の各産業に配分することを原則とする。

生産者が金融機関から融資を受ける際に、政府が利子の一部を負担するという利子補給金として支給される補助金は、金融機関の生産額が利ざやにより把握されていることを考慮して金融業への補助金とする。

(4) 産業別雇用者報酬

「第8章 所得支出勘定の推計」において推計される雇用者報酬額とする。

(5) 産業別営業余剰・混合所得

産業別国内総生産から、以上の産業別固定資本減耗、産業別生産・輸入品に課される税（控除）補助金、産業別雇用者報酬を控除した残差として産業別営業余剰・混合所得が求められる。

表3-3 生産・輸入品に課される税の内容

平成22年4月1日現在

中 央			地 方			
国 税	一般会計	消費税 関税 酒税* たばこ税* 揮発油税* 石油ガス税* 航空機燃料税* 石油石炭税* 自動車重量税の1/2 とん税* 印紙収入 地価税	都 道 府 県 税	普 通 税	地方消費税 事業税 不動産取得税 固定資産税（特例分） 自動車取得税の1/2 軽油引取税* 自動車税の1/2 鉱区税* 道府県たばこ税* ゴルフ場利用税* 道府県法定外普通税*	
		目的税			道府県法定外目的税	
		旧法による税			旧法による税*	
	特別会計	地方揮発油税 たばこ特別税* 石油ガス税（譲与分）* 航空機燃料税（譲与分）* 自動車重量税 1/2（譲与分） 特別とん税* 電源開発促進税* 地方法人特別税 揮発油税（譲与分）	市 町 村 税	普 通 税	固定資産税 軽自動車税の1/2 鉱産税* 特別土地保有税 市町村たばこ税* 市町村法定外普通税*	
					目的税	都市計画税 事業所税 入湯税* 水利地益税* 市町村法定外目的税
					旧法による税	旧法による税*
税以外	公納付金	日本中央競馬会納付金* 預金保険機構納付金* 環境再生保全機構賦課金 収入 エネルギー対策特別会計 納付金収入*	税以外	交 付 金	交付金	
	その他	旧税（その他）			その他	収益事業収入* 発電水利使用料*

- 注1. 自動車重量税、自動車税、軽自動車税および自動車取得税については、産業分とそれ以外の負担分があるが、その比率の詳細は明らかでないため、便宜的に等分している。
2. 上記中、「*」の税については、負担産業が明らかであることから、該当産業に配分している。
3. 注2以外の税については、負担産業が明らかでないことから、各種統計、当該年のGDP比率等を用い、それを指標として各産業に配分している。

5. 国内総生産（生産側）の推計

国内総生産（生産側）は、付加価値法等から得られた推計値を用いて、以下の式より導出される。

$$\begin{aligned}
 & \text{国内総生産（生産側）} \\
 & = \text{経済活動（産業、政府サービス、非営利サービス）別の国内総生産の合計} \\
 & \quad + \text{輸入品に課される税・関税} - \text{総資本形成に係る消費税} \\
 & = \text{経済活動別固定資本減耗の合計} \\
 & \quad + \text{経済活動別生産・輸入品に課される税（控除）補助金の合計} \\
 & \quad + \text{輸入品に課される税・関税} - \text{総資本形成に係る消費税} \\
 & \quad + \text{経済活動別雇用者報酬の合計} \\
 & \quad + \text{経済活動別営業余剰・混合所得の合計}
 \end{aligned}$$

ただし、以下の関係式が成り立つ。

$$\begin{aligned}
 & \text{生産・輸入品に課される税（控除）補助金} \\
 & = \text{経済活動別生産・輸入品に課される税（控除）補助金の合計} \\
 & \quad + \text{輸入品に課される税・関税} - \text{総資本形成に係る消費税}
 \end{aligned}$$

よって、次式が得られる。

$$\begin{aligned}
 & \text{国内総生産（生産側）} \\
 & = \text{固定資本減耗} + \text{生産・輸入品に課される税（控除）補助金} \\
 & \quad + \text{雇用者報酬} + \text{営業余剰・混合所得}
 \end{aligned}$$

なお、本書で定義している「国内総生産（生産側）」は、『国民経済計算年報』では、「国内総生産（不突合を含まず）」と表章し、統計上の不突合を加算し国内総生産（支出側）と一致させたものを「国内総生産（生産側）」としている。

6. 参考 産業連関表との関係式

『産業連関表』の取引基本表は、商品ベースでの投入と産出の関係を示す表である。

SNAにおける産業別生産勘定では、『産業連関表』を当該勘定の体系内に導入することによって、産業別産出投入構造の詳細が把握される（図3-9参照）。

なお、付加価値推計では、以下の関係式のうち「b. (a) 商品技術仮定」の(14)式を用いて、基準年次のIOベースU表及びIOベースB表を作成する。（概要図は、図3-10を参照）

図3-9 産業別生産勘定関連図

	商 品	産 業	最 終 需 要	産 出 額
商品	X	U	e	q
産業	V			g
付加価値		y'		
産出額	q'	g'		

U：U表（経済活動別財貨・サービス投入表のこと。産業別商品投入表ともいう。）

V：V表（経済活動別財貨・サービス産出表のこと。産業別商品産出表ともいう。）

X：商品×商品の『産業連関表』の取引基本表を表わす行列

e：行に商品を持つ列ベクトルで、商品別最終需要（民間および政府最終消費、総資本形成および純輸出）

y：行に産業を持つ列ベクトルで、産業別国内総生産

q：行に商品を持つ列ベクトルで、商品別産出額

g：行に産業を持つ列ベクトルで、産業別国内産出額

注：大文字は行列、小文字は列ベクトル、プライム記号（'）は転置¹⁵を表す。

図3-9の投入産出関係については、以下の(1)から(6)までの6つの関係式が成立する。そのうち、(1)から(3)までの3つの式は恒等式であり、(4)から(6)までの3つの式は生産の技術的条件に関する仮定式である。

¹⁵ 「転置」とは、ある行列の行と列を入れ替えてできる行列のこと。

$$\text{列ベクトル } a = \begin{pmatrix} 1 \\ 2 \end{pmatrix} \text{ のとき、 } a' = (1 \ 2)$$

$$\text{行列 } A = \begin{pmatrix} 1 & 2 \\ 3 & 4 \end{pmatrix} \text{ のとき、 } A' = \begin{pmatrix} 1 & 3 \\ 2 & 4 \end{pmatrix}$$

a. 投入産出関係

(a) 恒等式（ i は単位列ベクトル、 Λ は対角行列（ \hat{g} は対角線に g の要素をもつ）¹⁶⁾

(1) $q = U i + e$ …… 需給バランス式
商品別産出額 q は、 U 表の行和と最終需要計の合計に等しい

(2) $q = V' i$ …… 商品別産出額
商品別産出額 q は、 V 表の転置行列の行和に等しい

(3) $g = V i$ …… 産業別産出額
産業別産出額 g は、 V 表の行和に等しい

(b) 生産の技術的条件に関する仮定式（技術係数の定義式）

(4) $U = B \hat{g}$ …… 産業の投入係数行列
 U 表を、産業別商品投入係数行列 B と産業別産出額 g の積として表示

(5) $V' = C \hat{g}$ …… 産出係数行列
 V 表の転置行列を、産業別商品産出係数行列の転置行列 C と産業別産出額 g の積として表示

(6) $V = D \hat{q}$ …… 市場配分行列
 V 表を、商品別産業産出係数行列 D と商品別産出額 q の積として表示

これにより、各技術係数は次のように定義されていることがわかる。

B : 商品×産業表 U の投入係数行列

$$B = U \hat{g}^{-1}$$

C : コモディティ・ミックス …… 産業の産出商品構成比（商品×産業）

$$C = V' \hat{g}^{-1}$$

D : インダストリィ・ミックス …… 商品の産出産業構成比（産業×商品）

¹⁶⁾ 単位列ベクトルとは、成分がすべて1となる列ベクトル $i = \begin{pmatrix} 1 \\ \vdots \\ 1 \end{pmatrix}$,

$$g = \begin{pmatrix} g_1 \\ \vdots \\ g_m \end{pmatrix} \text{ の対角行列は、 } \hat{g} = \begin{pmatrix} g_1 & & 0 \\ & \ddots & \\ 0 & & g_m \end{pmatrix}$$

$$(6)' \quad D = V \hat{q}^{-1}$$

(c) 上記(1)から(6)までの6つの関係式は、次の3関係式に要約できる。(1)式に(4)を、(2)式に(5)式を、(3)式に(6)式をそれぞれ代入する。

$$(7) \quad q = B g + e$$

$$(8) \quad q = C g$$

$$(9) \quad g = D q$$

しかし産業別生産勘定では、生産された財貨・サービスの需要（処分）は商品別に表されるが、費用構造は産業別にしか示されず、個々の商品についての需要と費用の関係は把握できない。

このため、このV表及びU表に二つの技術仮定を設けている。一つは「商品技術仮定」で、これは「ある商品は、それがどの産業で生産されようとも同一の投入構造をもつ」とするものである。この仮定は、各商品の投入係数が、それを生産する産業部門とは独立しているとみなすことを意味している。

もう一つは「産業技術仮定」で、これは「ある産業はその生産物構成がどのようなものであっても、同一の投入構造をもつ」とするものである。この仮定は、各産業部門の投入係数が、その産業の生産物構成とは独立であるとみなすことを意味している。

これらの技術仮定については、以下の式が成立する。

b. 技術仮定

(a) 商品技術仮定

商品技術仮定は、『産業連関表』における投入係数（(10)式のA）が安定的であり、各商品の産出において、どの産業においても同一商品に関してはこの商品技術が等しく適応されることを意味する。

$$(10) \quad q = A q + e$$

したがって、U表は、商品ごとに技術係数Aを適用することによって、V表の産業別商品構成より求められる。

$$(11) \quad U = A V'$$

(5)式より

$$(12) U = A C \hat{g}$$

$$(13) U \hat{g}^{-1} = A C$$

(4)式より

$$(14) B = A C$$

$$(15) A = B C^{-1}$$

これはまた、次のようにしても導出される。

(7)式、(8)式より

$$(16) g = C^{-1} q \quad ((8)式の両辺にC^{-1}を乗ずる)$$

$$(17) q = B C^{-1} q + e \quad ((7)式に(16)式を代入する)$$

(17)式と(10)式より

$$(18) A = B C^{-1}$$

(b) 産業技術仮定

産業技術仮定は、産業の投入係数Bが安定的であり、各商品の投入表は、産出される産業ごとにBを適応し、それらを統合することにより得られる。

$$(19) A \hat{q} = B V$$

$$(20) A = B V \hat{q}^{-1} \quad ((6)'式より)$$

$$(21) A = B D$$

これはまた、次のようにしても導出される。

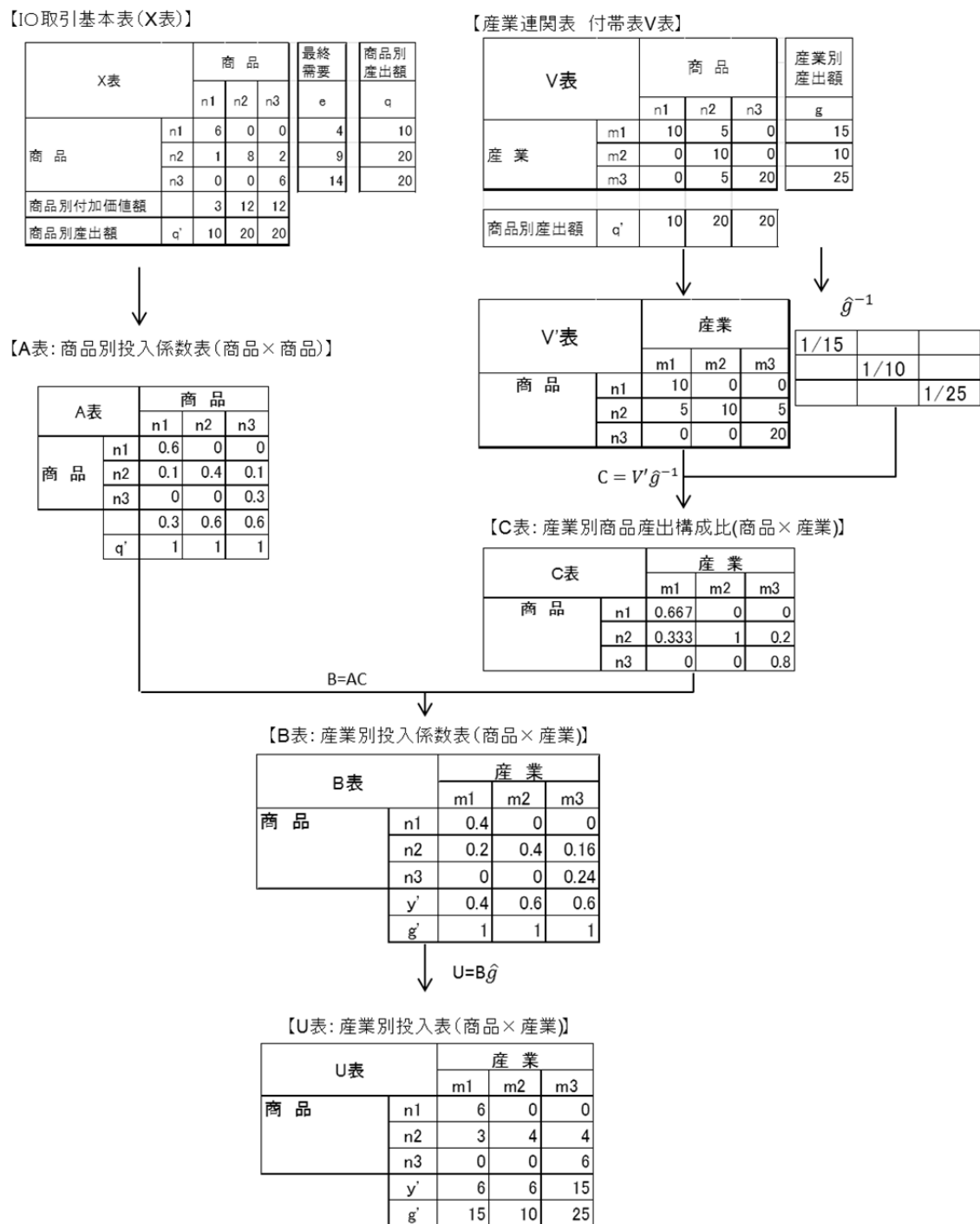
$$(22) q = B g + e \quad ((7)式より)$$

$$(23) q = B D q + e \quad ((9)式より)$$

(23)式と(10)式より

$$(24) A = B D$$

図3-10 付加価値推計における産業連関表関連処理（U表、B表）の概要図



注：取引基本表はSNA分類・概念調整後、IO付帯表V表は、IOベースV表(屑あり)。(図3-4参照)

第4章 一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計

1. 一般政府及び政府サービス生産者関連項目の推計

(1) 一般政府及び政府サービス生産者の範囲

いわゆる政府関係諸機関は、制度部門分類の観点からは、SNA 上公的部門である一般政府になるもの、公的企業になるもの、また民間部門である民間企業になるもの、対家計民間非営利団体になるものがある。

まず、金融機関、非金融機関の分類を行う。具体的には、売上高の50%以上が①金融仲介活動又は②補助的金融活動による機関は、金融機関に分類する。

次に、市場性の有無を見ることにより、一般政府・非営利部門と法人企業部門の分類を行う。具体的には、売上高が生産費用の50%以上であれば、市場性があるとして、法人企業に分類する。

最後に、政府による所有又は支配があるかを見ることにより、公的部門と民間部門の区分を行う。具体的には、政府出資の状況、役員任命権・認可権の状況等の検討を行い、政府の所有又は支配がある場合には、一般政府に分類する。

これらに加えて、社会保障基金などの基準を検討し、政府関係諸機関を分類する。

制度部門の一つである一般政府は、政府サービス生産者の活動のみならず、産業として活動を行うこともあるが、わが国のSNAにおいては、一般政府と政府サービス生産者の範囲は一致しているものとする。

(2) 推計方法

a. 制度部門別推計方法

(a) 中央政府

一般会計及び特別会計については歳入歳出決算書の項目、独立行政法人等については財務諸表の勘定項目をそれぞれ性質別・目的別・経済活動別に分類し集計することにより推計する。1つの項目又は勘定項目で2つ以上の性質又は目的に該当するものは、基本的にその最もウェイトの大きいと判断される性質又は目的に分類することとし、分割はしない(表4-1)。

独立行政法人等の貸借対照表の利用が可能な団体の総固定資本形成は、貸借対照表の期末有形固定資産残高(土地を除く。)から期首同残高を差し引いたものに、当期の減価償却費を加えることにより推計する。

総固定資本形成に該当するもののうち用地費を含んでいると考えられるものにつ

第4章 一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計

いては、『建設業務統計年報』（国土交通省）の工事種別の用地費率を用いてこれを控除し、総固定資本形成を推計する。

(b) 地方政府

普通会計等については、『地方財政統計年報』（総務省）等に基づいて推計を行う。

『地方財政統計年報』には性質別と目的別のクロス表があるので、これを基にSNAに則った性質別、目的別の分類を行い集計する。また経済活動別分類は目的別分類を基準に行う（表4-1）。

下水道事業会計等については当該事業ごとに目的別、活動別に対応づける。

なお、地方開発事業団は地方政府に含まれるが、活動の規模が小さくまた近年解散の方向にあること等から推計を行わない。

総固定資本形成を推計する上で控除すべき用地費については、『地方財政統計年報』の「用地取得費の状況」等を使用する。

(c) 社会保障基金

国民年金、労働保険等の国の特別会計分については中央政府と同様の方法で推計し、国民健康保険事業会計（事業勘定）等の地方の公営事業会計に属するものは、『地方財政統計年報』等により推計する。

また、共済組合、基金等については当該団体の決算書等から推計する。

(d) 固定資本減耗

平成17年基準改定により、一般政府の固定資本減耗は貸借対照表勘定（第10章）において推計した時価評価による固定資本減耗を利用することとなった。推計は恒久棚卸法（PIM：Perpetual Inventory Method）に基づいて行い、減価償却法は社会資本も含めて定率法を用いる。¹⁷

b. 最終支出主体主義

例えば、地方政府が中央政府から2分の1の国庫補助金を受けて道路建設を行った場合、これを総固定資本形成として計上するに当たって2つの方法がある。

- ① 資金の出所にしたがって、2分の1は中央政府の総固定資本形成、他の2分の1を地方政府の総固定資本形成として記録する。
- ② 代金を建設業者に最終的に支払った主体の観点から、地方政府の総固定資本形成として全額を計上する。

前者を資金源泉主義、後者を最終支出主体主義と呼ぶが、SNAにおいては最終支出主体主義をとる。

¹⁷ 93SNA導入以降、一般政府のうち社会資本分とソフトウェア分の固定資本減耗については、貸借対照表勘定における推計値を利用していた。その際の推計は、恒久棚卸法に基づいて定額法で計算していた。

表4-1 政府の性質別・目的別・経済活動別分類例

1 政府の目的別・経済活動別分類

a. 目的別分類

01	一般公共サービス
011	行政・立法機関、財務・財政業務、対外業務
012	対外経済援助
013	一般行政
014	基礎研究
015	R&D（一般公共サービス）
016	その他の一般公共サービス
017	公的債務取引
018	他レベルの政府との間の一般的移転
02	防衛
021	軍事防衛
022	民間防衛
023	対外軍事援助
024	R&D（防衛）
025	その他の防衛
03	公共の秩序・安全
031	警察サービス
032	消防サービス
033	裁判所
034	刑務所
035	R&D（公共の秩序・安全）
036	その他の公共の秩序・安全
04	経済業務
041	経済、通商、労働関係業務一般
042	農畜産業、林業、漁業、狩猟
043	燃料・エネルギー
044	鉱業、製造業、建設
045	運輸
046	通信
047	その他産業
048	R&D（経済業務）
049	その他の経済業務
05	環境保護
051	廃棄物処理
052	廃水管理
053	公害対策
054	生物多様性・景観の保護
055	R&D（環境保護）
056	その他の環境保護
06	住宅・地域アメニティ
061	住宅開発

第4章 一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計

062	地域開発
063	上水道
064	街灯
065	R&D（住宅・地域アメニティ）
066	その他の住宅・地域アメニティ
07	保健
071	医療用品、医療用器具・設備
072	外来サービス
073	病院サービス
074	公衆衛生サービス
075	R&D（保健）
076	その他の保健
08	娯楽・文化・宗教
081	娯楽・スポーツサービス
082	文化サービス
085	放送・出版サービス
084	宗教・その他の地域サービス
085	R&D（娯楽・文化・宗教）
086	その他の娯楽・文化・宗教
09	教育
091	就学前・初等教育
092	中等教育
093	中等教育修了後教育（高等教育を除く）
094	高等教育
095	レベル別に定義できない教育
096	教育に付随するサービス
097	R&D（教育）
098	その他の教育
10	社会保護
101	傷病・障害
102	老齢
103	遺族
104	家庭・児童
105	失業
106	住宅
107	その他の社会的脱落
108	R&D（社会保護）
109	その他の社会保護

b. 政府サービス生産者経済活動別分類

中分類	小分類
電気・ガス・水道業	下水道 廃棄物処理
サービス業	教育 学術研究機関
公務	公務

2 実際の区分例

a. 中央政府（国の決算書）

（所管）内閣府

（組織）内閣本府

（項）経済社会総合研究所

（目）職員基本給	→	性 質	雇用者報酬
		目 的	経済業務
			R&D（経済業務）
		経済活動	サービス業・学術

b. 地方政府（地方財政統計年報 2-5-1 表）

（性質）物 件 費 → 性 質 中間投入

（目的）民生費・老人福祉費 → 目 的 社会保護
老 齡
経済活動 公 務

2. 対家計民間非営利団体及び対家計民間非営利サービス生産者関連項目の推計

(1) 対家計民間非営利団体及び対家計民間非営利サービス生産者の範囲

a. 対家計民間非営利団体の範囲

民間非営利団体を事業形態別に分けると、「対家計民間非営利団体」と「対企業民間非営利団体」とに分けることができる。対企業民間非営利団体は SNA では産業に含まれ、対家計民間非営利団体のみ別途推計を行う。

民間非営利団体の範囲は、経営組織別にとらえると、個人、会社、国、公共企業体及び地方公共団体である事業所を除いたもの、すなわち、「会社でない法人」及び「法人でない団体」である。

このうち対家計民間非営利団体の範囲は、労働組合、政党、宗教団体などの他に、私立学校の全てである。団体の性格としては、「他の方法では効率的に提供し得ない社会的・公共的サービスを、利益追求を旨とすることなく家計に提供する団体」で、家計にサービスを売る場合でも代金は通常、生産コストを完全にカバーし得ず、その活動は原則として、会員からの会費徴収や、個人・企業・政府からの寄付・助成金、及び財産所得によってまかなわれている。

日本標準産業分類で見ると、(71) 学術・開発研究機関（うち私立）、(81) 学校

第4章 一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計

教育（うち私立）、（820）管理，補助的経済活動を行う事業所（82 その他の教育，学習支援業）、（821）社会教育、（850）管理，補助的経済活動を行う事業所（85 社会保険・社会福祉・介護事業）、（853）児童福祉事業、（854）老人福祉・介護事業、（855）障害者福祉事業、（859）その他の社会保険・社会福祉・介護事業、（932）労働団体、（933）学術・文化団体、（934）政治団体、（939）他に分類されない非営利的団体、（94）宗教、（950）管理，補助的経済活動を行う事業所（95 その他のサービス業）、（951）集会場が該当する。

なお、（80）娯楽業もその対象に入るべきものがあると思われるが、経営組織別にみると、民間非営利団体とみなされるものの数が僅少であるため除外する。

b. 対家計民間非営利サービス生産者の範囲

対家計民間非営利団体は、対家計民間非営利サービス生産者としての活動だけでなく、副次的に「産業としての活動」である収益事業（例えば、住宅の所有・賃貸、食堂や飲食店の経営、会員・一般向け小売店の経営など）を行っている場合があるが、推計の便宜上、対家計民間非営利団体は、対家計民間非営利サービス生産者としての活動のみを行うと考え、この副次的な部分を含まない形で推計を行う。

このことにより、SNA 上の対家計民間非営利団体と対家計民間非営利サービス生産者の範囲は完全に一致する。

(2) 推計方法

対家計民間非営利団体の推計方法は、団体の活動目的別に「教育」と「その他」の2部門に分け、それぞれの活動目的別に推計する。

a. 活動目的別分類「教育」の推計

活動目的別分類「教育」は、日本標準産業分類（81）学校教育（私立学校ただし付属病院を除く）及び（821）社会教育からなる。

(a) 私立学校教育の推計方法

平成9年度までは『私立学校の財務状況に関する調査』（旧文部省）を基礎資料として推計を行う。この調査は文部大臣所轄及び都道府県知事所轄学校法人が対象となっており、その中には私立学校の付属病院及び、本来民間非営利団体ではない「個人立」（家計に含まれる。）の学校も含まれる。

このうち付属病院分については、産業である医療業に含まれるべきものであり、基礎資料上分離可能のため推計から除外するが、個人立学校分については分離することが困難なため推計値の中に含まれる。

また、平成10年度からは上記の調査が廃止となったため、『今日の私学財政』（日

本私立学校振興・共済事業団)を基礎資料として推計する。この調査結果には付属病院分は含まれていないが、個人立学校分は旧文部省の調査同様、調査対象となる。個人立学校分については従来同様分離が困難なため、推計値の中に含まれる。

私立学校についての基礎資料は確報推計時には間に合わないため、確々報時に推計に使用する。確報時の推計方法については、前年の確々報値に、対前年度比の平均(過去3年分)、『学校基本調査』(文部科学省)の私立学校教職員数及び、『毎月勤労統計調査』(厚生労働省)の賃金指数の伸び率を用いて延長推計する。

(b) 社会教育の推計方法

『民間非営利団体実態調査』(内閣府)の調査結果から無形固定資産を除外したものを基礎資料とし、産業別の収入、消費支出、投資支出の各項目を組み替え、推計する(組替方法については表4-2を参照)。

b. 活動目的別分類「その他」の推計

活動目的別分類「その他」は、日本標準産業分類の(853)児童福祉事業、(854)老人福祉・介護事業(訪問介護事業を除く)、(855)障害者福祉事業、(859)その他の社会保険・社会福祉・介護事業、(932)労働団体、(933)学術・文化団体、(934)政治団体、(939)他に分類されない非営利的団体、(94)宗教、(951)集会場からなる。

(a) 政治団体の推計方法

政治団体は昭和49年以降『民間非営利団体実態調査』の対象外となったため、現在は『政治資金収支報告書』(総務省)から収入、支出総額を把握し、支出額については内訳がないため『民間非営利団体実態調査』の昭和45~48年度の政治団体分平均の支出項目のウェイトで分割する。

(b) 政治団体以外の「その他」に係る推計

『民間非営利団体実態調査』を基礎資料とする。この調査から得られる産業別の収入、消費支出、投資支出の各項目を組み替えて推計する(組替方法については表4-2を参照)。

c. 固定資本減耗

平成17年基準改定により、対家計民間非営利の固定資本減耗は貸借対照表勘定(第10章)において推計した時価評価による固定資本減耗を利用することとなった。推計は恒久棚卸法に基づいて行い、減価償却法は定率法を用いる。

d. 年度値の暦年転換方法

対家計民間非営利団体の推計は年度ベースの基礎資料により行うため、推計で当初求められる値も年度値となる。この年度値を四半期分割し暦年値も求めるが、その四

第4章 一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計

半期分割比率は、雇用者報酬に関しては「教育」、「その他」ともに『毎月勤労統計調査報告（全国調査）』の教育、社会保険・福祉、サービス業の賃金指数を、「教育」の家計最終消費支出に関しては『家計調査』（総務省）の私立学校授業料を用い、他の計数については四等分して四半期値を推計する。

表4-2 民間非営利団体実態調査項目と非営利推計項目との対応

勘定	推計項目		実態調査該当項目
国内総生産勘定(支出側)	中間投入	(A)	仕入原価
			消耗品費
			光熱水道料
			印刷・製本費
			地代・家賃・賃貸料
			その他の事業経費
付加価値	雇用者報酬	(B)	人件費
	固定資本減耗	(C)	減価償却費
	生産・輸入品に課される税	(D)	租税・公課
	(生産額) 計	(E) = (B)+(C)+(D)	
産出額	(F) = (A)+(E)		
制度部門別所得支出勘定	中間需要	(G)	
	家計現実最終消費	家計最終消費支出	(H) 事業収入
		対家計民間非営利団体最終消費支出	(I) = (F) - ((G)+(H))
制度部門別資本調達勘定	総固定資本形成	(J)	投資支出 在庫(控除)
制度部門別所得支出勘定(一部)	財産所得(支払)	(K)	支払利息
	社会扶助給付	(L)	移転的支出
	財産所得(受取)	(M)	利子収入 配当収入
		(N)	賃貸料収入
	民間非営利団体への経常移転貯蓄	(O) = ((M)+(N)) - ((L)+(K)+(L))	会費等の移転的収入

第5章 海外勘定の推計

1. 基本的な考え方

海外勘定は、わが国の居住者と非居住者¹⁸の間で行われた経常取引及び資本取引、金融取引を記録するものである。このうち、経常取引については『国際収支統計』（財務省・日本銀行）の各計数を一部 93SNA の概念に合致するよう組み替えて推計する。ただし、平成8年に改定された現行の『国際収支統計』は IMF の国際収支マニュアル第5版（1993年）に準拠しており、基本的には 93SNA の概念と整合性がとられているため、組替えが必要なのは一部の項目に限られる。

金融取引については、『資金循環統計』を使用して推計する。『資金循環統計』は 93SNA 及び IMF 金融統計マニュアルを反映させた形で平成11年に改定されており、計数面では基本的に『国際収支統計』と整合性が確保されている。

なお海外勘定は、諸外国（わが国領土内に存在する在日公館、米軍基地を含む）をまとめて海外部門とみなし、海外部門からの視点で受取・支払を記録するため、『国際収支統計』（わが国からの視点で記録）とは受取・支払がそれぞれ逆になっている。

2. 推計方法

(1) 経常取引

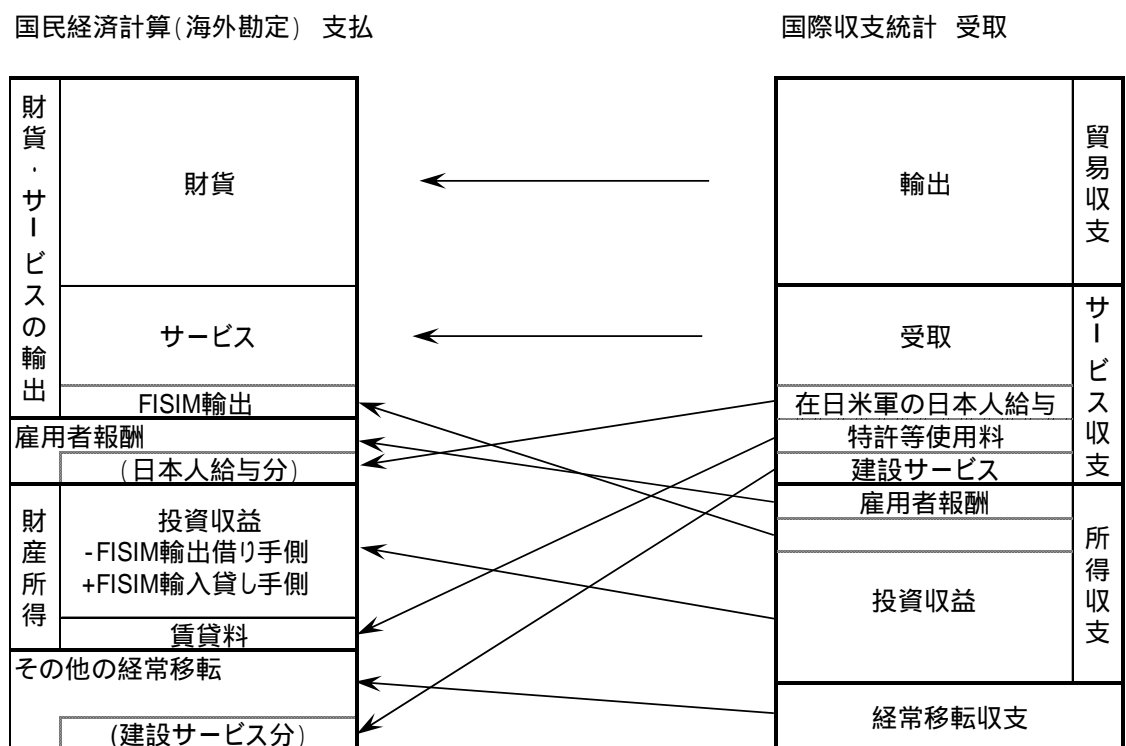
経常取引について SNA と『国際収支統計』の関係を簡単に図に示すと、図5-1のようになる。このように、現行の『国際収支統計』と基本的に整合性が保たれているが、一部について組替えを行う。

¹⁸ 居住者と非居住者：93SNA では、個人、法人などがある国の経済領域内に住居や生産拠点もしくはその他の建物等をもうけて無期限もしくは一定期間（1年以上）の間相当規模の経済活動並びに取引に従事している場合はその国に経済的利害の中心があるとみなし、その国の居住者としている。しかし、『国際収支統計』は通達「外国為替管理法令の解釈及び運用について」における居住者・非居住者の定義により作成されている。このため、2年以上外国に滞在する本邦人を非居住者、6ヶ月以上わが国に滞在する外国人を居住者としてみなすなど、93SNA の1年以上というガイドラインとは若干異なっている。

a. 財貨・サービス輸出入

財貨については、海外勘定ではFOB建価格¹⁹で記録しており、『国際収支統計』の貿易収支と対応している。

図5-1 国民経済計算と国際収支統計の対応関係



サービスについては、『国際収支統計』のサービス収支から建設、特許等使用料及び在日米軍の日本人給与²⁰（受取のみ）を差し引き、FISIMを調整したものと対応している。

建設はその他の経常移転に、特許等使用料は財産所得に、在日米軍の日本人職員給与は雇用者報酬に組み替える。

¹⁹ FOB (Free On Board) 建価格と CIF (Cost, Insurance and Freight) 建価格：FOB 建価格とは運賃、保険料等を含まない貨物本体代金だけの価格であり、CIF 建価格とは貨物本体に加え運賃及び保険料を含んだ価格。なお、『貿易統計』（財務省）は通関金額をもとに作成されていることから、輸出は FOB 建、輸入は CIF 建で記録されており、記録時点は通関した時となる。『国際収支統計』は、CIF 建価格と FOB 建価格の差である保険料及び運賃を推計のうえ控除して FOB 建で記録するとともに、記録時点の補正（SNA の概念では所有権が移転した時点で記録）も行われている。このため、『国際収支統計』と『貿易統計』の計数は一致しない。

²⁰ 『国際収支統計』では平成 15 年 4 月分計数から、「サービス収支」として計上されているが、職員への給与支払はそれ以前から行われている。SNA では従来は『国際収支統計』と同様に平成 15 年 4～6 月期以降から計上していたが、平成 17 年基準では、それ以前に遡及して計上する。なお、SNA では、同金額は「雇用者報酬」の受取として計上する。

b. 雇用者報酬

雇用者報酬は、基本的に、『国際収支統計』の所得収支の雇用者報酬に対応している。輸出側については、「在日米軍の日本人職員給与」分を組み入れる。

c. 財産所得

財産所得は、『国際収支統計』の所得収支の投資収益にサービス収支の特許等使用料を加え、**FISIM**^{2 1}を調整したものと対応している。

特許等使用料を財産所得の賃貸料に組み替えるのは、国内推計では特許使用料が賃貸料に計上されており、これと整合性を確保するためである。

d. その他の経常移転

その他経常移転は、『国際収支統計』の経常移転収支にサービス収支の建設を加えたものと対応している。

建設サービスを経常移転に組み替えるのは、次のような理由による。

まず海外での建設活動において、**SNA**では現地事務所は相手国の居住者とみなされる。したがって、建設サービスそのものは相手国の国内取引となる。

一方、『国際収支統計』に計上されている建設サービスは、主として相手国の発注者から国内本社への建設代金の支払であることがヒアリング等の調査から判明した。つまり、サービスの提供は相手国の居住者同士で行われ、代金支払のみ居住者と非居住者との間の取引となっていることになる。このため、『国際収支統計』の建設サービスは移転取引とするのが適当であり、**SNA**では経常移転に計上することとした。

e. 経常対外収支

支払と受取のバランス項目で、支払側に記録される。『国際収支統計』の経常収支と合致する。

(2) 資本取引

資本取引の資本移転等の項目は、『国際収支統計』のその他資本移転と対応している。貯蓄及び資本移転による正味資産の変動は、経常対外収支+資本移転等（受取）-資本移転等（支払）となる。

なお、資本取引の貯蓄及び資本移転による正味資産の変動と、金融取引の資金過不足は、概念上金額が一致する。

^{2 1} **FISIM**（間接的に計測される金融仲介サービス）は、それぞれ借り手側 **FISIM** と貸し手側 **FISIM** で構成される。海外勘定のサービスには、**FISIM** 輸出（輸入）を組み入れるが、海外勘定の財産所得には、支払ならば貸し手側 **FISIM** 輸入を足して借り手側 **FISIM** 輸出を引き、受取ならば貸し手側 **FISIM** 輸出を足し借り手側 **FISIM** 輸入を引く。

第5章 海外勘定の推計

(3) 金融取引

金融資産・負債の変動（金融取引）を作成する際に得られる海外部門の取引額である。一部の項目を除き、基礎資料として『資金循環統計』（68SNAでは、海外部門の取引額は、『国際収支統計』の計数を用いていた）を用いており、各項目の具体的な推計方法については、第9章「2. 金融取引」を参照されたい。

第6章 国内総生産（支出側）の推計

1. 民間最終消費支出

民間最終消費支出は、a. 家計最終消費支出にb. 対家計民間非営利団体最終消費支出を加えたものである。

なお、「民間最終消費支出」に一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に対し、現物による財貨又はサービスの形で提供される「現物社会移転」を加算したものが、「現実家計最終消費」となる（「現物社会移転」については、第8章「4. 現物所得の再配分勘定の推計」を参照）。

(1) 家計最終消費支出

家計最終消費支出は以下の項目から成る。

家計最終消費支出（＝①＋②－③）

- ① 国内家計最終消費支出
- ② 居住者家計の海外での直接購入
- ③ 非居住者家計の国内での直接購入（控除）

「家計最終消費支出」の大部分を占める「国内家計最終消費支出」の推計方法は以下の通りである。

また、②居住者家計の海外での直接購入、③非居住者家計の国内での直接購入については、『国際収支統計』に基づいて推計する。

a. 国内家計最終消費支出推計の基本体系

(a) 名目値の推計

i. 暦年計数の推計

国内家計最終消費支出暦年計数は、コモ法によって推計する産業分と、政府、対家計民間非営利団体の「商品・非商品販売」を合算して推計する。コモ法では、コモ8桁品目で推計し、各品目は88目的分類に集計することによって、マトリックスを作成する。同様に、政府、対家計民間非営利団体の「商品・非商品販売」についても88目的に分類し、これをコモ法によるマトリックスと合算することにより、88目的分類からなる国内ベースの最終消費支出マトリックス（コモ集計マトリックス）（暦年計数）を作成する。ただし、コモ法による暦年計数には、国内家計最終消費支出に含まれない「現物給付」分が含まれているため、その分を控除する。なお、国内家計最終消費支出の分類には、上記目的分類のほかに形態分類があるが、88目的コモ集計マトリッ

第6章 国内総生産（支出側）の推計

クス各要素は形態分類（4形態）のいずれか一つに対応するよう設計されている。

ii. 四半期計数の推計

四半期の国内家計最終消費支出は、コモ暦年計数を補助系列によって四半期分割した上で、四半期ごとの「商品・非商品販売」を加えることによって求める。補助系列は、並行推計項目、共通推計項目についてコモ法と同様の88目的分類マトリックスを推計することによって求める。

iii. 表章形式

88目的分類別及び4形態分類別に集計し、それをまとめた12目的分類、4形態分類で表章する（表6-1、縦：目的分類、横：形態分類）。

b. 四半期分割のための補助系列推計方法

推計手法解説書（四半期別GDP速報（QE）編）を参照のこと。

（2）対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利サービス生産者の生産額から同生産者の商品・非商品販売額を控除することによって推計する（第4章「2. 対家計民間非営利団体及び対家計民間非営利サービス生産者関連項目の推計」参照）。

2. 政府最終消費支出

（1）年度計数の推計

政府最終消費支出とは、政府サービス生産者の生産額（中間消費＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から他部門に販売した額（商品・非商品販売）を差し引いた一般政府の自己消費に、医療費、教科書購入費等の家計への移転支出（現物社会給付等）を加えたものである。

なお、一般政府の現実最終消費については後述する（第8章「4. 現物所得の再分配勘定の推計」参照）。

年度計数の推計に当たっては、中央政府、社会保障基金については決算書等、地方政府については『地方財政統計年報』等により中間消費、雇用者報酬等の各項目を積算する。（第4章「1. 一般政府及び政府サービス生産者関連項目の推計」参照）

表6-1 国内家計最終消費支出88目的分類の形態について

	1. 耐久財	2. 半耐久財	3. 非耐久財	4. サービス
1. 食料・非アルコール				
1101 パン及び穀物				
1102 肉及び肉加工品				
1103 魚及び水産加工品				
1104 ミルク、チーズ及び卵				
1105 油脂				
1106 果物				
1107 野菜				
1108 砂糖、チョコレート及び菓子				
1109 その他の食料品				
1201 コーヒー、茶及びココア				
1202 その他の非アルコール飲料				
2. アルコール飲料・たばこ				
2100 アルコール飲料				
2200 たばこ				
3. 被服・履物				
3101 糸及び生地				
3102 衣服				
3103 その他の衣服及び衣装着飾品				
3104 クリーニング及び衣服の修理費				
3201 靴及びその他の履物				
3202 履物の修理費				
4. 住宅・電気・ガス・水道				
4100 住宅賃貸料				
4201 水道料				
4202 廃棄物処理				
4301 電気				
4302 ガス				
4303 液体燃料				
4304 固体燃料				
4305 熱エネルギー				
5. 家具・家庭用機器・家事サービス				
5101 家具及び装備品				
5102 絨毯及びその他の敷物				
5103 家具・装備品及び敷物類の修理費				
5200 家庭用繊維製品				
5301 家庭用器具				
5302 家庭用器具の修理費				
5400 ガラス器具類、食器類及び家庭用品				
5500 住宅及び庭用の工具備品				
5601 家庭用消耗品				
5602 家庭サービス及び家事サービス				
6. 保険・医療				
6101 薬品及びその他の医療製品				
6102 治療用機器				
6200 外来・病院サービス				
6300 入院サービス				
6400 介護サービス				
7. 交通				
7101 自動車				
7102 オートバイ				
7103 自転車及びその他の輸送機器				
7201 予備部品及び付属品				
7202 燃料及び潤滑油				
7203 個人輸送機器の保守及び修理費				
7204 その他のサービス				
7301 鉄道旅客輸送				
7302 道路旅客輸送				
7303 航空旅客輸送				
7304 外洋・沿海・内水面旅客輸送				
7305 その他の輸送サービス				
8. 通信				
8100 郵便				
8201 電話及び電報				
8202 その他の通信サービス				
9. 娯楽・レジャー・文化				
9101 ラジオ・テレビ受信機及びビデオ機器				
9102 写真・撮影用装置及び光学器械				
9103 情報処理装置				
9104 記録媒体				
9105 パソコン				
9106 視聴覚、写真及び情報処理装置の修理費				
9201 楽器				
9202 音楽機器の修理費				
9301 ゲーム及び玩具等				
9302 スポーツ用具等				
9303 庭、草木及びペット関連商品・サービス				
9401 レクリエーション及びスポーツサービス				
9402 文化サービス				
9403 キャンパル性ゲーム				
9501 書籍				
9502 新聞及び定期刊行物				
9503 その他の印刷物				
9504 文房具及び画材				
9600 パッケージ旅行				
10. 教育				
10100 教育				
11. 外食・宿泊				
11100 飲食サービス				
11200 宿泊施設サービス				
12. その他				
12101 美容院及び身体手入れ施設				
12102 個人ケア器具及び製品				
12201 宝石及び時計				
12202 その他の身の回り品				
12301 生命保険				
12302 非生命保険				
12400 金融サービス				
12500 その他のサービス				
12600 FISIM				

(2) 四半期計数の推計

一般政府に関連する計数は、決算書等から基本的には年度ベースで把握されるため、四半期計数が入手できないものについては、年度額を以下のとおり四半期分割する。

- ① 雇用者報酬は当該四半期別の給与総額で分割する。
- ② 中間消費はヒアリング結果によるパターン等で分割する。
- ③ 生産・輸入品に課される税は年度計数を四等分する。
- ④ 固定資本減耗は原則として年度計数を四等分する。
- ⑤ 現物社会給付等のうち社会保障給付（医療・介護分）及び戦傷病者等無賃乗車券負担金は、年度計数を四半期ごとの支出比率等により割り振る。
- ⑥ 現物社会給付等のうち教科書購入費は、年度計数を四等分する。

3. 総固定資本形成

(1) 推計の基本体系

総固定資本形成の暦年計数は、コモ法によって推計する。コモ法は各需要項目について品目別の暦年計数を推計するものであり、一般政府や企業といった主体別の内訳や四半期計数を明らかにするものではない。

したがって、コモ法によって推計した総固定資本形成（暦年計数）と整合性のとれた各主体別及び四半期別の総固定資本形成を推計するためには、別途各主体について四半期別の総固定資本形成を推計し、これによりコモ法によって推計した総固定資本形成を分割する必要がある。その分割は次のように行う。

a. 有形固定資産

まず国全体の住宅投資（暦年計数）を推計し、コモ法により推計した総固定資本形成の有形固定資産（暦年計数）からこれを差し引き、一国全体の住宅投資以外の有形固定資産（暦年計数）を求める。

次に公的企業の設備投資（暦年計数、有形分）と一般政府の総固定資本形成（暦年計数、有形分）を別途推計し、住宅以外の有形固定資産（暦年計数）からこれを差し引く。こうして求めたものが民間企業設備のうち有形固定資産（暦年計数）となる。

各主体別及び四半期別の計数の推計方法は、下記（2）需要項目別推計方法を参照。

b. 無形固定資産

無形固定資産は、生産者が1年を超えて生産に使用するソフトウェアのうち受託開発分（受注型ソフトウェア、パッケージ型ソフトウェア）及び自社開発ソフトウェア、鉱物探査、プラントエンジニアリングから構成される。

コモ法により一国全体の無形固定資産（暦年計数）とその内訳としてのコンピュータソフトウェア（暦年計数）を推計する。この無形固定資産合計からコンピュータソフトウェアを差し引いたものが、プラントエンジニアリングと鉱物探査の合計となる。これらそれぞれについて、『産業連関表』、決算書等により主体別に分割し、制度部門分割を行う。

具体的には、コモ法により求めた一国全体の無形固定資産（暦年計数）のうち、ソフトウェア相当分については、暦年値を『産業連関表』の固定資本マトリックスより求めた比率により、公的分と民間分に按分する。四半期計数は、受注型ソフトウェア及びパッケージ型ソフトウェアについては『特定サービス産業動態統計調査』（経済産業省）におけるソフトウェアの月次売上高を用いることで分割し、自社開発ソフトウェアについてはリスマン・サンデー法により分割する。鉱物探査相当分については、決算書より推計する。投資額はすべて公的分（一般政府）とし、四半期計数は年度値を四等分する。プラントエンジニアリング相当分については、コモ法による暦年値を、ソフトウェア相当分と同様、『産業連関表』の固定資本マトリックスにより求めた比率により、公的分と民間分に按分する。四半期計数は、有形固定資産の四半期分割比率により分割する。

（2）需要項目別推計方法

a. 住宅投資

公的住宅投資も含めた全住宅投資額について、『建築物着工統計』の着工建築物（構造別・用途別表）の工事費予定額から推計する。居住専用住宅（準住宅を含む）・居住産業併用建築物の工事費予定額を構造別・用途別平均工期により出来高に転換し、四半期別の進捗ベースの投資額を求める。こうして求められた居住専用住宅及び居住産業併用進捗額に、工事単価、工事面積、着工統計の漏れ等を補正するための修正倍率（国土交通省推計）を乗じ、修正済居住専用住宅進捗額については全額、修正済居住産業併用建築物進捗額についてはその7割を居住分として合計することにより、全住宅投資額を求める。

（a）民間住宅

民間住宅投資は、四半期別の全住宅投資額から、別途推計した四半期別の公的住宅投資額を差し引くことにより推計する。各主体別推計は以下のように行う。

i. 対家計民間非営利団体住宅投資

『民間非営利団体実態調査』から推計する。

ii. 法人住宅投資

『建築物着工統計』の着工建築物の工事費予定額のうち、建築主が「会社」であ

第6章 国内総生産（支出側）の推計

る居住専用住宅・居住産業併用建築物の工事費を進捗転換する。これに修正倍率を乗じて漏れ等を補正し、居住専用住宅進捗額の全額と居住産業併用建築物進捗額の7割を合計して四半期計数を求める。

なお、会社が建築主である分譲住宅については、家計（個人）が購入することから家計住宅に分類されるため、会社の進捗額から分譲住宅を控除した額が法人住宅投資となる。この分譲住宅については、『住宅着工統計』（国土交通省）における会社の分譲比率を用いて推計する。

さらに、法人住宅の非金融法人と金融機関への分割については、『昭和45年国富調査』（経済企画庁）における法人資産の金融・非金融比率を用いて推計する。

iii. 家計（個人）住宅投資

民間住宅投資額より、非金融法人住宅、金融機関住宅及び対家計民間非営利団体住宅を控除することにより四半期別に推計する。

(b) 公的住宅

中央政府の一般会計及び特別会計の「決算書」における公務員宿舍施設費、『地方財政統計年報』における普通建設事業費のうちの住宅費、都市再生機構及び地方住宅供給公社の賃貸住宅にかかる住宅建設費を集計し、これから用地費及び消費税額を控除して年度計数を求める。

つぎに、『建設総合統計年度報』（国土交通省）に掲載されている公共部門における居住用建築の出来高ベースの金額を用いて、年度計数を四半期に分割し、四半期計数を推計する。

b. 非住宅投資

(a) 民間企業設備

供給側推計、需要側推計の双方で並行して推計値を作成し集計値のレベルで統合する項目（並行推計項目）を主体とし、供給側統計を使用して推計したソフトウェアの総額（共通推計項目）の民間分按分値、対家計民間非営利団体分を加算して推計する。

なお、制度部門別設備投資額の推計は、民間企業設備の総額の四半期計数から、対家計民間非営利団体の設備投資額を控除したものを、後述する需要側推計による非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業）の計数によって分割し、消費税額を控除（第2章「5. 消費税の取扱い」参照）することにより推計する。

i. 並行推計項目

(i) 需要側推計値

確報では、需要側補助系列の四半期比率を用いて確報暦年値（コモ法により推計された総固定資本形成（暦年計数）から民間住宅、公的固定資本形成、対家計民間非営利団体の設備投資額を控除したもの）の四半期分割を行う。

需要側補助系列は、非金融法人企業及び金融機関については『四半期別法人企業統計』（財務省）（以下『季報』という。）、個人企業については『個人企業経済調査』（総務省）等から推計する。

※四半期別 GDP 速報（QE）の推計方法 II. 需要項目別名目値の推計方法 参照

ア. 民間非金融法人企業設備投資

『季報』の設備投資額（有形固定資産新設額）から推計する。その際、『季報』の年度ごとのサンプル替えに伴う断層や四半期ごとの回答企業の差の影響を軽減するため、資本金階層ごとに『季報』の有形固定資産額を用いて推計した調整比率を当該新設額に乗じる。

また、『季報』の対象外の資本金1千万円未満法人分については、『法人企業統計年報』における資本金1千万円未満法人投資額の資本金1千万円以上法人投資額に対する比率を、上記断層調整後の新設額に乗じる方法で推計し加算する。

イ. 金融機関設備投資

『季報』における金融保険業の設備投資額（有形固定資産新設額）より推計する。

ウ. 家計（個人企業）設備投資

（ア）農業

『農業経営統計調査』（農林水産省）における一農家当たり固定資産購入額の設備投資分の年度額をベンチマークとし、『建築物着工統計』における農林水産業の個人産業用工事費予定額を進捗転換した上で、農家戸数で除したものをを用いて延長推計する。これに農家戸数に乗じて設備投資額を求める。

（イ）製造業、卸・小売業、サービス業

建物以外の機械器具等分は、『個人企業経済調査』の一企業当たり設備投資額（車両、機械等）に事業所数を乗ずることにより推計する。事業所数は、『事業所・企業統計調査』（総務省）の結果の存在する時点（平成18年）までは、『事業所・企業統計調査』の個人企業の事業所数及び『労働力調査』（総務省）により求める。これ以降は『労働力調査』の自営業主数の前期比で延長推計して求

第6章 国内総生産（支出側）の推計

める。

建物分は『建築物着工統計』の建築主用途別表より建築主が個人の項の該当する産業を進捗転換することにより求める。

(ウ) それ以外の産業

『建築物着工統計』により該当する産業の個人産業用工事費予定額を進捗転換することにより推計する。

(ii) 供給側推計値

供給側推計で得た総固定資本形成を使用する。

※四半期別 GDP 速報 (QE) の推計方法 I.供給側の推計方法 参照

(iii) 統合方法

需要側推計値と供給側推計値をそれぞれの推計精度（標準誤差率）に基づくウェイトで加重平均する。

※四半期別 GDP 速報 (QE) の推計方法 II.需要項目別名目値の推計方法参照

ii 共通推計項目

(i) 対家計民間非営利団体設備投資（ソフトウェア分除く）

確報では『民間非営利実態調査』等から推計する。

(ii) ソフトウェア

上述の無形固定資産を参照のこと。

(b) 公的企業設備

i. 有形固定資産

有形固定資産については中央、地方それぞれ以下の通り推計したのから別途推計する無形固定資産のうちプラントエンジニアリング相当分を控除する。

中央の公的企業については、各機関の貸借対照表上の有形固定資産から土地と立木を控除したものの前年度末と当年度末との差額を算出し、これに損益計算書上の減価償却費・固定資産除却損等を加え、消費税額を控除することにより年度計数を推計する。

地方の公的企業については、『地方財政統計年報』の資本的支出のうちの建設改良費を求め、これから用地費及び消費税額を控除することにより年度計数を推計する。

四半期分割は、『建設総合統計年度報』の発注者別、工事種別工事費における該当項目の出来高ベース工事費の四半期パターンによって行う。

ii. 無形固定資産

無形固定資産については、コモ法により求めた一国全体の無形固定資本形成額（暦年計数）を、受注型ソフトウェア及びパッケージ型ソフトウェアについては『特定サービス産業動態統計調査』における月次売上高を用いることで四半期分割し、自社開発ソフトウェアについてはリスマン・サンデー法により四半期分割する。プラントエンジニアリング相当分については有形固定資産と同様の手法により四半期分割し、年度計数及び四半期計数を推計する。

次に産業連関表の固定資本マトリックスにより求めた比率により、公的分と民間分に按分する。

さらに、公的部門内で、ソフトウェア相当分については各制度部門の中間消費の割合、またプラントエンジニアリング相当分については各制度部門の有形固定資産の割合により按分し、消費税額を控除する。

(c) 一般政府

i. 年度計数の推計

中央政府及び社会保障基金については、決算書の「施設整備費」等の投資関係の目を集計したものから用地費を控除することにより推計する。なお、民間転用可能な防衛省、自衛隊の施設等について固定資本形成として扱う。

地方政府の場合は『地方財政統計年報』の普通建設事業費、災害復旧事業費等及び下水道事業の建設改良費などを集計し、用地費を控除する。（第4章「1. 一般政府及び政府サービス生産者関連項目の推計」を参照）

無形固定資産のうち鉱物探査相当分については決算書により推計する。その他の無形固定資産については（b）公的企業設備と同様である。

ii. 四半期計数の推計

『建設総合統計年度報』の発注者別、工事種類別工事費における一般政府に該当する部門の出来高ベース工事費の四半期パターンによって四半期分割を行う。

4. 在庫品増加

在庫品増加は、コモ法による推計値をもとに推計する。93SNA から、1度だけ生産物を産出する育成資産（立木、肉畜等）の自然成長分を仕掛品の在庫品増加として計上することとなった。

(1) 民間在庫品増加

第6章 国内総生産（支出側）の推計

民間在庫品増加額は、コモ法により推計したグロスのコモ値から、公的企業及び一般政府の在庫品増加額、消費税控除額（第2章参照）を差し引き、残差として求める。

なお、コモ値における育成資産の仕掛品在庫額は、実現在庫法（RIM）により算出する（第2章参照）。

a. 四半期計数

※四半期別 GDP 速報（QE）の推計方法 I. 供給側推計の方法参照

b. 部門別計数

法人企業・個人企業、及び個人企業の内訳である農林水産・非農林水産といった部門別の計数は、民間在庫品増加額を、人的推計による在庫品の部門別比率を基準に分割する。

なお、金融機関及び対家計民間非営利団体は在庫を持たないものとみなす。

c. 在庫残高デフレーター

在庫のデフレーターとしては、残高デフレーターが表章されている²²。

民間在庫品増加の残高デフレーターは、下記の手順によりインプリシットに算出する。まず、『季報』や『個人企業経済調査』等から推計した基準年末の名目在庫残高をベンチマークとし、名目在庫品増加（フロー）及び民間在庫品評価調整額を累計することで各期の名目在庫残高を算出する。次に、基準年末の名目在庫残高＝実質在庫残高とにおいて、これをベンチマークに実質在庫品増加（フロー）を累計し各期の実質在庫残高を算出する。以上の手順で算出した名目在庫残高を実質在庫残高で除して在庫残高デフレーターを算出する。

なお、在庫残高デフレーターは立木等を除いた在庫品残高により算出する。

(2) 公的在庫品増加

a. 分類

公的在庫品増加は在庫を保有する政府諸機関の部門分類により、公的企業分と一般政府分に分けて表章する。

b. 在庫の推計方法

食料安定供給特別会計（米管理勘定等は一般政府、麦管理勘定等は公的企業）、石油天然ガス・金属鉱物資源機構（公的企業）など在庫の存在が想定される機関の貸借対照表上の当期末在庫残高と前期末在庫残高の差額をとり、これに消費税額控除、在庫

²² 在庫品増加の名目値と実質値からフローベースのデフレーターを計算することも可能である。しかし、在庫品増加は変動が激しく、負値を取ることもあるため、残高デフレーターを表章することとしている。

品評価調整を行って名目値を推計する。

実質値の推計方法は、数量が把握できる機関、品目については基準年の数量、価格より算出した基準単価に数量を乗じて実質残高を求め、数量が把握できない機関、品目については期末CGPIを残高デフレーターとして、名目残高より実質残高を求める。さらに当期末在庫残高と前期末在庫残高の差額を実質在庫品増加とする。

四半期分割は、四半期毎の在庫残高を調査している機関については調査値を用いているが、調査を行っていない機関については四半期で等分する。

5 . 財貨・サービスの輸出入

『国際収支統計』の項目を一部SNAの概念に組み替えて推計する（詳細は第5章参照）。

第7章 デフレーターと実質化

1. 実質化の意味とデフレーター作成の基本的考え方

(1) 実質化の意味とデフレーター

一般に財貨・サービスの価額（金額）の変化は、その財貨・サービスの数量の変化と価格の変化の組み合わせによって生じる。実質化とは、時価で表示した価額（名目値）の動きから価格変動の影響を取り除くことであり、実質化された価額を実質値という。また、価格水準を表す指数をデフレーターという。SNAにおいては、基準時点の価格で比較時点の数量を評価した価額をもって実質値とし、「名目値＝実質値×デフレーター」という関係を満たすように実質値及びデフレーターを作成する。

(2) 指数算式

SNAでは、前暦年基準連鎖方式を採用する。

実質値は参照年の名目値に連鎖方式ラスパイレス数量指数を乗じたものであり、デフレーターは連鎖方式パーシェ価格指数である。

2. 実質化のための基本的価格指数の作成

実質化を行うための基本となる最小単位の価格指数として基本単位デフレーターを作成する。基本単位デフレーターは原則としてコモ法の6桁品目について作成する。

『産業関連表』の部門分類のうちコモ6桁品目から除外されている「建設」、「政府サービス」及び「対家計民間非営利サービス」については、別途推計する。

(1) 基本単位デフレーター

基本単位デフレーターはコモ法6桁品目について、それぞれ生産、輸入、輸出、家計消費、固定資本形成、中間消費の6部門について作成する。

a. 価格指数の対応

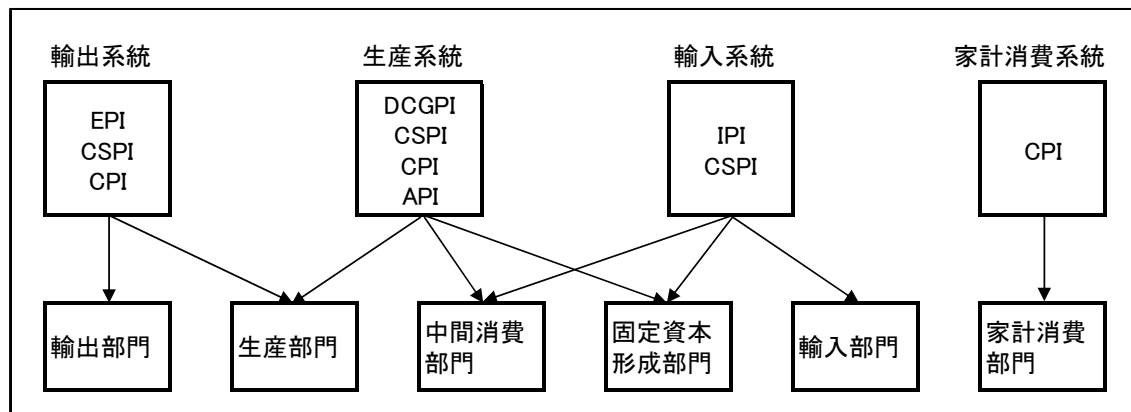
基本単位デフレーターは、主として、『国内企業物価指数』（DCGPI）（日本銀行）、『輸出物価指数』（EPI）（同）、『輸入物価指数』（IPI）（同）、『企業向けサービス価格指数』（CSPI）（同）、『消費者物価指数』（CPI）（総務省）、『農業物価指数』（API）（農林水産省）における各品目の物価指数等を用いて作成する。

これらの基礎資料における物価指数を、生産（国内製品の国内出荷）、輸出、輸入、家計消費といった供給（需要）段階の価格指数として、各系統のコモ8桁品目に対応させる。

物価指数が得られない品目については、代替可能な他の物価指数、若しくは単価

指数を用いる。単価指数は、価額・数量が得られる品目についてその平均価格を求めるものである。

図7-1 基本単位デフレーター推計の状況



b. 基本単位デフレーターの作成

コモ8桁品目に対応させた物価指数について、当該物価指数におけるウェイトを用いラスパイレス指数によりコモ8桁レベルの価格指数を作成する。次に、当該価格指数と対応するコモ8桁品目の名目値をウェイトとしてコモ6桁の価格指数をフィッシャー連鎖式により作成する。

基本単位デフレーターを作成する6部門のうち、輸出、輸入、家計消費についてはそれぞれ対応する価格指数系統で推計する。

生産部門については、国内産出額のうち輸出額に相当する部分には輸出系統を、国内出荷額に相当する部分には生産系統を対応させて統合する。

固定資本形成（中間消費）部門については、固定資本形成（中間消費）のうち輸入品部分には輸入系統を、国内品部分には生産系統を対応させて統合する。

c. 投入コスト型デフレーター

適当な物価指数が存在しない、あるいは単価指数での対応（価格と数量への分離）が困難である等の品目については、b. で作成した基本単位デフレーター（中間消費部門）及び『毎月勤労統計調査』（厚生労働省）の定期給与指数を用いて、投入コスト型によりデフレーターを作成する。

d. FISIM デフレーター

FISIM については、まず、推計時点と基準年の運用利率と参照利率、調達利率と参照利率との率差（国内・輸出入（借り手側・貸し手側））及び『消費者物価指数（総合）』により、FISIM 産出額（国内・輸出入）及び消費額（制度部門別）の実質値を推計する。次に、FISIM 産出額及び消費額の名目値を上記実質値で除すことにより、デフレーターを算出する。

(2) 建設デフレーター

建設デフレーターとして計算するのは、「木造住宅」、「非木造住宅」、「木造非住宅」、「非木造非住宅」、「建設補修」、「その他建設」の6品目である。それぞれについて、建設コモ法で推計した四半期別コモ6桁品目別の資材投入額と、付加価値分については雇用人報酬をウェイトとし、基本単位デフレーター（中間消費部門）と『毎月勤労統計調査』の定期給与指数（建設業5人以上）により、投入コスト型で推計する。

しかし、建設コモ法では、木造・非木造の住宅・非住宅別には推計されない。このため、『建築物着工統計』を進捗ベースに転換したもので木造・非木造の生産額を住宅・非住宅に分割する。内訳については、『産業連関表』投入表をもとにRAS法により分割する。なお、RAS法とは、あるマトリックスが新しい制約条件を満たすように修正する方法である。

建設デフレーターの推計にあたっては、上述のとおり四半期ごとに建設マトリックスを作成し、ウェイトとして用いている。このマトリックスの初期値として『産業連関表』をもとに「建設原マトリックス」を作成する。従前、「建設原マトリックス」は5年に1回（基準年のみ）作成していたが、平成17年基準改定では、『産業連関表』をベースとした既存の「建設原マトリックス」と併せて、基準年の間での等差補間を行うことで、各年の「建設原マトリックス」を作成している。

図7-2 建設マトリックス

	木 造			非 木 造			建設 補修	その他 建設
	住 宅	非住宅	計	住 宅	非住宅	計		
コモ6桁品目	RAS(2)			RAS(2)				
資材投入額計	RAS(1)			RAS(1)				
付加価値額								
産 出 額								

(備考)

1. 網掛けの薄い部分は建設コモ法により四半期ごとに値が得られる。
2. 網掛けの濃い部分は建設コモ法による産出額を『建築物着工統計』を進展ベースに転換したもので分割して求める。
3. RAS(1)は木造及び非木造の資材投入額計と付加価値額をRAS法で住宅、非住宅に分割する。
4. RAS(2)はRAS(1)で求めた資材投入額計を使用して資材投入品目をRAS法で住宅、非住宅に分割する。

(3) 政府サービス及び対家計民間非営利サービスデフレーター

a. 政府サービス及び対家計民間非営利サービスデフレーター

政府サービス及び対家計民間非営利サービスのデフレーターは、下記の活動別に、年次、四半期別で作成する。

- ・政府サービス…「教育」、「公共下水道」、「廃棄物処理」、「学術研究機関」、「公務」
- ・対家計民間非営利サービス…「教育」、「その他」

政府サービス及び対家計民間非営利サービスの生産は、経常的コストをもって測られるので、生産デフレーターも投入コスト型で推計する。中間消費、雇用者報酬、生産・輸出入に課される税及び固定資本減耗の名目値をそれぞれに対応するデフレーターで実質化して実質生産額を求め、これを用いてインプリシットにデフレーターを求める。具体的には以下のとおり。

b. 中間消費デフレーター

中間消費デフレーターは前述 a. における活動別に、投入コスト型で推計する。

なお、『産業連関表』の投入品目をコモ6桁レベルに組み替え、基本単位デフレーター（中間消費部門）及び建設補修デフレーターを対応させることにより推計する。

c. 雇用者報酬デフレーター

活動別雇用者報酬デフレーターは、各々の賃金指数による。具体的には以下のとおり。

(a) 公務、公共下水道、廃棄物処理、学術研究機関

『国家公務員給与等実態調査』（人事院）を用いて、学歴経験年数別1人当たり給与指数をパーシェ統合した人件費デフレーターを作成する。

(b) 教育（政府）

『国家公務員給与等実態調査』、『地方公務員給与の実態』（総務省）から、(a)と同じ算式より、人件費デフレーターを作成する。

（学歴別4区分、経験年数別12区分）

(c) 教育（非営利）、その他

『毎月勤労統計調査』を用いて、教育、サービスの現金給与総額（常用雇用者規模30人以上の事業所）を指数化する。

d. 生産デフレーターの作成

以上で活動別にコストに対応するデフレーターが推計されるので、それぞれのコストを実質化した後、集計して実質生産額を得る。（下式は固定基準年方式の場合。連鎖方式の場合は、本章3.（1）「連鎖方式の基本算式について」に示される基本算式に基づく。）これにより名目値を除して、生産のインプリシット・デフレーターを得る。

$$\begin{aligned} \text{生産デフレーター} &= \frac{\text{名目生産額}}{\text{実質生産額}} \\ &= \frac{\text{中間消費} + \text{固定資本減耗} + \text{生産・輸入品に課される税}}{\frac{\text{中間消費} + \text{生産・輸入品に課される税}}{\text{中間消費デフレーター}} + \frac{\text{固定資本減耗}}{\text{総固定資本形成デフレーター}} + \frac{\text{雇用者報酬}}{\text{雇用者報酬デフレーター}}} \end{aligned}$$

3. 国内総生産（支出側）デフレーターと実質値

(1) 連鎖方式の基本算式について

連鎖方式の基本算式は以下のとおり。また、連鎖指数の計算に用いるデータは全て固定基準年方式と同じものである。

$$\text{暦年デフレーター} : CP_t = \frac{\sum_i P_t^i \cdot Q_t^i}{\sum_i P_{t-1}^i \cdot Q_t^i} \times CP_{t-1}$$

$$\text{四半期デフレーター} : CP_{t,k} = \frac{\sum_i P_{t,k}^i \cdot Q_{t,k}^i}{\sum_i P_{t-1}^i \cdot Q_{t,k}^i} \times CP_{t-1}$$

$$\text{暦年実質値} : CV_t = \frac{\sum_i P_{t-1}^i \cdot Q_t^i}{\sum_i P_{t-1}^i \cdot Q_{t-1}^i} \times CV_{t-1}$$

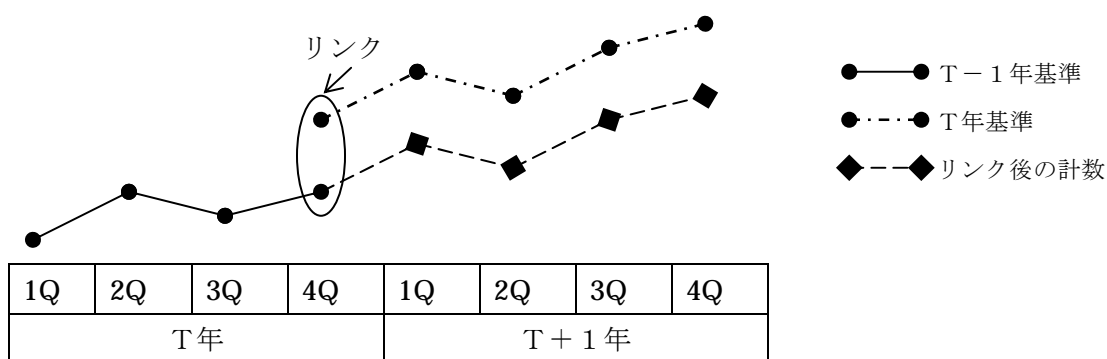
$$\text{四半期実質値} : CV_{t,k} = \frac{\sum_i P_{t-1}^i \cdot Q_{t,k}^i}{\sum_i P_{t-1}^i \cdot Q_{t-1}^i} \times CV_{t-1}$$

$CP_{t,k}$: t年第k四半期のデフレーター（連鎖方式）

$CV_{t,k}$: t年第k四半期の実質値（連鎖方式）

$P_{t,k}^i$: i財のt年第k四半期の価格指数、 $Q_{t,k}^i$: i財のt年第k四半期の実質値
（第4四半期重複法）

実質値の計算にあたっては、T年10～12月期とT+1年1～3月期の基準年が異なることによる1～3月期の前期比成長率の断層が生じないよう「第4四半期重複法」（下図参照）により毎年の第4四半期において計数を接続（リンク）する。



これにより、四半期データから作成した四半期値（実質値）の暦年合計が、暦年データから作成した暦年値（実質値）に一致しなくなるため（時間的加法整合性の不成立）、暦年値を四半期値の情報を用いて分割（ベンチマーク）する。ベンチマークの手法としては比例デントン法を用いる。なお、毎期の速報推計においては、確々報暦年の1～3月期まで遡及して四半期値を改定する。

$$\min \sum_{t=2}^T \left[\frac{X_t}{I_t} - \frac{X_{t-1}}{I_{t-1}} \right]^2 \quad \text{s. t.} \quad \sum_{t=4y-3}^{4y} X_t = A_y \quad (y=1, \dots, \beta)$$

t : 四半期 t, 4y-3 は y 年の第 1 四半期, 4y は y 年の第 4 四半期

X_t : 求めるべき四半期値

I_t : 元となる四半期値

A_y : ベンチマークとなる y 年の暦年値

β : ベンチマークとなる A_y が存在する最終年 y

T : I_t が存在する最終四半期 t

(2) 家計最終消費支出

目的分類別、形態別および家計最終消費支出全体の実質値は以下のように推計する。

- ① まず、コモ 8 桁品目家計最終消費支出を各目的分類に対応させる。

各目的分類に対応して、それを構成するコモ 8 桁品目家計消費の暦年計数をウェイトにコモ 8 桁品目の頭 6 桁に対応するコモ 6 桁品目別基本単位デフレーター（家計消費部門）の四半期計数を連鎖統合（固定基準年方式の場合はパーシェ統合）して、各目的分類のデフレーターを四半期計数を作成する。

- ② 目的分類ごとにその名目家計最終消費支出額を①で求めた目的分類別デフレーターで除すことにより目的分類別実質値を求める。

$$CMRi(t,k) = \frac{CMNi(t,k)}{DMi(t,k)}$$

CMRi(t,k)：目的分類 i の実質家計最終消費支出額 (t 年第 k 四半期)

CMNi(t,k)：目的分類 i の名目家計最終消費支出額 (t 年第 k 四半期)

DMi (t,k)：目的分類 i の家計最終消費支出デフレーター(t 年第 k 四半期)

③88 目的分類別に集計した目的分類別家計最終消費支出は4種類の形態別家計最終消費支出のどれか一つに対応するように設計されているので、形態別実質値は、目的分類別実質値を形態別に集計（連鎖方式の場合は連鎖統合）することによって求める。形態別家計最終消費支出デフレーターはこの形態別実質値で形態別名目値を除すことにより、事後的に求める。

④家計最終消費支出全体の実質値は、4種類別に集計した形態別の実質値を集計（連鎖方式の場合は連鎖統合）することによって求める。家計最終消費支出全体のデフレーターは、これにより求めた家計最終消費支出全体の実質値で家計最終消費支出の名目値を除すことにより、事後的に求める。

(3) 政府最終消費支出および対家計民間非営利団体最終消費支出

政府最終消費支出および対家計民間非営利団体最終消費支出の実質値は、生産されたそれぞれのサービスの自己消費分をその生産活動別の政府サービスおよび対家計民間非営利サービスの生産デフレーター（本章「2. (3) 政府サービスおよび対家計民間非営利サービスデフレーター」を参照）で実質化し、それぞれについて集計することによって求める。政府および対家計民間非営利団体の最終消費支出のデフレーターは事後的に求めることになる。

なお、最終消費支出＝生産額－商品・非商品販売額であり活動別には生産及び商品・非商品販売とも同じデフレーターでデフレートするが、政府および対家計民間非営利団体の事後的な最終消費支出デフレーターと生産デフレーターは商品・非商品販売額が活動別に異なるので計数としては異なった値となる。

(4) 総固定資本形成

総固定資本形成（制度部門別、住宅・企業設備別）のデフレーターは、機械等については2. (1) の基本単位デフレーター（固定資本形成部門）を対応させる。建設部門については2. (2) の建設デフレーター（木造住宅、木造非住宅、非木造住宅、非木造非住宅、その他建設）を対応させることにより推計する。

a. 総固定資本形成マトリックス

『産業連関表』の固定資本マトリックスを基本として、SNA 概念に合わせる処理を

行い、制度部門別に組み替えた「平成17年総固定資本形成原マトリックス」を作成する。なお、平成17年基準改定では、基準年の間での等差補間を行うことで、各年の「総固定資本形成原マトリックス」を作成している。

四半期値については、各四半期の供給側推計の総固定資本形成額を前暦年確報における制度部門別のウェイトにより分割したもの（列の合計）、各四半期の供給側推計等により得られるコモ6桁品目別の総固定資本形成額及び上記5分類別の建設生産額（行の合計）及び制度部門別・品目別総固定資本形成額の初期値となる「総固定資本形成原マトリックス」を用いてRAS法によって四半期別の総固定資本形成マトリックスを作成する。

図7-3 総固定資本形成マトリックス

	民間				公的				合計
	非金融 企業設備	住 宅	金融 企業設備	非営利 企業設備	非金融 企業設備	住 宅	金融 企業設備	一般政府	
コモ6桁品目	(RAS法で分割)								コモ 法
木造住宅 非木造住宅 木造非住宅 非木造非住宅 その他建設									建 築 コ 物 モ 着 + 工 統 計

b. 8制度部門別デフレーターの推計

a. で求めた四半期ごとの総固定資本形成マトリックスの名目値をウェイトとして、基本単位デフレーター（固定資本形成部門）及び建設デフレーターを連鎖統合して求める。

c. 実質化

総固定資本形成の実質化は、制度部門別、住宅・企業設備別の名目額を上記の対応

第7章 デフレーターと実質化

するデフレーターで除する。これを連鎖方式で集計することで表章項目の実質値を得る。

表章項目ごとのデフレーターは項目計の名目値を項目計の実質値で除すことによってインプリシットに求める。

(5) 輸出（入）

- a. 輸出（入）の実質値は、6桁品目レベルで推計した後それを統合して下位項目（財貨、サービス）を推計し、下位項目を統合して上位項目（財貨・サービスの輸出（入））を推計する。

下位項目である財貨の輸出（入）及びサービスの輸出（入）は、それぞれの6桁品目レベルの名目値（『国際収支統計』）を組み替えて下位項目の総額を推計し、それらを財貨についてはコモ法の約400品目レベルの情報で分割し、サービスについては基準年の情報をもとに分割して推計する）をそれに対応する基本単位デフレーター（輸出部門、輸入部門）で実質化した実質値と当該デフレーターを組み合わせ推計する。

上位項目である財貨・サービスの輸出（入）は、上記の方法により求めた下位項目の実質値とこれに対応するインプリシットデフレーター、居住者家計および非居住者家計の直接購入の実質値とデフレーターを統合して推計する。

- b. その他のデフレーター

- (a) 非居住者家計の国内での直接購入については『消費者物価指数（全国、帰属家賃を除く総合）』を用いる。
- (b) 居住者家計の海外での直接購入については、出国旅行先上位4ヶ国の『消費者物価指数（総合）』を為替レート換算した上で、年ごとの出国旅行者をウェイトにして連鎖統合する。
- (c) 最終的な輸出（入）デフレーターは、インプリシットデフレーターとなる。

(6) 国内総生産（支出側）

以上によって得た国内総生産（支出側）の表章項目別に対応する実質値を集計（連鎖方式の場合は連鎖統合）すれば、実質国内総生産（支出側）を得る。それで名目国内総生産（支出側）を除すことにより、国内総生産（支出側）デフレーターを得る。

4. 国内総生産（生産側）デフレーターと実質値

国内総生産（生産側）の実質化は、経済活動別（産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者）の国内総生産、輸入品に課される税・関税および総資本形成に係る消費税をそれぞれ実質化して統合することにより行う。

なお、経済活動別国内総生産の実質化は、経済活動別産出額と経済活動別中間投入額のそれぞれを実質化し、その差額から求めるダブルデフレーション方式²⁴により行う。

この方式によれば、理論上実質国内総生産（生産側）と実質国内総生産（支出側）の二面等価が図られ、システムの整合性が保てるという利点がある。

連鎖の実質値（前暦年基準ラスパイレ型数量指数、参照年＝2005年）に関しては基本的に加法整合性が満たされないため、前暦年基準実質値（以下数式の $\sum_i p_i^{t-1} q_i^t$ ）の段階でV表の行和、U表の列和等の計算やダブルデフレーションを行う。

$$LV^t = LV^{t-1} \times \left(\frac{\sum_i p_i^{t-1} q_i^t}{\sum_i p_i^{t-1} q_i^{t-1}} \right)$$

LV：連鎖実質値　p：価格指数　q：数量指数　i：品目(産業)　t：時点

(1) 産業別国内総生産の実質化

a. 産出額の実質化

① V表分類別産出デフレーターの算出

コモ6桁品目産出額を対応するコモ6桁品目別基本単位デフレーター（生産部門）で実質化する。V表分類別産出デフレーターは、コモ6桁品目産出額の名目値と実質値をそれぞれV表分類に集計後、V表分類別実質値でV表分類別名目値を除すことにより求める。

② 名目主産物V表の各列（商品）を、①のデフレーターにより除すことで、実質主産物V表を作成する。

③ 同様に、コモ6桁品目層・副産物産出額の名目値を、コモ6桁品目別基本単位デフレーター（生産部門）で実質化し、実質層・副産物V表を作成する。

④ ②の実質主産物V表に③の実質層・副産物V表を加算し、実質V表を作成する。実質V表の行和より産業別実質産出額を得る。

b. 中間投入額の実質化

中間投入額は、名目U表の各行（商品）をコモ6桁品目別基本単位デフレーター（中間消費部門）で実質化し、実質U表を作成する。実質U表の列和より産業別実質中間投入額を得る。産業別中間投入デフレーターはインプリシットデフレーターとして求める。

固定基準年方式で見た場合、U表の中間投入項目内の商品別投入比率は、それが実質化されると基準年U表の中間投入項目内の比率と一致するように作成されている。したがって中間投入項目別のデフレーターは下式のようになり、基準年次固定ウェイトのラスパイレ型指数となっている。

²⁴ 連鎖方式では加法整合性が満たされないため、加減算は前暦年基準の実質値により行う。

$$\begin{aligned} \bar{a}_{it}^{-k} &= CN_t^k \times \frac{P_{it} a_{i0}^k}{\sum P_{it} a_{i0}^k} \\ \bar{D}_t^k &= \frac{\sum \bar{a}_{it}^{-k}}{\sum \left(\frac{\bar{a}_{it}^{-k}}{P_{it}} \right)} = \frac{CN_t^k}{\sum \left\{ \left(\frac{CN_t^k \times P_{it} a_{i0}^k}{\sum P_{it} a_{i0}^k} \right) / P_{it} \right\}} = \frac{CN_t^k}{CN_t^k \sum \left(\frac{a_{i0}^k}{\sum P_{it} a_{i0}^k} \right)} \\ &= \frac{1}{\sum \frac{a_{i0}^k}{P_{it}}} = \sum \left(P_{it} \times \frac{a_{i0}^k}{\sum a_{i0}^k} \right) = \sum P_{it} W_i \end{aligned}$$

\bar{a}_{it}^{-k} …… t 年（中間年以降）中間投入項目（k）内の品目別名目値
 a_{i0}^k …… 基準年U表の中間投入項目（k）内の品目別名目値
 CN_t^k …… t 年の中間投入項目 k の名目値
 P_{it} …… t 年の i 品目に対応するコモ 6 桁品目別中間消費デフレーター
 \bar{D}_t^k …… t 年の中間投入項目 k のデフレーター
 W_i …… 基準年の i 品目の中間投入項目 k 内の比率

産業別中間投入デフレーターは、以上のようにして作られた中間投入項目別デフレーターをパーシェ統合した形となる。

$$D_t = \frac{\sum CN_t^k}{\sum \frac{CN_t^k}{\bar{D}_t^k}} = \frac{1}{\sum \frac{W'_t}{\bar{D}_t^k}}$$

D_t …… t 年の産業別中間投入デフレーター
 W'_t …… t 年の中間投入項目 k の比率

c. 産業別実質国内総生産

産業別実質国内総生産は、a. で求めた産業別実質産出額から、b. で求めた産業別実質中間投入額を差し引くダブルデフレーション方式により求める。

(2) 政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の国内総生産の実質化

産出額の実質値から中間投入額の実質値を差し引くというダブルデフレーション方式で行う。産出額及び中間投入額の実質値は産出額及び中間投入額をそれぞれ生産デフレーター、中間消費デフレーターで除して求める。（本章2.（3）の「政府サービ

ス及び対家計民間非営利サービスデフレーター」及び本章3.(3)の「政府最終消費支出及び対家計民間非営利団体最終消費支出」参照。)

(3) 輸入品に課される税・関税(生産側)の実質化

輸入品に課される税・関税の実質値は、コモ法の輸入税額を基本単位デフレーター(輸入部門)で除して求める。

(4) 国内総生産(生産側)の実質化

産業別実質国内総生産、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の実質国内総生産、輸入品に課される税・関税の実質値の集計値から、総資本形成に係る消費税の実質値を控除することによって実質国内総生産(生産側)を得る。

国内総生産デフレーター(生産側)は、名目国内総生産(生産側)を実質国内総生産(生産側)で除すことにより事後的に得る。

(参考) 寄与度の計算方法について

連鎖方式による実質 GDP 成長率（支出側）に対する各内訳項目（項目*i*）の寄与度計算は、以下のように行う。

$p_{i,t}$: t 暦年の下位項目デフレーター, $q_{i,t}^{(k)}$: t 暦年(第 k 四半期)の下位項目数量指数, T : T 年度(t 暦年第 2 四半期～ $t+1$ 暦年第 1 四半期)

(1) 暦年計数（前年比）

$$\% \Delta_{i,(t-1) \rightarrow t} = 100 \cdot \frac{p_{i,t-1} q_{i,t-1}}{\sum_i p_{i,t-1} q_{i,t-1}} \cdot \left(\frac{q_{i,t}}{q_{i,t-1}} - 1 \right)$$

(2) 四半期計数（前期比）

$$\% \Delta_{i,(k-1) \rightarrow k} = 100 \cdot \frac{p_{i,t-1} q_i^{k-1}}{\sum_i p_{i,t-1} q_i^{k-1}} \cdot \left(\frac{q_i^k}{q_i^{k-1}} - 1 \right) \quad \text{※ 寄与度の合計とベンチマーク（比例デントン法）後の増加率の開差は比例的に配分}$$

(3) 四半期計数（前年同期比）

$$\% \Delta_{i,(t-1,k) \rightarrow (t,k)} \doteq 100 \cdot \frac{p_{i,t-1} q_{i,t-1}^k}{\sum_i p_{i,t-1} q_{i,t-1}^k} \cdot \left(\frac{q_{i,t}^k}{q_{i,t-1}^k} - 1 \right) \quad \text{(近似式)} \quad \text{※ 寄与度の合計と増加率の開差は比例的に配分}$$

(4) 年度計数（前年度比）

$$\% \Delta_{i,(T-1) \rightarrow T} \doteq 100 \cdot \frac{p_{i,T-1} q_{i,T-1}}{\sum_i p_{i,T-1} q_{i,T-1}} \cdot \left(\frac{q_{i,T}}{q_{i,T-1}} - 1 \right) \quad \text{(近似式) ただし、} p_{i,T-1} = \frac{p_{i,t-1} \sum_{k=2}^4 Q_{i,t}^k + \frac{\sum_i p_{i,t-1} q_{i,t}^4}{\sum_i p_{i,t} q_{i,t}^4} \cdot p_{i,t} Q_{i,t+1}^1}{\sum_{k=2}^4 Q_{i,t}^k + \frac{\sum_i p_{i,t-1} q_{i,t}^4}{\sum_i p_{i,t} q_{i,t}^4} \cdot Q_{i,t+1}^1} \quad \text{(} i \text{ が在庫の場合、} Q \text{ には在庫残高を用いる)}$$

※ 寄与度の合計と増加率の開差は比例的に配分

留意点 (1) 「純輸出」については、寄与度の符号が前期差の符号と逆になることがあり得る（純輸出実質額は「輸出－輸入」の実質額の単純引き算により求めているため）。この場合、寄与度の与える符号が正しいものである。

(2) 「国内需要」「民間需要」「公的需要」「総固定資本形成」の寄与度は、下位内訳項目の寄与度計とは一致しない。

第8章 所得支出勘定の推計

1. 所得支出勘定の流れ

所得支出勘定は生産と消費とを結ぶもので、生産の成果（付加価値）がどのように配分・再分配されたかを示す勘定体系である。同時に、制度部門別貯蓄を通じて実物面と金融面とを結ぶ役割も果たす。この勘定は、「所得の発生勘定」、「第1次所得の配分勘定」、「所得の第2次分配勘定」、「現物所得の再分配勘定」、「所得の使用勘定」から構成されている一組の勘定体系である。

「所得の発生勘定」と「第1次所得の配分勘定」は、第1次所得がどのように各制度部門に配分されたかを示している。ここで第1次所得とは、生産過程への参加または生産のために必要な資産の貸与の結果として、取引主体に発生する所得である。金融資産または土地を含む有形非生産資産を生産に使用するために他の取引主体へ貸し付けることによって発生する第1次所得は、財産所得と呼ばれる。

「所得の第2次分配勘定」は、制度部門ごとの第1次所得バランスが、所得・富等に課される経常税、社会負担、現物社会移転以外の社会給付、その他の経常移転（非生命保険（損害保険）純保険料・非生命保険金等）の「現物移転を除く経常移転」の受払によって、どのように可処分所得に変換されるかを表す勘定である。

「現物所得の再分配勘定」は、可処分所得が、一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に現物移転が行われることにより、どのように調整可処分所得に変換されるかを表す勘定である。可処分所得と調整可処分所得は、一般政府・対家計民間非営利団体から家計への現物移転を調整しているか否かの相違で、一国全体としては相殺されて同値である。

「所得の使用勘定」は、このような配分・再配分の結果である可処分所得が消費支出と貯蓄にどのように振り向けられたかを表す勘定である。「可処分所得の使用勘定」と「調整可処分所得の使用勘定」の二つがある。

これら勘定は、原則各制度部門別、四半期別に推計する。ただし、「所得の発生勘定」は一国経済全体（暦年値）のみ作成する。また、非金融法人企業及び金融機関については、民間・公的別の所得支出勘定を付表として作成する。「国民所得・国民可処分所得の分配勘定」は所得支出勘定を組み替えて作成する。

2. 所得の発生勘定 / 第1次所得の配分勘定の推計

(1) 雇用者報酬

雇用者報酬は、まず賃金・俸給（下記 a.）雇主の社会負担（同 b.）のそれぞれを

第8章 所得支出勘定の推計

推計し、これに『国際収支統計』から推計した海外へ支払われた雇用者報酬を除くとともに、海外から受取った雇用者報酬を加えて国民概念で表章する。

a. 賃金・俸給

(a) 現金給与

法人企業の役員や議員等以外の雇用者に対する現金給与である。農林水産業、公務、その他の産業ごとに推計する。

・農林水産業

農家、農家以外の農業企業体、林家、林家以外の林業企業体、漁家、漁家以外の漁業企業体の別に、『農業経営統計調査』、『林業経営統計調査』、『漁業経営調査』（以上、農林水産省）『法人企業統計』などを用いて推計する。具体的には、農業のうち農業企業体分であれば、一人あたり給与に非農家雇用者数を乗じる方法で推計する。

・公務

国の各会計の決算書、『地方財政統計年報』、『地方公務員給与の実態』などにより、政府活動のうち産業分類が公務となるものについて把握のうえ、推計する。

・その他の産業

産業別（鉱業、建設業、製造業、卸小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道・熱供給業、サービス業）四半期別に雇用者数及び一人当たり現金給与額を求め、これらに乗じて現金給与額とする。雇用者数は5年ごとの『国勢調査』（総務省）を基礎資料として、中間時点を『労働力調査』（総務省）の動向で補間して求める。一方、一人当たり現金給与額については『毎月勤労統計調査』により求める。なお『毎月勤労統計調査』の調査対象とならない運輸・通信業の船員については、『船員労働統計』（国土交通省）などから一人当たり現金給与額及び船員数を求め、それに乗じる方法で推計する。

(b) 役員給与

常勤、非常勤を問わず法人企業の役員に対して支払われる給与手当である。役員賞与については配当として扱うため含まれない。

『国勢調査』及び『労働力調査』を用いて推計した役員数に、『毎月勤労統計調査』による常用雇用者一人当たり現金給与額、『法人企業統計』から求めた役員と従業員との給与格差を乗じることにより推計する。

(c) 議員歳費等

国会議員の歳費及び地方議会議員の報酬である。地方公共団体の委員手当も含ま

れる。衆参両院の決算書及び『地方財政統計年報』から集計する。

(d) 現物給与

自社製品など通貨以外による給与の支払のほか、食事、通勤定期券、消費物資の廉価販売等に要した費用である。雇用者の自己負担分があればこれを除く。

現金給与の推計に用いた資料のほか、『就労条件総合調査』（厚生労働省）における労働費用調査結果に基づき、現金給与に対する現物給与の比率を求めて推計する。

(e) 給与住宅差額家賃

社宅及び公務員住宅などで市中家賃より低廉な家賃で入居している場合においては、その差額を現物給与として扱い、雇用者報酬に含める。5年ごとの『住宅・土地統計調査』（総務省）を基礎資料として、中間時点を『家計調査』（総務省）、『建築動態統計調査』（国土交通省）により補間して推計する。

b. 雇主の社会負担

(a) 雇主の現実社会負担

・雇主の強制的現実社会負担

全国健康保険協会（旧政府管掌健康保険）のほか、組管管掌健康保険、共済組合、児童手当及び子ども手当制度等の社会保障基金に対する雇主の負担金であり、各制度の事業報告書等により推計する。なお、この中には組管管掌健康保険における調整保険料、雇用保険料（雇用安定事業、能力開発事業のいわゆる雇用保険二事業分（18年度以前は雇用福祉事業を含む三事業分）も含む。）も含まれる。

・雇主の自発的現実社会負担

厚生年金基金のほか、勤労者退職金共済機構、適格退職年金制度等の年金基金に対する雇主の負担金である。各制度の事業報告書により推計する。

(b) 雇主の帰属社会負担

・退職一時金

退職一時金支給に要した雇主の費用である。退職給付引当金は含めず、実際の支給時における支給額を記録する。

民間分については『国税庁統計年報書』（国税庁）に記載の退職所得額を用いて推計し、官公分については国の各会計決算書、『地方財政統計年報』、その他の各政府機関の決算書により推計する。

なお、上記で得られた民間分の計数には、雇主から支払われた退職一時金のほかに年金基金から支給された分も含まれているため、各年金基金の事業報告書等から年金基金から支給された分を推計し、これを控除する。

第8章 所得支出勘定の推計

・無基金雇用者社会負担

公務員に対する公務災害補償、労災保険適用前の法定補償、損害保険会社による労働者災害補償責任保険、労災保険への上積給付など社会保障基金以外のものへの雇主の負担である。この他に、財形貯蓄制度に対する奨励金・給付金、団体生命保険等の保険料などの雇主の負担分も含まれる。

『就労条件総合調査』、国の決算書、『地方財政統計年報』などにより推計する。

c. 経済活動別雇用者報酬

生産勘定で表章される経済活動別雇用者報酬は、上記 a、b. で推計した国内概念の雇用者報酬について、『毎月勤労統計調査』に基づく各経済活動別の現金給与額に国民経済計算ベースの「経済活動別雇用者数」を乗じたものの構成比を用いて、組み替えたものである。

(2) 営業余剰・混合所得

a. 推計の基本的な考え方

産業別国内総生産推計の一環として求めた経済活動ベースの営業余剰・混合所得(以下「営業余剰等」という。)を、企業ベースで推計した制度部門別の計数で分割することにより、制度部門別の営業余剰等を推計する。なお、一般政府及び対家計民間非営利団体については、概念上営業余剰等は存在しない。

その方法は、経済活動ベースの営業余剰等をコントロール・トータルとし、制度部門推計値との差額を各制度部門に配分する。ただし、公的非金融企業、金融機関、家計(個人企業)のうち農林水産業及び持ち家については、物的接近法による推計と同じとみなし、この調整の対象からあらかじめ除外する。

なお、家計(個人企業)については、個人企業主や家族従業員への労働報酬と営業余剰とが混在しているため、「混合所得」と呼ぶ。ただし、持ち家については、概念上雇用者報酬が存在しないため営業余剰になる。

b. 制度部門別推計

制度部門別営業余剰等は、国内概念により企業ベースで推計する。また、推計部門は非金融法人企業(民間及び公的)、金融機関(同)及び家計(個人企業)とし、四半期別に推計する。

(a) 非金融法人企業の推計

民間法人企業については、『四半期別法人企業統計』の営業利益を基礎資料として、四半期別・産業別に推計する。また、『国際収支統計』による在外支店収益の受払分を調整して国内概念への転換を図るとともに、在庫品評価調整、FISIM等の調整を

行い国民経済計算ベースの四半期別・産業別営業余剰を推計する。

公的非金融企業については、各決算書から推計する。

(b) 金融機関

民間金融機関分は、業界資料等から物的接近法により推計する経済活動別の「金融・保険業」の営業余剰から、各決算書から推計する公的金融機関の営業余剰を控除して推計する。

(c) 家計（個人企業）

個人企業の営業余剰等は、
 ・農林水産業、
 ・その他の産業、
 ・持ち家の営業余剰分に分けて推計する。

・農林水産業

農業については、『農林業センサス』、『農業構造動態調査』（農林水産省）より求めた農家戸数に、『農業経営統計調査』による1戸当り農業所得を乗じる等により推計する。四半期分割は、『農業経営統計調査』の四半期別農業所得をベースに行う。

林業については、『生産林業所得統計』（農林水産省）による生産林業所得に、『森林林業統計要覧』（林野庁）『農林業センサス』から推計した個人割合を乗じる等により推計する。四半期分割は、素材の出荷量と価格による四半期パターンで行う。

水産業については、『漁業経営調査』による個人の1経営体当り所得に、『漁業センサス』、『漁業就業動向調査』より経営体規模・部門別に求めた経営体数を乗じる等により推計する。四半期分割は、水産物の水揚量と価格による四半期パターンで行う。

農林水産業の混合所得は、これらを合算し、在庫品評価調整、FISIMを一括して調整して求める。

・その他の産業

その他の産業は、『国勢調査』、『労働力調査』から求めた産業別業主数に、『個人企業経済調査』等から求めた産業別1業主当り営業利益を乗じる等により四半期別、産業別に推計する。なお、『個人企業経済調査』による営業利益は支払利子が控除されているので、この分を推計加算する等とともに、在庫品評価調整、FISIMの調整を行って混合所得を推計する。

・持ち家の営業余剰

まず、産業別国内総生産推計の一環として求める「住宅賃貸業」のうち持ち家分の産出額・中間投入額から持ち家分の付加価値額を求める。次に、「住宅賃貸業」の固定資本減耗、生産・輸入品に課される税を「住宅賃貸業」における産出額に占める持ち家分の比率により、按分する。これらを持ち家分の付加価値額から控除し、

第8章 所得支出勘定の推計

持ち家分の要素所得を求める。持ち家の雇用者報酬は概念上存在しないことから、これを持ち家の営業余剰として、家計部門に計上する。

四半期分割は、家計最終消費支出の家賃支出の四半期構成比を用いて行う。

(3) 生産・輸入品に課される税・補助金

「第3章 国内総生産（生産側）の推計」参照

(4) 財産所得

a. 利子

(a) 非金融法人企業

・民間非金融法人企業

(i) 支払

SNAの「資産・負債残高表」における民間非金融法人企業の各負債平均残高（当該年度末と前年度末の平均残高）に適用利率を掛け合わせるにより、個別負債ごとの支払利子額を推計し、それを合計することで推計する。四半期値は、推計した年度値を『法人企業統計』の「支払利子」の割合で分割して求める。

() 受取

民間非金融法人企業の受取利子は、四半期別に受取利子の国民合計値から金融機関、公的非金融企業、対家計民間非営利団体及び一般政府の受取利子を控除した残差を、SNAの「資産・負債残高表」のそれぞれの資産残高に、資産の種類ごとに推計した利率を乗じること等により推計したそれぞれの受取利子額の比率で、民間非金融法人企業、家計の間で分割することにより求める。

・公的非金融企業

支払受取とも機関別の決算書から積み上げる。

(b) 金融機関

・民間金融機関

() 支払

各機関別決算書から、「預金利息支払」、「借入金利子支払」、「債券利息支払」等及び生保・損保の「利子支払」等を集計し、支払総額を推計する。四半期系列は「資金循環統計」における負債残高の四半期比率で分割作成する。

() 受取

各機関別決算書から「預け金受入利息」、「貸出金利息」、「有価証券利息・配当金」等及び生保・損保の「利子・配当支払」等を集計し、このうち「有価証券利息・配当金」、「利子・配当支払」については受取利子相当額を推計する。四半期系列は「資金循環統計」における資産残高の四半期比率で分割作成する。

・ 公的金融機関
 支払受取とも機関別の決算書から積み上げる。

(c) 一般政府

第4章「1. 一般政府及び政府サービス生産者関連項目の推計」参照

(d) 家計

・ 支払

() 消費者負債利子

金融機関からの借入金支払利子は、各機関の決算書の借入残高に各機関別の平均貸付利率を乗じ推計する。共済組合からの借入金支払利子は、地方公務員組合等の決算報告書からの貸付残高に平均貸付利率を乗じて推計する。四半期分割は、金融機関については四半期別推計を行い、その他機関については、貸付残高の傾向等で分割する。

() 個人企業

農林水産業

金融機関ごとの決算書を用い、「消費者負債利子」及び「持ち家」に対応するものを除いた個人農林水産業の四半期別借入金平均残高と平均借入金利を求め、支払利子を推計する。

その他の産業

『資金循環統計』等を用いて全体の残高を推計し、その数値より当部門以外の残高を差引き当部門の残高の推計を行う。『金融経済統計月報』（日本銀行）等の全国銀行及び信用金庫の貸出約定平均金利等を用いて支払利率を推計し、残高と金利を乗じて支払利子を求める。

持ち家（住宅信用利子）

金融機関毎に、住宅信用平均残高を求めて住宅ローンの平均金利を乗じて推計するか、もしくは住宅信用受取利子を財務諸表や金融機関により求める。

・ 受取

・ 民間非金融法人企業の「() 受取」を参照。

(e) 対家計民間非営利団体

・ 支払

民間金融機関と公的金融機関に分けて支払利子の推計を行う。まず、決算書等からの該当残高の積み上げ計算により借入残高を推計、次に『金融経済統計月報』の貸出約定金利平均等を用いて借入金利を推計し、借入残高に借入金利を乗じて支払利子を求める。

第8章 所得支出勘定の推計

・受取

当部門の預金利子額（預金残高×預金利率）及び債券利子額（債券残高×債券利率）を合計する。

（f）FISIMの調整

制度部門毎に推計した受払利子額にFISIMの調整を行う。

b．法人企業の分配所得

（a）配当

株式・出資金配当と役員賞与を合計する。

・非金融法人企業

（ ）民間非金融法人企業

支払

『法人企業統計』（年報）の配当金、役員賞与を基礎に、調査時点による法人数の調整を行う。

受取

受取は、株式・出資金配当を推計する。

民間非金融法人、家計の2制度部門の株式・出資金配当は、それぞれ国内分と海外からの分を推計し合計する。国内からの受取配当分は「支払総額 - 海外への支払 + 海外からの受取 - 2部門以外の受取額」から導出される四半期別の残差額を「資産・負債残高表」の株式残高の2部門別の比率を用いて按分する。海外からの受取配当額は「資産・負債残高表」の「直接投資残高」、「対外証券投資残高」の数値を用い按分して推計する。

（ ）公的非金融企業

各決算書より積み上げ計算する。

・金融機関

（ ）民間金融機関

支払

各機関別決算書から、配当、役員賞与を集計し推計する。

受取

各機関別決算書の「その他利子、配当」等から配当受取を集計し、前述の利子に含まれていたもので分離した配当部分を加算する。

（ ）公的金融機関

各決算書より積み上げ計算する。

・一般政府

() 支払は制度部門の性質上ない。

() 受取

第4章「1. 一般政府及び政府サービス生産者関連項目の推計」参照。

・家計

() 支払は制度部門の性質上ない。

() 受取のうち株式・出資金配当は、民間非金融法人企業の受取配当推計の項参照。

役員賞与の受取は、民間非金融法人企業と民間金融機関の役員賞与の支払を合計したものである。

・対家計民間非営利団体

() 支払は制度部門の性質上ない。

() 受取は株式・出資金配当を、株式資産額に『東証上場企業決算短信』（東京証券取引所）の純資産配当率を乗じることにより求める。

(b) 準法人企業からの引き出し

・公的準法人引き出し

() 支払は各機関別決算書から、該当項目を集計・積み上げる。

() 受取は全て一般政府となる。

・海外支店収益

() 支払（＝外国法人の在日支店収益）は『国際収支統計』直接投資収益（支払）のうち配分済支店収益から推計し、(4) b (a) () で求めた支払配当額の比率により民間非金融法人企業と民間金融機関に分割する。

() 受取（＝国内法人の在外支店収益）は『国際収支統計』直接投資収益（受取）のうち配分済支店収益から推計し、株式などの資産平均残高比率により民間非金融法人企業と民間金融機関に分割する。

c. 海外直接投資に関する再投資収益

支払・受取とも『国際収支統計』の再投資収益の数値を用いる。支払は『国際収支統計』における直接投資残高により民間非金融法人企業と民間金融機関に分割、受取は『資金循環統計』における直接投資残高により民間非金融法人企業と民間金融機関に分割する。

d. 保険契約者に帰属する財産所得

第8章 所得支出勘定の推計

(a) 支払について

各決算書等を用い、生命保険分（年金基金分を含む）非生命保険分別に保険帰属収益（保険契約者の資産を投資することから生じる所得）を推計し、保険契約者配当を加算して求める。

生命保険会社の基本的な推計式は以下のとおり。

$$\text{生命保険帰属収益} = \text{受取利子配当} - \text{支払利息}$$

$$\begin{aligned} \text{受取利子配当} &= \{(\text{利息配当収入} + \text{金銭の信託運用益} + \text{その他運用収入}) \\ &\quad - (\text{貸借用不動産等減価償却費} + \text{その他運用費用})\} \\ &\quad \times (\text{準備金残高} / \text{運用資産残高}) \\ &\quad - \text{財産運用益を源泉とする保険契約者配当} \end{aligned}$$

生命保険分のうち年金基金分の保険帰属収益は、資産別残高（平残）に資産別のインカムゲイン利率（平残利回り）を使用して推計した財産運用収入から求める。

非生命保険会社の基本的な推計式は以下のとおり。

$$\begin{aligned} \text{非生命保険帰属収益} &= (\text{利息配当収入} - \text{支払利子} - \text{保険契約者配当}) \\ &\quad \times \{(\text{責任準備金平均残高}(\text{うち積立分}) + \text{支払備金平均残高}) \\ &\quad \div (\text{責任準備金平均残高}(\text{総額}) + \text{支払備金平均残高})\} \end{aligned}$$

(b) 受取について

支払のうち、生命保険の保険契約者配当、保険帰属収益分は家計に帰属する。非生命保険の保険契約者配当、保険帰属収益分は受取保険料、支払保険金の制度部門別実数を用い、制度部門別分割を行う。ただし、保険帰属収益のうち責任準備金（うち積立分）の運用収益については全額家計に帰属するものとする。

e. 賃貸料

(a) 非金融法人企業

. 民間非金融法人企業

() 支払

『法人土地基本調査』（国土交通省）『固定資産の価格等の概要調書』（総務省）から住宅地、商業地別に借地面積を把握し、家計の支払賃貸料の推計過程から得る面積あたりの地代を用いて民有地の商業地地代・住宅地地代を推計する。一般政府への支払地代は、一般政府受取分から家計の推計過程において得る家計支払分を控除して推計する。これら民有地の商業地分・住宅地分、一般政府分を合計した土地粗賃貸料から別途推計した公的非金融企業の支払額、土地税を控除し、土地純賃貸

料を推計する。次に、『国際収支統計』、著作権関連団体から得た特許権等使用料（特許権及び著作権使用料）を土地純賃貸料に加算し賃貸料を推計する。

() 受取

全部門の支払土地粗賃貸料合計を全部門の受取土地粗賃貸料合計とする。この合計より、一般政府、対家計民間非営利団体、家計及び公的非金融企業の受取額を控除し、更に土地税を控除して土地純賃貸料を推計する。これに特許権等使用料を加算し、賃貸料を求める。

・ 公的非金融企業

各決算書より積み上げ計算する。

(b) 金融機関

・ 支払

金融機関の産出額（第2章「3. 商品別出荷額の推計」参照）に土地・建物・機械賃貸料の中間投入比率、総賃貸料中土地賃貸料比率を乗じて推計した土地粗賃貸料から土地税を控除して推計する。

・ 受取

受取賃貸料は、非金融法人企業に含む。

(c) 一般政府

各決算書から推計する。（第4章「1. 一般政府及び政府サービス生産者関連項目の推計」参照）

(d) 家計

・ 支払

『住宅・土地統計調査』で推計した持ち家借地戸数に、『全国消費実態調査』（総務省）及び『家計調査』から求めた一世帯当たり地代を乗じて住宅の借地分地代とその他産業地代を推計する。これに、更に、『田畑価格及び小作料調』（日本不動産研究所）、『農業構造動態調査』から求めた田畑小作料を加えて推計した総額の土地粗賃貸料から、土地税を控除し、支払土地純賃貸料を推計する。

・ 受取

支払と同様の資料を用いて推計した受取分の土地純賃貸料に、特許権等使用料を加算する。

(e) 対家計民間非営利団体

・ 支払

『民間非営利団体実態調査』の「対家計サービスの消費支出計」の「地代」から

第8章 所得支出勘定の推計

推計する。

・受取

『法人土地基本調査』、『固定資産の価格等の概要調書』、『住宅・土地統計調査』から求めた面積、戸数に、家計の支払賃貸料の推計過程から得る面積あたりの地代を用いて土地粗賃貸料を推計する。これから土地税を控除する。

3. 所得の第2次分配勘定の推計

(1) 所得・富等に課される経常税

「所得に課される税」と「その他の経常税」とからなる。

具体的内容は以下のとおりである。

所得に課される税の内訳

中央政府	所得税、法人税、日本銀行納付金等
地方政府	道府県民税・市町村民税（所得割、法人割、利子割・配当割・株式等譲渡所得割）

その他の経常税の内訳

中央政府	自動車重量税の1/2
地方政府	道府県民税・市町村民税（法人均等割、個人均等割）、狩猟税、自動車税の1/2、自動車取得税の1/2、軽自動車税の1/2

(注) 自動車重量税、自動車税、自動車取得税及び軽自動車税については、家計負担分は「所得・富等に課される経常税」、家計以外の負担分は「生産・輸入品に課される税」となるが、家計負担分とそれ以外の比率の詳細が明らかでないため、便宜的に等分している。

(2) 社会負担

a. 現実社会負担

(a) 強制的社会負担

社会保険給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う社会負担のうち法律等により強制的に支払われるものを指す。

わが国においては、社会保険制度にあたる社会保障基金及び年金基金のうち、民間基金である年金基金に対しては強制的な負担は生じないため、強制的社会負担は、一般政府（社会保障基金）へのみ発生することとなる。

雇主の強制的現実社会負担、雇用者の強制的社会負担からなり、雇主から社会保障基金に直接支払われる分については、まずこの分を雇用者報酬とみなし、つぎに家計が社会保障基金に対して支払ったものとする。雇用者の強制的社会負担は、雇用者がその雇用者報酬の中から社会保障基金に対して支払うものである。

社会保障基金に対する負担額であることから、社会保障基金に格付けられる各制度の決算書、事業報告書を使用して推計する。なお、この中には組合管掌健康保険における調整保険料、雇用保険料（雇用安定事業、能力開発事業のいわゆる雇用保険二事業分（18年度以前は雇用福祉事業を含む三事業分）も含む）も含まれる。

(b) 自発的社会負担

自発的社会負担とは、社会保険制度に対して行う社会負担のうち、民間基金である年金基金へ雇主（及び雇用者）が自発的に行う負担である。

強制的社会負担と同様に、雇主の自発的現実社会負担、雇用者の自発的社会負担からなり、雇主から年金基金に直接支払われる分については、まずこの分を雇用者報酬とみなし、つぎに家計が年金基金に対して支払ったものとする。雇用者の自発的社会負担は、雇用者とその雇用者報酬の中から年金基金に対して支払うものである。

各年金基金別に財務諸表等の報告書を使用して推計する。

b. 帰属社会負担

帰属社会負担とは、社会負担のうち雇主が特別の準備を創設することなく無基金で行う負担である。その性質上全額雇主負担となる。

推計方法は本章「2.(1)雇用者報酬」の項を参照。

(3) 現物社会移転以外の社会給付

a. 現金による社会保障給付

社会保障基金による家計に対する現金による形で支払われる社会保険給付であり、現物社会保障給付を除くすべての社会保障給付からなる。主なものに、老齢年金、失業給付、児童手当及び子ども手当等がある。

各制度別に決算書等を使用して推計する。

b. 年金基金による社会給付

年金基金から支払われた給付額である。各基金別に財務諸表等から給付額を推計する。

c. 無基金雇用者社会給付

退職金等の無基金による給付額である。「雇用者報酬・雇主の帰属社会負担」と同額を給付額とする。

d. 社会扶助給付

第8章 所得支出勘定の推計

一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に支払われる扶助金のうち、社会保障給付や無基金雇用者社会給付とならないものである。一般政府分としては生活保護費、交付国債（戦没者遺族等に対する弔慰金、給付金等の金銭の支給に代えて交付されるもの）、原爆医療費、遺族等年金などを集計し、対家計民間非営利団体分としては奨学金や医療サービスのほか家計に対するすべての経常的移転支出が含まれる。

各制度、項目別に決算書等を使用して推計する。

(4) その他の経常移転

その他の経常移転とは、所得の第2次分配勘定で扱う経常移転のうち、「所得・富等に課される経常税」、「社会負担」及び「現物社会移転以外の社会給付」を除く居住者制度単位間、または居住者と非居住者との間のすべての経常移転からなる。その他の経常移転は a . 非生命保険取引、 b . 一般政府内の経常移転、 c . 経常国際協力、 d . 他に分類されない経常移転（その他の経常移転、罰金）に分類される。

a . 非生命保険取引

非生命保険取引は、非生命保険金、非生命純保険料として所得の第2次分配勘定に計上される。なお、定義上、非生命保険金および非生命純保険料の一国会計は等しい。

(a) 非生命保険金

損害保険会社の民間損害保険及び地震再保険特別会計などの公的保険について、各機関の決算書等の資料から機関別、保険種類別に「正味支払保険金 + 支払備金純増額」の算式で年度ベースの保険金を推計し、火災保険は物件別支払保険金割合、自動車・自賠責保険については車種別支払保険金の割合、その他の保険については各種保険の性格によって各制度部門に分割する。四半期値については、家計以外の各制度部門は四等分して得る。家計については純保険料の各制度部門別合計（四半期値）から家計以外の保険金制度部門計（四半期値）を除いた値とする。

(b) 非生命保険純保険料

上記で推計した年度ベースの保険金を物件別車種別収入保険料の割合で各制度部門に分割する。四半期値については、家計は『家計調査』の火災保険、損害保険支出の四半期値を用いて分割し、それ以外の制度部門については四等分して得る。

b . 一般政府内の経常移転

一般政府の内訳部門である中央政府、地方政府及び社会保障基金相互間の経常的移転である。主な項目の例を以下に掲げる。

中央政府から地方政府 地方交付税交付金、地方譲与税譲与金等

中央政府から社会保障基金 年金特別会計への繰入等
 地方政府から中央政府 補助費等（国に対するもの）

c. 経常国際協力

経常国際協力は、異なる政府間、あるいは政府と国際機関との間における現金または現物による経常移転からなる。

これについては、『国際収支統計』にある経常移転収支の無償資金協力、国際機関分担金等の項目からその受払を推計する。

d. 他に分類されない経常移転

(a) その他の経常移転

その他の経常移転には寄付金、負担金、家計間の仕送・贈与金等、他で表章されないあらゆる経常移転取引が含まれる。

・ 寄付金

寄付金は、非金融法人企業及び金融機関の支払と、対家計民間非営利団体の受取を推計する。基本的には、『税務統計からみた法人企業の実態』（国税庁）の寄付金額をもとに、対家計民間非営利団体向けの比率と経常移転の比率を乗じて推計する。

・ 負担金

『家計調査』等により負担金と信仰費を推計し、これを家計から対家計民間非営利団体への移転とする。

・ 家計間の仕送・贈与金

家計間の移転として『家計調査』等により仕送金と贈与金を推計し、受払に同額を計上する。

(b) 罰金

全ての制度単位が一般政府に対して支払う罰金と科料である。具体的には、中央政府の過料、没収金、延滞金などの科目、地方政府の延滞金、加算金及び科料等が該当する。

国の決算書、『地方財政統計年報』等から該当項目を集計・積み上げる。

4. 現物所得の再分配勘定の推計

(1) 現物社会移転

一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に対し、現物による財貨またはサービスの形で提供されるもので、払戻による社会保障給付、その他の現物社会保障給付、

個別的な非市場財・サービスの移転からなる。これらは一般政府、対家計民間非営利団体の最終消費支出（個別消費支出）として記録されるとともに、現実最終消費概念の下で現物社会移転として家計の現実最終消費としても記録されることとなる（本章5.「(1)最終消費支出と現実最終消費」参照）。

一般政府からの移転としては医療に対する政府の支出分等があり、それぞれ政府の決算書・事業報告書より推計する。対家計民間非営利団体については慣行上、集合消費支出は存在せず、すべて個別消費支出に類別される（推計方法については、第6章1.「(2)対家計民間非営利団体最終消費支出」参照）。

なお、概念上、社会扶助にも現物社会移転はあるものと想定されるが、基礎資料の制約からすべてを現金による給付に含めることとしている。

5. 所得の使用勘定の推計

(1) 最終消費支出と現実最終消費

SNAにおいては、最終消費支出概念を補足するため、家計及び政府の現実最終消費概念が導入されている。これは「費用負担」と「便宜享受」の2つの異なる観点から消費を捉えようというものである。最終消費支出が、その制度部門が実際に支出した負担額としての消費支出であるのに対し、現実最終消費は、その制度部門が実際に享受した便益の額としての消費を意味することとなる。

a. 家計の現実最終消費

家計の現実最終消費は当該費用の最終負担者が一般政府、対家計民間非営利団体あるいは家計自身であるかに関係なく家計に現実に供給される財貨・サービスをカバーするものであり、以下の算式で表される。

$$\text{家計最終消費支出} + \text{一般政府・対家計民間非営利団体の個別消費支出}$$

b. 政府の現実最終消費

政府の最終消費支出は、個別の家計への便益である「個別消費支出」と社会全体への便益である「集合消費支出」とに区分され、そのうち集合消費支出が政府の現実最終消費となる。個別消費支出と集合消費支出の区分は目的別分類を基準に行う。

c. 対家計民間非営利団体の現実最終消費

対家計非営利団体の最終消費支出のうち「集合消費支出」となるものは概念上想定されるが、現在の日本では大規模な具体例はない。したがって、全てを「個別消費支出」とみなすこととし、対家計民間非営利団体の現実最終消費は存在しない。

(2) 年金基金年金準備金の変動

「雇主の自発的現実社会負担」と「雇用者の自発的社会負担」を合計し、「年金基金による社会給付」を控除する。

第9章 資本調達勘定の推計

1. 実物取引

(1) 総固定資本形成

第6章「3. 総固定資本形成」参照。

(2) 固定資本減耗

固定資本減耗の概念は、通常の摩損及び損傷（減価償却費）と、火災、風水害等の偶発事故による価値の損失のうち通常に予想される額（資本偶発損）との合計として定義する。

固定資本減耗は、第10章「2. 各項目の推計方法」に記載のとおり、恒久棚卸法による期末資本ストック残高の推計と同時に、すべての資本財について、資本財×制度部門（及び経済活動）のマトリックスとして計算し、再調達価格（時価）で表示する²⁵。償却率は『民間企業投資・除却調査』（内閣府）等のデータから推計し、減価償却方法は社会資本も含めて全て定率法を採用する。また償却率は減価償却費のみならず、資本偶発損の概念も含んだものとして定義する。

恒久棚卸法から計算される固定資本減耗はすべて暦年値であり、四半期値については暦年値を四等分する。

(3) 在庫品増加

第6章「4. 在庫品増加」における主体別在庫品増加を制度部門ごとに合計する。

(4) 土地の購入（純）

a. 推計の範囲

土地の購入（純）（以下「土地純購入」という。）は、土地取引の収支の差引額（「購入額」 - 「売却額」）である。

ただし、土地取引に要する移転コスト（仲介者手数料、登記料等）は、固定資本形成に当たるため含まれず、また、土地の開発・改良のための支出も有形非生産資産の改良として固定資本形成に当たるため含まれない。

土地取引は居住者間でのみ行われるものとする。したがって、国内部門の土地純購入の合計は「0」となる。非居住者が土地を購入した場合は、居住者たる名目的な機関が土地の所有者となり、非居住者はこの名目的な機関に対し土地の購入額に等しい金融資産を取得すると擬制する。また、居住者が海外の土地を購入した場合には、非

²⁵ 一般政府については、平成12年基準までは、推計上の理由により建物、社会資本、無形固定資本のみを固定資本減耗の対象としていたが、平成17年基準改定より、他の制度部門と同様にすべての資本財について固定資本減耗を推計することとなった。

居住者たる名目的な機関が土地の所有者となり、居住者はこの名目的な機関に対し対外直接投資を行うと擬制する。

b. 制度部門別推計方法

(a) 非金融法人企業

. 民間非金融法人企業

民間非金融法人企業の所有する土地は、固定資産²⁶としての土地（事業用）、棚卸資産としての土地（販売用）に分けられる。

() 固定資産としての土地（事業用）

『四半期別法人企業統計』の土地購入額と売却額から年度及び暦年の簿価ベース土地純購入を推計する。

『法人企業統計年報』から特別利益額に含まれている土地処分益を推計し、「()」から減じて時価ベース土地純購入とする。

() 棚卸資産としての土地（販売用）

販売用土地面積の約9割が不動産業、建設業、運輸業、卸売業の4業種によって保有されているため、下記のとおり推計する。

『法人企業統計』の「不動産業、建設業、運輸業、卸売業」の棚卸資産額から、棚卸資産取引額（土地純購入）を推計する。

各種資料により棚卸資産に占める土地保有額の比率を推計し、「()」に乗じて販売用の土地純購入を推計する。

『企業の土地取得状況等に関する調査』（国土交通省、年次）から全業種の保有土地面積比率を推計した上で、上記4業種の販売用の土地純購入を割戻し、その他の業種を含めた土地純購入を推計する。

. 公的非金融企業

各機関の貸借対照表の土地期末残高から期首残高を差引き、土地の売却損益等を加減算して推計する。地方公的企業分については、『地方財政統計年報』から推計する。

(b) 金融機関

. 民間金融機関

土地資産額推計（第10章「2.(1)b.(a)土地 . 制度部門分割」参照）より得られる金融機関の都道府県別・用途別（店舗用地、社宅用地、その他用地）土地資産額を、用途別土地面積で割戻した単価に、都道府県別・用途別土地面積の増減を乗じて推計する。

. 公的金融機関

²⁶ 本項目において「固定資産としての土地」というときの「固定資産」とは、企業会計上の意味で用いている点に留意（SNA上の意味での固定資産には土地は含まれない）。

第9章 資本調達勘定の推計

各機関の貸借対照表の土地期末残高から期首残高を差引き、土地の売却損益等を加減算して推計する。

(c) 一般政府

土地購入額から土地売却額を差し引いて求める。

・土地購入額

中央政府及び社会保障基金については、総固定資本形成を推計する際に『建設業務統計年報』（国土交通省）の工事種類別の用地比率を用いて控除される用地費及び決算書に示された不動産購入費等を合計する。地方政府については、普通会計分は『地方財政統計年報』の「用地取得費の状況」による額を計上し、下水道分については中央政府と同様に『建設業務統計年報』から推計する。

・土地の売却額

中央政府、社会保障基金及び地方政府とも土地売却収入に当たる項目を集計する。

(d) 家計(個人企業を含む)

国内全体では土地購入額と土地売却額は一致するため、家計の土地純購入は、国内全体の土地純購入(「0」)から、「(a)～(c) (e)」の合計の土地純購入を引いた残差とする。

(e) 対家計民間非営利団体

土地資産額推計より得られる対家計民間非営利団体の各機関(学校、宗教法人、社会福祉法人)が所有する土地資産額を面積で割戻した単価に、面積の増減分を乗じて推計する。

(5) 資本移転等

資本移転については、基礎統計等において支払先と受取先を特定できるものについて、国の決算書、『国際収支統計』等から推計する。

2. 金融取引

金融面の計数については、フロー勘定である金融取引表とストック勘定を接合して推計するため、本節でストック推計についても併せて説明する。

(1) 推計方法の概要

a. 『資金循環統計』との整合性

金融資産・負債残高及び取引は、『資金循環統計』を基礎資料とし、より精度の高い資料が入手できる場合は他の資料を用いて推計を行うことを原則とする。

SNAと『資金循環統計』との相違点は次のとおり。

(a) 部門構成の相違(表9-1参照)

・SNAでは、非金融法人企業の「公的非金融企業」を「企業特別会計」、「独立行政法人等」、「地方公営企業」及び「地方公社」に区分している。

・SNAでは、一般政府の「中央政府」の内訳部門として「うち一般会計・非企業特別会計」を表章する。

・SNAでは、金融機関を「民間金融機関」、「公的金融機関」に区分している。金融資産・負債の変動及び残高に関する勘定では、「公的金融機関」の内訳項目である「融資特別会計」に財政投融资特別会計の財政融資資金勘定と投資勘定が含まれる。なお、資本調達勘定の金融取引やストック編の制度部門別勘定では、「公的金融機関」に中央銀行を含んでいる。

表9 - 1 部門構成

制度部門	内 訳 部 門		
非金融法人企業	民間非金融法人企業		
	公的非金融企業	企業特別会計	
		独立行政法人等	
		地方公営企業	
		地方公社	
金融機関	中央銀行		
	民間金融機関	預金取扱機関	国内銀行
			中小企業金融機関等
			農林水産金融機関
			在日外銀
			合同運用信託
		保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関	公社債投信
			株式投信
			ファイナンス会社
	債権流動化にかかる特別目的会社・信託		
	ディーラー・ブローカー		
	非仲介型金融機関		
	保険・年金基金	保 険	生命保険
非生命保険			
共済保険			
年金基金	年金基金	企業年金	
		その他年金	
公的金融機関	保険・年金基金を除く金融仲介機関	融資特別会計	
		政府金融機関等	
	保険・年金基金		
一般政府	中央政府		
	うち一般会計・非企業特別会計		
	地方政府		
	社会保障基金		
家 計			
対家計民間非営利団体			
海 外			

第9章 資本調達勘定の推計

(b) 項目内容の相違 (表9 - 2 参照)

. SNA では「貨幣用金・SDR」を大項目とし、「貨幣用金」、「SDR」に区分する。また、「その他の金融資産・負債」の内訳項目として、「外貨準備高 (貨幣用金・SDR を除く)」を表章しており、IMF リザーブポジション等を含む。一方、『資金循環統計』では「その他対外債権債務」の内訳として「うち金・SDR 等」を表章しており、ここに IMF リザーブポジションも含んでいる。

. 『資金循環統計』では、交付国債、預金保険機構国債および IMF 向けの出資・抛出国債 (日銀保有分) を「国債・財融債」の残高に含めていない。なお、どちらの統計においても取引 (フロー) として認識しない点では一致している。

. SNA では上場株式と非上場株式の合計を「うち株式」に計上しているが、『資金循環統計』では「株式・出資金」の「うち株式」に上場株式のみを計上している。ただし、「株式・出資金」として全体の概念は一致する。

. 「直接投資」を「株式資本」、「再投資収益」、「その他資本」に区分する。

『資金循環統計』では「再投資収益」、「その他資本」を推計しておらず、対外直接投資に「株式資本」の額を表章している。なお、対内直接投資 (非居住者による国内企業の株式資本の取得) は「株式資本」の額を株式・出資金の海外部門の資産側に含むという点においては一致している。

b. 全ての取引を結合

同一制度部門内の取引は、全てグロスで表示 (結合という) している。

これにより他部門との取引関係が不明となる項目も一部あるが、各部門・項目の計数が実態に即したものとなる。

c. 推計手順

原則、各年度末の金融資産・負債残高表を作成し、次にその期中増減額を年度中の金融取引額とする。

暦年値は、年度値と同様の作成方法によるが、直接推計が困難な項目はそれぞれ関連資料を利用して年度計数を暦年計数に転換する。

各制度部門の推計方法は、次のように分けられる。

(a) 公的各部門 (地方政府、地方公営企業、地方公社を除く)

各機関の決算書や各種資料の積上げによって推計する。

(b) 「(a)」以外の部門

原則として『資金循環統計』の計数を用いる。

表9-2 金融資産・負債項目

大項目	内訳項目	
貨幣用金・SDR	貨幣用金	
	SDR	
現金・預金	現金	
	日銀預け金	
	政府預金	
	流動性預金	
	定期性預金	
	譲渡性預金	
	外貨預金	
	財政融資資金預託金	
貸出・借入	日銀貸出金・借入金	
	コール	
	買入・売渡手形	
	民間金融機関貸出・借入	住宅貸付・借入
		消費者信用
		その他
	公的金融機関貸出金・借入金	
		うち住宅貸付・借入
	非金融部門貸出金・借入金	
	消費者信用に含まれない割賦債権・債務	
現先・債券貸借取引		
株式以外の証券	政府短期証券	
	国債・財融債	
	地方債	
	政府関係機関債	
	金融債	
	事業債	
	居住者発行外債	
	コマーシャル・ペーパー	
	投資信託受益証券	
	信託受益権	
	債権流動化関連商品	
	抵当証券	
	株式・出資金	うち株式
金融派生商品	フォワード系	
	オプション系	
保険・年金準備金	保険準備金	
	年金準備金	
その他の金融資産・負債	外貨準備高（貨幣用金・SDRを除く）	
	預け金・預り金	
	企業間信用・貿易信用	
	未収金・未払金等	
	直接投資	株式資本
		再投資収益
		その他資本
	対外証券投資	
	その他対外債権・債務	
	その他	

第9章 資本調達勘定の推計

(2) 項目別推計方法(年度末値の推計)

a. 貨幣用金・SDR

貨幣用金・SDRは、『外貨準備等の状況』(財務省、月次)を基に推計する。

ストックの値は、財務省公表のドルベースの金・SDRを、『金融経済統計月報』の外国為替相場、東京市場のインターバンクスポットレート(月末レート)で円表示に換算し計数を求める。

フローの値は、財務省公表のドルベースの金・SDRの月ごとの差額に、東京市場のインターバンクスポットレート(月中平均レート)を掛けて算出したものを12か月積上げる。

また、当項目は保有部門を公表していないため、海外部門の負債側に総額を計上し、資産側は「その他」項目の中央政府部門と中央銀行部門に計上する。

SDRの配分および抹消は取引とはみなさず調整勘定に計上するが、平成21年7~9月期以降については『国際収支統計』にて取引として認識したことを受け、SNAでもフローに計上する。

b. 現金・預金

(a) 現金、流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、外貨預金

上記「(1)c.」のとおり。

なお、民間非金融法人企業の資産側が残差項目となる。また、外貨預金における中央政府の資産側は、『資金循環統計』の計数を使用する。

(b) 日銀預け金

『資金循環統計』の計数を用いる。『資金循環統計』と部門分類の異なる機関については決算書や各種資料により計数を把握し、部門間の組み替えを行う。

(c) 政府預金

『資金循環統計』の計数を用いる。なお、『資金循環統計』と同様に、財政統計における各特別会計の保有分については、中央政府に対する「その他」資産・負債として記録する。『資金循環統計』と部門分類の異なる部門については、『財政金融統計月報』(財務省)の国庫収支特集号により計数を把握し、「その他」資産内で部門間の組み替えを行う。

(d) 財政融資資金預託金

照会調査により得られた総額と保有部門の内訳の計数により推計する。

c. 貸出・借入

(a) 日銀貸出金・借入金、コール、買入・売渡手形、民間金融機関貸出・借入、現先・債券貸借取引

原則として『資金循環統計』の計数を用いる。『資金循環統計』と部門分類の異なる機関については決算書等により計数を把握し、部門間の組み替えを行う。

民間金融機関貸出の総額は『資金循環統計』の計数を用い、一方、負債側は公的各部門については決算書等を積み上げた計数を用い、民間非金融法人企業を除くその他の部門については『資金循環統計』の計数を用いる。

なお、民間非金融法人企業の負債側は残差となる。

また、民間金融機関貸出の資金用途別内訳である「住宅貸付」、「消費者信用」については、『資金循環統計』の計数を用いるが、「その他」については「民間金融機関貸出」から「住宅貸付」と「消費者信用」を控除した計数を計上する。

(b) 公的金融機関貸出金・借入金、非金融部門貸出金・借入金、消費者信用に含まれない割賦債権・債務

上記「(1)c .」のとおり。

民間非金融法人企業の負債側が残差項目となる。

公的金融機関貸出金・借入金の「うち住宅貸付・借入」は、住宅貸付を行っている機関の決算書等を用いて計数を推計する。

また、「不良債権の抹消」額は、償却する側の計数については、各公的金融機関の損益計算書に記録されている「貸付金償却」額を抽出し、償却される側の計数については、各公的金融機関の貸出先比率によって民間非金融法人企業と家計（個人企業を含む）に按分する。

d . 株式以外の証券

(a) 国庫短期証券

資産側は『資金循環統計』の計数を用いる。

負債側は、『財政金融統計月報』により、財政投融资特別会計の発行する国庫短期証券の残高を「融資特別会計」に計上し、残額を「中央政府」に計上する。『資金循環統計』と部門分類の異なる機関については決算書等により計数を把握し、部門間の組み替えを行う。

(b) 国債・財融債

ストックの値は、『資金循環統計』の計数から発行総額を抽出し、この値に『国債統計年報』（財務省、年次）による交付国債・預金保険機構国債を加え総額を求めて中央政府と融資特別会計の負債側に計上する。

資産側は、『地方財政統計年報』、『資金循環統計』等の計数を用いて各部門の計数を求め、残額を国内銀行に計上する。

フローの値は、『資金循環統計』の中央政府負債、財政融資資金の負債の合算値から国債の取引総額を確定する。

資産側は、公的部門は前期末と当期末の残高の差額をフローの計数とし、残りの

第9章 資本調達勘定の推計

部門については『資金循環統計』の計数を用いて残額を国内銀行の計数とする。『資金循環統計』と部門分類の異なる機関については決算書等により計数を把握し、部門間の組み替えを行う。

- (c) 地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、コマーシャル・ペーパー、投資信託受益証券、債権流動化関連商品、抵当証券

原則として『資金循環統計』の計数を用いる。地方債の負債側については、『地方財政統計年報』等を使用して、地方政府、地方公営企業、地方公社の計数を推計する。

政府関係機関債、金融債、事業債に関しては、『資金循環統計』で情報が得られない保有部門について決算書等を用いて推計する。

- (d) 居住者発行外債、信託受益権

上記「(1)c」のとおり。

なお、居住者発行外債では海外の資産側、信託受益権では民間非金融法人企業の資産側が残差項目となる。

e. 株式・出資金

- (a) うち株式

上場株式と非上場株式に分けて推計する。

ストックの値について、上場株式は、『資金循環統計』の「うち株式」を用いる。『資金循環統計』と部門分類の異なる部門については、決算書等により計数を確定する。

非上場株式は、国税庁の類似業種比準方式に準じる方法で非金融法人企業および金融機関（業種別）の時価総額を推計し、総額を確定する。資料として、『法人企業統計』（年報）や各企業の有価証券報告書等を用いる。

資産側の配分は、原則として公的部門について決算書等を用いて確定し、残額を『株式分布状況調査』（全国証券取引所、年次）の比率を用いて民間非金融法人企業と家計（個人企業を含む）に配分する。

フローの値については、上場株式は、『資金循環統計』の計数を用いて資産側、負債側に配分する。非上場株式は、資本金と資本準備金の増加分を確定して負債側に計上し、総額を確定する。

資産側は、決算書等から算出した残高差額を公的部門の取引額とし、残額を民間非金融法人企業と家計（個人企業を含む）の残高差額の比率に応じて配分する。

- (b) 出資金

政府出資金と民間出資金に分けて推計する。

政府出資金は、『財政金融統計月報』に掲載の「政府出資法人一覧」、決算書、『地方財政統計年報』等を用いて推計する。

民間出資金は、『法人企業統計』（年報）の資本金 1,000 万円未満の会社の「資本

金」，「資本準備金」部分を家計（個人企業を含む）から民間非金融法人企業への出資金とみなす。

また、民間金融機関への出資金については、中小企業金融機関等、農林水産金融機関、共済保険が受けた出資金を『資金循環統計』と決算書等を用いて把握することで負債側を確定し、それぞれの機関について妥当な出資元の資産側に配分する。

f．金融派生商品

フォワード系、オプション系ともに『資金循環統計』の計数を用いる。『資金循環統計』と部門分類の異なる機関については決算書等により計数を把握し、部門間の組み替えを行う。『資金循環統計』では資料の制約から平成12年7～9月期より取引額（フロー）を計上していないため、フロー表では「-」と表章する。

g．保険・年金準備金

保険準備金、年金準備金ともに『資金循環統計』の計数を用いる。

『資金循環統計』と部門分類の異なる機関については決算書等により計数を把握し、部門間の組み替えを行う。

h．その他の金融資産・負債

(a) 外貨準備高（貨幣用金・SDRを除く）

ストックの値は、『資金循環統計』の「その他対外債権債務」の内訳である「うち金・SDR等」の総額（中央政府資産と中央銀行資産の合計）から、円ベースに換算された貨幣用金・SDRを控除することによりリザーブポジションの総額を求める。

貨幣用金・SDRと同様に当項目も保有部門を公表していないため、海外部門の負債側に総額を計上し、資産側は中央政府部門と中央銀行部門の「その他」項目に計上する。

フローの値は、『外貨準備等の状況』のリザーブポジションの各月ごとの差額に、インターバンクスポットレート（月中平均レート）を乗じて各月の取引を計算し、それを足し上げることによって総額を求める。

資産側は残高と同じく「その他」項目に計上する。

(b) 預け金・預り金

上記「(1)c .」のとおり。

ただし、中央政府は『資金循環統計』の計数を用いる。なお、民間非金融法人企業の負債側が残差項目となる。

(c) 企業間信用・貿易信用

上記「(1)c .」のとおり。

ただし、中央政府は『資金循環統計』の計数を用いる。なお、家計の負債側が残

第9章 資本調達勘定の推計

差項目となる。

(d) 未収金・未払金等

上記「(1)c .」のとおり。

ただし、中央政府は『資金循環統計』の計数を用いる。なお、民間非金融法人企業の資産側が残差項目となる。

(e) 直接投資

対外直接投資は、『国際収支統計』を用いて直接投資合計、その内訳である株式資本、再投資収益、その他資本の額を海外部門の負債として確定した後、『資金循環統計』を用い、残高の比率で金融機関部門の資産側にそれぞれ配分し、残差は民間非金融法人企業とする。

対内直接投資については、『国際収支統計』を用いて直接投資合計、再投資収益、その他資本の額を確定し、全て民間非金融法人企業との取引とする。

なお、『国際収支統計』の対内直接投資のうち「株式資本」については、「直接投資」に記録せず「株式」に計上する。

(f) 対外証券投資

上記「(1)c .」のとおり。

ただし、中央政府（うち一般会計・非企業特別会計）は『資金循環統計』の計数を用いる。

なお、残差は『資金循環統計』の比率で民間非金融法人企業と家計（個人企業を含む）に配分する。

(g) その他対外債権・債務

『資金循環統計』の計数を用いるが、中央政府のストックの値は、日本銀行から公表される「対外資産負債残高」の計数から、『資金循環統計』で確定した政府金融機関分を控除して求め、フローの値については『国際収支統計』による。

海外の負債側のストック値については、海外部門の金融資産・負債差額が『本邦対外資産負債残高』（財務省・日本銀行）の対外純資産と整合的になるように調整を行う。海外の負債側のフロー値についても海外部門の純借入／純貸出（資金過不足）が海外勘定の「経常対外収支・資本移転による正味資産の変動」の値に一致するように調整を行う。海外部門の純借入／純貸出（資金過不足）と金融資産・負債差額は海外から見た場合の計数であるため、『国際収支統計』および『本邦対外資産負債残高』の計数と符号が逆になる。なお、「その他対外債権・債務」においては民間非金融法人企業の資産側が残差となる。

(h) その他

特別会計を含まない部門については『資金循環統計』の計数を用いる。特別会計を含む部門については、『資金循環統計』の計数に一般会計からの繰入金等を加える。また、政府預金についても調整を行うが、詳細は前述の政府預金の推計方法を参照。

外貨準備のうち中央政府・中央銀行保有分、中央政府と中央銀行間の補助貨幣流通高とIMF通貨代用証券日銀保有高の振替調整額等が含まれる。

(3) 調整勘定の推計

調整勘定には、当該年度と前年度末のストックの差額と当該年度フローとの差額が計上される。

原則、調整勘定の計数を直接推計することではなく、ストックとフローを推計する過程で計算されるが、公的金融機関貸出金・借入金については、各機関の貸付金の償却額を積上げる。

主な内容は次のとおり。

a. 再評価勘定

(a) 時価評価によりキャピタルゲイン・ロスが計上される場合

時価評価を行うことにより取引を伴わずに残高が増減する場合で、調整勘定の中で最も大きな部分を占める。

(例) 株式以外の証券、株式、金融派生商品、各対外取引項目

(b) 為替変動に起因したストックとフローの不接合を計上する場合

為替レートの変動による残高変化とその影響を除いたフローとの差額を計上。

(例) 対外取引項目

b. その他の資産量変動勘定

(a) 使用する資料のサンプル替え等のため計上される場合

ストック推計とフロー推計で使用する資料が異なる場合や、サンプル替え等の影響でストックの残高差額とフローの計数が異なる場合に計上。

(例) 非金融部門貸出金、企業間信用・貿易信用の一部、各対外取引項目

(b) 金融機関の貸出金償却をフローに計上しない場合

金融機関の貸出金償却をフローとしてではなく調整勘定として認識し計上。

(例) 民間金融機関貸出、公的金融機関貸出金

3. 純貸出(+)/純借入(-)と純貸出(+)/純借入(-)(資金過不足)

制度部門別資本調達勘定の実物取引と金融取引の各々のバランス項目である純貸出(+)/純借入(-)と純貸出(+)/純借入(-)(資金過不足)は概念上一致するが、実際には乖離が生じる。これは、実物取引の推計において統計上の不突合が存在すること、実物取引と金融取引の推計資料及び推計手法の相違等によるものである。

一国全体としては、制度部門別の純貸出(+)/純借入(-)の制度部門合計に統計

第9章 資本調達勘定の推計

上の不突合を加えると純貸出(+) / 純借入(-) (資金過不足)の制度部門合計となり、海外に対する債権の変動として統合勘定の資本調達勘定に記載される。

第10章 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計

1. 評価の原則

貸借対照表勘定における各資産の評価に当たっては、評価時点で観察可能な市場価格を用いて評価する。市場価格が得られない場合は、評価時点で取得された資産であるとして価額を推計する。主な推計方法は以下のとおり。

(1) フロー系列の累積の再評価

当該資産の取得から処分を控除した価額を累積し、固定資産については経過時間に応じた減価を控除した上で、再調達価格で再評価することによって推計する。在庫や耐久消費財の推計に利用するベンチマーク・イヤー法や固定資産の推計に利用する恒久棚卸法がこれにあたる。

(2) 収益還元法

当該資産から期待される将来便益の現在価値（割引価値）によって推計する。地下資源、漁場等の評価に際して利用している。

2. 各項目の推計方法

(1) 非金融資産

a. 生産資産

(a) 在庫

i. 推計方法の概要

『昭和45年国富調査』（経済企画庁）の結果をベンチマークとして、各年の増加額を積上げ推計する。

推計式

$$\text{期末在庫残高} = \text{期首在庫残高} + \text{在庫品増加額} + \text{調整額}$$

『昭和45年国富調査』における棚卸資産額を制度部門別及び形態別に組み替える。その際、コモ法における在庫品評価調整方法に準じた方法により、棚卸資産額を45年末評価資産額に調整する。

在庫品増加額の推計方法については、第2章「4. 在庫品増加額の推計」を参照。

ii. 調整額の推計

(i) 価格変化による再評価（再評価勘定）

期首在庫残高及び期中の在庫品増加額に対し、期首及び期中平均から期末にかけての価格変化率を乗じることにより推計する。

推計式

$$\begin{aligned} & \text{期首在庫残高} \times \left(\frac{\text{期末インフレーター}}{\text{期首インフレーター}} - 1 \right) \\ & + \text{在庫品増加額} \times \left(\frac{\text{期末インフレーター}}{\text{期中平均インフレーター}} - 1 \right) \end{aligned}$$

(ii) 制度部門分類の変更等による調整（その他の資産量変動勘定）

公的企業の民営化等制度部門が変更となった場合には、再調達価格による調整額を推計し、調整勘定において、変更前の制度部門にはマイナス額、変更後の制度部門にはプラス額を計上する。（例）電源開発株式会社が平成16年に民営化されたことに伴い、公的非金融企業にマイナス額、民間非金融法人企業にプラス額を計上。

iii. 立木の推計

民有林は、仕掛品在庫に含まれる。

なお、国有林等は、有形非生産資産の中の、「土地」の「その他の土地（林地を含む）」に含まれる。

(i) 推計方法

民有林は、実現在庫法により推計されたストック額に各年の増加額を積上げ、インフレーターを用いて再評価資産額を推計する。

(ii) 調整勘定

立木の調整勘定分は、時価評価された期末評価額と前年末評価額との差額から在庫純増分を除いたものとして求める。

(iii) 制度部門別分割

民有林は、家計と民間非金融法人企業に分割する。

(b) 固定資産（有形・無形）

有形及び無形固定資産の期末資産残高は、コモ法から作成される総固定資本形成の時系列データを基礎として、恒久棚卸法に基づいて推計する。恒久棚卸法とは、過去に遡った財別産業別の総固定資本形成額の時系列をすべて記録し、これを財種別と投資主体と投資年（ビンテージ）によって決められた償却率で経過年数に応じて減耗させながら積上げることにより、現在における財別産業別の純資本ストック

額を計算する手法である。この計算を行うために、過去に遡って各年の財別産業別総固定資本形成額を記録する固定資本マトリックスの時系列を作成する。

なお、フロー系列の総固定資本形成では無形固定資産に分類されている「プラントエンジニアリング」について、ストック系列においては有形固定資産の「その他の構築物」の一部に体化されるものとして有形固定資産に移し替えてから計上する。また、フロー系列の総固定資本形成に含まれる「有形非生産資産の改良」については、ストック系列において有形非生産資産（土地）の資本取引として扱われるため、固定資産の期末資産残高には計上されない。

資産額については、年末時点における減価償却後資産額（純ストック額）を再調達価格で評価する。

i. 期末資産残高と固定資本減耗の推計

(i) 固定資本マトリックス

固定資本マトリックスは、コモ法による各年の財別総固定資本形成データ（名目：購入者価格表示）を、制度部門別・経済活動別に展開することによって作成する。建築物については、コモ法の計数を産業連関表等に基づいたより詳細な構築物に細分化する²⁷。基礎となる制度部門別の総固定資本形成額については、資本調達勘定により決定され、さらに内訳としての経済活動別総固定資本形成額については、『法人企業統計年報』や『工業統計調査』等の各種統計を利用して作成する。また各資本財を制度部門別・経済活動別に配分する方法については、『産業連関表』の「固定資本マトリックス」（昭和45年表から直近の平成17年表までの間に8回作成）を時系列的に整合するよう組み替えてベンチマーク配分比とし、RAS法等によりバランス調整する。固定資本マトリックスは昭和30年から現在まで暦年ベースで作成する。

(ii) 恒久棚卸法

固定資本マトリックス（名目値）の時系列を、各年毎に財別基本単位デフレーター（暦年平均）を用いて実質化、建設物の細目については、国土交通省作成の『建設工事費デフレーター（平成17年基準）』を利用して実質化し、基準年価格による固定資本マトリックス（実質値）の時系列を作成する。次に、得られた固定資本マトリックス（実質値）を利用し、資本財別及び制度部門別・経済活動別のそれぞれの計数について恒久棚卸法による積上げ計算を行って、各暦年末の実質期末資産残高と固定資本減耗額を推計する。

実質資本ストックについては、

実質期末ストック額

²⁷ 平成12年基準以前は、社会資本について別に推計していたが、平成17年基準からは他の資本財と統一的に推計することとなった。

第10章 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計

＝ 実質期首ストック額 ＋ 実質期中投資額 － 実質期中減耗額 ＋ 実質調整額
の関係が成立する。

固定資本減耗の方法については、全ての財について定率法を採用し、期中の固定資本減耗額は、毎期の期首ストック額に一定率の財別償却率を乗じて推計する。財別償却率は『民間企業投資・除却調査』（内閣府）等から、資本財別、制度部門別及び投資年（ビンテージ）別に計算した値を用いる。実質調整額には通常予期されない大規模災害の被害や制度部門分類の変更による制度部門間での資産移動等を計上する。

得られた固定資本ストックマトリックス（実質値）は、財別基本単位デフレーター（暦年末）を用いて再調達価格に変換し、固定資本ストックマトリックス（名目値）を得る。また固定資本減耗マトリックス（実質値）については、財別基本単位デフレーター（暦年平均）を用いて再調達価格に変換し、固定資本減耗マトリックス（名目値）を得る。さらに実質調整額（マトリックス）を財別基本単位デフレーター（暦年平均）で名目化した計数は、調整勘定における「その他の資産量変動勘定」に計上する。名目資本ストックについては、

名目期末ストック額

＝ 名目期首ストック額 ＋ 名目当期投資額 － 名目当期減耗額 ＋ 名目調整額

の関係が成立する。名目調整額は、

名目調整額 ＝ その他の資産量変動 ＋ 名目保有利得

として調整勘定に表章される。

ii. 調整額の推計

(i) 制度部門分類の変更等による調整（その他の資産量変動勘定）

- ① 資本調達勘定の総固定資本形成に含まれている「有形非生産資産の改良」への投資額を貸借対照表勘定の有形非生産資産（土地）に分類替えするとともに、調整勘定に計上する。
- ② 公的企業の民営化等制度部門が変更となった場合には、再調達価格による調整額を推計し、調整勘定において、変更前の制度部門にはマイナス額、変更後の制度部門にはプラス額を計上する。（例）郵政事業特別会計（平成15年）、電源開発株式会社（平成16年）
- ③ 予見できない大規模な災害などにより生じた損失は、通常予見できる範囲を超えるものとして、調整勘定に計上する。
- ④ フロー編の総固定資本形成では無形固定資産に分類されているプラントエンジニアリングは、ストック編においては、有形固定資産の「その他の構築物」に一体化された形で計上する。そこで調整勘定において、無形固定資産の項目にプラントエンジニアリングの総固定資本形成額をマイナス額として計上し、

同額を有形固定資産の「その他の構築物」の項目にプラス額として計上する。
 実際の計算においては、上記の①～④の推計値を実質化したのちに、恒久棚卸法計算における実質調整額として使用する。

(ii) 価格変化による再評価（再評価勘定）

期首純資産額及び期中の純固定資本形成額に対し、期首及び期中平均から期末にかけての価格変化率を乗じたものと定義される。実際には、上記の名目期末ストック額に関する恒等式から導出される名目調整額に対し、(i)の「その他の資産量変動」を控除することで計算する。

b. 有形非生産資産

(a) 土地

民有地と国公有地等に分け、地目は宅地、耕地、その他（林地含む）の3種に区分して推計を行う。土地の推計方法は基本的に地目別、地域別面積にそれぞれ対応する単価を乗ずる。

i. 民有地

(i) 宅地

全国評価額は各都道府県評価額の合計とし、各都道府県評価額は各市町村（東京都特別区を含む）評価額の合計とする。

各市町村評価額は、各市町村の住宅地区及び村落地区の面積にそれぞれ対応する単価を乗じて住宅地区及び村落地区評価額を算出する。基礎資料は、面積は『固定資産の価格等の概要調書』（総務省）、単価は『地価公示』及び『都道府県地価調査』（ともに国土交通省）を用いている。

次に住宅地区及び村落地区評価額をベースとして、『固定資産の価格等の概要調書』における課税評価額の価格差を利用して、商業地区、工業地区、観光地区、併用住宅地区等の評価額を算出し、住宅地区及び村落地区評価額に加算する。

推計式

$$Si = \sum_{j=1}^n \{S_{ij} \times P_{ij} \times \alpha_i (1 + \beta_{ij} + \gamma_{ij} + \delta_{ij} + \varepsilon_{ij} + \zeta_{ij} + \eta_{ij})\}$$

$$S = \sum_{i=1}^{47} Si$$

i : 都道府県を表示する記号 j : 市町村を表示する記号

S_{ij} : 当該市町村の住宅地区及び村落地区年末面積

P_{ij} : 地価公示、地価調査より算出した当該市町村住宅地区、村落地区年末平均単価

第10章 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計

- α_j : 都道府県別の単価補正率
 β_{ij} : 住宅地区及び村落地区を基礎にした商業地区への資産額推計比率
 γ_{ij} : 住宅地区及び村落地区を基礎にした工業地区への資産額推計比率
 δ_{ij} : 住宅地区及び村落地区を基礎にした観光地区への資産額推計比率
 ε_{ij} : 住宅地区及び村落地区を基礎にした併用住宅地区への資産額推計比率
 ζ_{ij} : 住宅地区及び村落地区を基礎にした農業用併用宅地への資産額推計比率
 η_{ij} : 住宅地区及び村落地区を基礎にした生産緑地内宅地への資産額推計比率
 n : 当該都道府県内の市町村数
 S_i : 当該都道府県の年末宅地資産額 S : 全国の年末宅地資産額

(ii) 田・畑・林地

全国評価額は各都道府県評価額の合計とし、各都道府県評価額は各都道府県における一般の田・畑・林地の評価額と宅地介在の田・畑・林地の評価額の合計とする。基礎資料として、面積については『固定資産の価格等の概要調査』、単価については『田畑価格及び小作料調』及び『山林素地及び山元立木価格調』（ともに日本不動産研究所）を用いる。

推計式

$$S'_i = (S_A \cdot P_A + S_B \cdot P_B + S_C \cdot P_C) + (S_i \cdot \theta^i + S_i \cdot \theta''^i + S_i \cdot \theta'''^i)$$

$$S' = \sum_{i=1}^{47} S'_i$$

S_A, S_B, S_C : 当該都道府県の一般の田・畑・林地の面積

P_A, P_B, P_C : 当該都道府県の一般の田・畑・林地の平均単価

S_i : 当該都道府県の年末宅地評価額

$\theta^i, \theta''^i, \theta'''^i$: 当該都道府県の宅地評価額を基礎にした宅地介在の田・畑・林地への評価額推計比率

S'_i : 当該都道府県の田・畑・林地の評価額

S' : 全国の田・畑・林地の評価額

(iii) その他

全国評価額は各都道府県評価額の合計とし、各都道府県評価額は各都道府県の田・畑・林地の評価額を基礎に推計する。

推計式

$$S''_i = S'_i \cdot W_i$$

$$S'' = \sum_{i=1}^{47} S''_i$$

$S'i$: 当該都道府県の田・畑・林地の評価額

W_i : 当該都道府県の田・畑・林地の評価額を基礎にした「その他」への評価額推計比率

S''_i : 当該都道府県の「その他」評価額

S'' : 全国の「その他」評価額

ii. 国公有地等

国公有地等は、中央政府機関、地方政府機関及び対家計民間非営利団体の土地に大別される。地目区分（宅地、耕地、林地、その他）ごとの面積にそれぞれ対応する単価を乗じて推計を行う。

(i) 中央政府及び関連公的企業

政府会計（一般会計、特別会計）については、『財政金融統計月報（国有財産特集）』（財務省）に記載されている土地評価額を基礎とする。政府関係機関については、各種資料により土地評価額を集計する。

(ii) 地方政府及び関連公的企業

普通会計（一般会計、公営企業会計以外の特別会計）については、『公共施設状況調』（総務省）を用いる。都道府県及び市町村が所有する土地面積を、都道府県ごとに、宅地、耕地、山林及びその他に区分し、それぞれの面積に都道府県別単価を乗じて推計する。

公営企業会計については、『地方財政統計年報』の貸借対照表の土地評価額をもとに推計する。

財産区については、区有地面積を都道府県別に宅地、耕地、山林、原野及び雑種地に区分の上、それぞれの面積に都道府県別単価を乗じて推計する。

土地開発公社については各開発公社の帳簿価額の合計（総務省調査）より、道路公社及び住宅供給公社については各種資料それぞれ推計する。

(iii) 対家計民間非営利団体

宗教法人については『宗教年鑑』（文化庁）及び『法人土地基本調査』、教育機関については『学校基本調査』、社会福祉施設については『社会福祉施設調査報告』（厚生労働省）、『法人土地基本調査』及び『公共施設状況調査』を基に、それぞれ面積に地方政府の推計で用いる単価を乗じて推計する。

国有林等は、『財政金融統計月報（国有財産特集）』から立木竹の資産額、および『国有林野事業統計書』（林野庁）等を基に面積に対応する単価を乗じて推計する。なお、単価は、『山林素地及び山元立木価格調』（日本不動産研究所）の山元立木価格の変化を反映させた価格系列による。制度部門については、一般政府、公的非金融企業の土地の「その他（林地含む）」にストック額を計上する。

第10章 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計

企業等の制度部門が変更となった場合には、調整勘定（その他の資産量変動勘定）に変更前の制度部門にはマイナス額、変更後の制度部門にはプラス額を計上する。

iii. 制度部門分割

(i) 非金融法人企業

民間非金融法人企業については、『固定資産の価格等の概要調書』から得られる都道府県別法人比率を民有地評価額に乗じた額から、別途推計する民間金融機関の資産額を控除する。公的非金融企業については、国公有地等の評価額から分離計上する。

また、介護施設については『介護サービス施設・事業所調査』（厚生労働省）、『公共施設状況調』及び『法人土地基本調査』をもとに面積に地方政府の単価を乗じて推計を行い、非金融法人企業に含める。

(ii) 金融機関

民間金融機関については、金融機関の種類別（全国銀行、中小企業金融機関、農林水産金融機関、保険、証券）、用途別（店舗用地、社宅等用地、その他）、都道府県別の面積にそれぞれ対応する単価を乗じる。面積は有価証券報告書等に記載されている用途別内訳を利用する。単価については金融機関の種類に応じて『固定資産の価格等の概要調書』の情報により調整を行って算定したものをを用いる。

公的金融機関については、各種資料により土地評価額を集計する。

(iii) 一般政府

国公有地等の推計において一般政府として推計した額を計上する。

(iv) 家計

民有地評価額に『固定資産の価格等の概要調書』における都道府県別個人比率を乗じて推計する。

(v) 対家計民間非営利団体

国公有地等の推計において対家計民間非営利団体として推計した額を計上する。

(b) 地下資源

地下資源は、①石炭・石油・天然ガス、②金属鉱物、③非金属鉱物に区分して推計を行い、合計額を求める。

i. 推計方法

収益還元法（ホスコルド方式）により推計する。

推計式

$$P = a \times \frac{1}{S + \frac{r}{(1+r)^{n-1}}} = \frac{1}{S + F_n}$$

a : 純収益 s : 報酬利率 r : 蓄積利率 n : 稼行年数
F_n : 償還基金率

純収益は、生産額から原料、資材、燃料、電力、その他支出及び現金給与総額を控除する。稼行年数は可採粗鉱量を採掘粗鉱量で除して求める。基礎資料として、『本邦鉱業のすう勢調査』（経済産業省）を用いる。

還元利率は、蓄積利率と報酬利率の2種の利率を用いる。

蓄積利率は、鉱石を採掘・販売し、鉱業権の価値を回収するため安全確実に得られる利率であり、国債、公社債、預金等の利率を勘案して設定する。

報酬利率は、投下資本に対する報酬を得るための利率で、蓄積利率にリスクを加えたものであり、各種資料により設定する。

ホスコルド方式による評価額には、地下資源に加えて設備資産が含まれる。設備資産のうち地上設備については、固定資産の計数を用い、地下資源の評価額からその分を控除する。

ii. 制度部門分割

非金融法人企業に分類する。

(c) 漁場

漁場の範囲は、粗放養殖を除く全ての養殖漁場であり、内水面（河川及び湖沼）及び外海と仕切られた沿岸における養魚池及び養魚場、養殖かき及び真珠の養殖場等とする。

また、関連施設については、固定資産として別途評価されること等から対象としない。

i. 推計方法

収益還元法により推計する。

推計式

$$P = \frac{a}{r}$$

a : 魚種別純収益 r : 還元利率

第10章 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計

原資料から得られる各年の純収益は好不況による価格や収穫量の変化などを含むため、過去5年間の平均純収益率を用いる。

$$\text{純収益} = \text{生産額} \times \text{純収益率（過去5か年平均）}$$

純収益率は、海面養殖業については『漁業経営調査』（農林水産省）、内水面養殖業については『漁業センサス』（農林水産省）をそれぞれ用いて推計する。海面養殖業については、養殖収入から養殖支出、見積もり家族労賃、支払利子、租税公課を控除した額を用いる。内水面養殖業については、収穫金額から「種苗費、飼育費、労賃及びその他の費用（合計値の20%相当）を合計した額」を控除した額を用いる。

ii. 制度部門分割

家計（個人企業を含む）に分類する。

(2) 金融資産及び負債

第9章「2. 金融取引」参照。

3. 調整勘定

(1) 調整勘定の役割

調整勘定には、貸借対照表勘定の期首と期末の変動のうち資本調達勘定における変動以外の要因が計上される。具体的には、

- a. 価格変化による再評価
- b. 債権者による不良資産の抹消
- c. 予測不可能な事態に基づく調整
- d. 資本調達勘定から除外されている有形資産の価値の純増
- e. 制度部門分類の変更等による調整
- f. 購入された非金融無形資産の消滅
- g. 基礎資料や推計上の不突合及び不連続

の調整項目が概念上含まれる。

このうち、「a.」は、期首・期末間の実現、未実現のキャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロス（名目保有利得及び損失）である。これは、資本調達勘定では、資産・負債を取得時価格で評価し、また、貸借対照表勘定において期首の資産・負債は期首価格で評価されるのに対し、期末の資産・負債は、期末価格で評価されることから生じる名目価値の差を計上するものである。

調整勘定の推計には、調整項目を積上げて算出する方法と、期首、期末の残高差額から接近する方法がある。

前者は、固定資産、在庫及び一部の金融資産・負債の推計に適用され、価格変化による再評価、分類の変更による調整等の調整項目を加えて全体の調整額を算出する。

後者は、土地、一部の金融資産・負債に適用され、まず期首と期末の残高差額を算出し、それから期中の資本取引を差し引いて調整額を求める。次に調整額を価格変化による再評価、自然成長等の調整項目に細分化する。

調整勘定は、更に数量的な変化に起因する「その他の資産量変動勘定」と、価格変化に起因する「再評価勘定」に分割される。

(2) その他の資産量変動勘定

その他の資産量変動勘定は、地下資源の発見や減耗、戦争または政治事件による破壊や自然災害による破壊のような要因による数量の変化であり、現実には資産の量を変化させるものを記録する。

その他の資産量変動勘定の記録事項は、取引の結果ではないものを記録するという点で再評価勘定と同様な性格を持つが、記録事項は資産、負債及び正味資産の変化等多様な種類にわたる。

その他の資産量変動勘定は、以下の項目を含む。

- a. 地下資源の確認埋蔵量の変動等
- b. 貴重品や歴史的記念物
- c. 漁業資源等
- d. 地震、台風等災害による損失
- e. 政府による理由なき一方的な資産の没収
- f. 陳腐化、脆弱性による除却及び在庫品の例外的損失
- g. 債権者による不良債権の抹消等
- h. 制度部門の変更

(3) 再評価勘定

再評価勘定は、金融・非金融資産及び負債の所有者に対して、当該会計期間中に生じた名目保有利得または損失を記録する。

一定量の資産に対する名目保有利得は、その価格の経時的変化または、一般的にはその貨幣的価値の経時的変化の結果として、当該資産の所有者に生じる利益額として定義される。負債に対する保有利得の価値は、符号は逆であるが負債の価格または貨幣的価値の変化に等しい。

こうした名目保有利得は、さらに中立保有利得と実質保有利得に分割される。推計方法は以下のとおり。

第10章 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計

a. 名目保有利得

名目保有利得は、当期末と前期末の資産（負債）残高の差額から、資本取引及びその他の資産量変動を差し引いた額となる。

b. 中立保有利得

中立保有利得は、名目保有利得のうち、一般物価指数とまったく同様な動きを経時的に示す場合に生じるであろう保有利得であり、GDPデフレーターにより計測する。

c. 実質保有利得

実質保有利得は、資産（負債）に対する名目保有利得と中立保有利得の差として計測する。

4. 家計の耐久消費財残高（参考）

家計の耐久消費財残高は参考として表章する。推計の範囲は、「①家具・敷物、②家庭用器具、③個人輸送機器、④情報・通信機器、⑤その他」とする。骨とう品、美術品は評価の困難性から除外する。

推計方法については、『昭和45年国富調査（家計資産調査）』を基礎資料とし、資産項目をSNAに適合するよう組替え、半年分の減価償却を加えてベンチマークとした上で、ベンチマーク・イヤー法により推計を行う。

耐久消費財支出額は、「家計の目的別最終消費支出」の計数を用いる。

なお、調整額には、減価償却額、価格変化による再評価及びその他の資産量変動を含める。

表10-1 昭和45年国富調査と耐久消費財分類の対応

国 富 調 査	耐 久 消 費 財 分 類					備 考
	家具・敷物	家庭用器具	個人輸送機器	情報・通信機器	その他	
耐 久 消 費 財						
家具・敷物類	○					
家庭用器具		○				
(うち) ステンレス流し台	○					
調理台	○					
裁ち台	○					
輸送用機器			○			うば車(ベビーカー)は除外
教養娯楽用具						
テレビ				○		
ラジオ・他の音響装置				○		
光学器具					○	
楽器					○	
スポーツ用品						
文具					○	除外 タイプライター、電卓等
他の教養娯楽用具						除外(マーチャンパイ、将棋盤等)
そ の 他						
医療用器具						除外
整容衛生器具						//
時計						//
家庭用工具					○	電動工具、家庭用大工セット(電動でないものは除外)
他の雑器具						除外(きやつ、はしご、プランコ等)
(うち) 電気井戸ポンプ		○				
太陽熱温水器		○				
半耐久消費財						
教養娯楽・家庭用雑品類(うち) 置物	○					
主 な 品 目	木製流し台・調理台・ガス台、木製机・テーブル・椅子、石工品、タフ、テッドカーペット、木製欄・戸棚、その他の木製家具	エアコンディショナ(セパレート型等)、電気冷蔵庫、その他の民生用電気機械器具、その他の空調・住宅関連機器、その他の厨房機器、電気洗濯機、理容用電気器具	乗用車、トラック、二輪自動車、軽快車・ミニサイクル・マウンテンバイク、車いす	液晶テレビジョン受信機、パーソナルコンピュータ、携帯電話、磁気・光学録画再生装置、無線応用装置、業務用パッケージソフト、その他のソフト	デジタルカメラ、カメラ・写真装置の部品、取付具・付属品、顕微鏡・拡大鏡、高倍率レンズ、ピアノ、電子楽器	

第 1 1 章 その他参考表等の推計方法

1 . 経済活動別就業者数・雇用者数・労働時間

(1) 就業者数・雇用者数

就業者数・雇用者数については、基本的に『国勢調査』を用いて産業別、従業上の地位別（雇用者、自営業主、家族従業者）に推計する。『国勢調査』は5年に1度の統計であるため、『国勢調査』が実施された年の9月分については同調査を用いるが、それ以外の月は『労働力調査』を用いて月次毎に推計する。なお、SNA では2つ以上の仕事に従事し、かつ事業所も異なる場合は、それぞれ一人と数える副業者分の概念があるので、『就業構造基本調査』（総務省、5年ごと）から就業者に占める副業者の割合で求めた副業者比率によって副業者数を推計し、就業者数に加算する。次に、副業者を含めて推計した産業別、従業上の地位別の人数を『工業統計調査』、『事業所・企業統計調査』等を用い、経済活動別に分割する。年及び四半期値については、月次の値のそれぞれ12か月、3か月の平均値とする。

(2) 労働時間

労働時間数には、『毎月勤労統計調査』と『労働力調査』、『国勢調査』の産業別一人当たり労働時間数を用いて、SNA に沿った経済活動別産業分類に組み替える。

2 . 実質国民総可処分所得

実質国民総可処分所得について、以下のように推計する。

- (1) 交易利得・損失を推計する。
- (2) 不変価格表示の GDP に交易利得・損失を加え、実質国内総所得（実質 GDI）を推計する。
- (3) 実質 GDI に海外からの第 1 次所得の純受取を加え、実質国民総所得を推計する。
- (4) 実質国民総所得に海外からの経常移転の純受取を加え、実質国民総可処分所得を推計する。